デジタル原則を踏まえた
アナログ規制の見直しに係る
工程表のフォローアップ

（令和６年度６月見直し期限）

2024 年９月10日

デジタル庁

令和４年 12 月 21 日に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の、７項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）、「FD 等の記録媒体を指定する規制」及び「その他工程表（経済界要望等）」について、点検対象条項に係る規制見直しのフォローアップを行うもの。

・７項目のアナログ規制

・FD 等の記録媒体を指定する規制

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	10	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	警察庁	第11条第4項	対象施設の安全の確保のための措置	目視規制	2	3	要	令和6年度4月～6月	目視一警察庁1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本項目の見直し状況は航空法施行規則第92条第6号の見直し状況に準じるところ、デジタル庁と国交省の間で、特段通達の発出等は行わずに見直し完了と整理されたとのことであるから、本項目も自動的に見直し完了になるものと認識。			
別表1	23	工事担任者規則	総務省	第23条第2項	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	オンライン調査による実施が可能であることを第57条において規定している旨、2023年9月に各総合通信局に事務連絡を発出した。			
別表1	24	工事担任者規則	総務省	第34条第2項	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	オンライン調査による実施が可能であることを第57条において規定している旨、2023年9月に各総合通信局に事務連絡を発出した。			
別表1	28	消防施設強化促進法	総務省	第7条	実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一総務省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	現行、該当する補助金は無いが、該当する補助金が新たに創設された場合の対応に関する内規にて、実地検査のうち、情報通信技術の活用によって代替することが差し支えなく、検査の目的が達成される場合であれば、情報通信技術を活用し、円滑に検査を行うことが考えられるとした。			
別表1	52	電気通信主任技術者規則	総務省	第25条第2項	資料等の提出	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	オンライン調査による実施が可能であることを第70条において規定している旨、2023年9月に各総合通信局に事務連絡を発出した。			
別表1	53	電気通信主任技術者規則	総務省	第36条第2項	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	オンライン調査による実施が可能であることを第70条において規定している旨、2023年9月に各総合通信局に事務連絡を発出した。			
別表1	56	無線従事者規則	総務省	第19条第2項	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年5月、「無線従事者規則等に基づく各種調査のオンライン方式による実施について」（令和5年5月18日付事務連絡）の発出により、無線従事者規則に規定された調査においてオンライン技術を積極的に導入するよう地方局に指示を行った。			
別表1	57	無線従事者規則	総務省	第29条第2項	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年5月、「無線従事者規則等に基づく各種調査のオンライン方式による実施について」（令和5年5月18日付事務連絡）の発出により、無線従事者規則に規定された調査においてオンライン技術を積極的に導入するよう地方局に指示を行った。			
別表1	58	無線従事者規則	総務省	第32条の5第2項	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年5月、「無線従事者規則等に基づく各種調査のオンライン方式による実施について」（令和5年5月18日付事務連絡）の発出により、無線従事者規則に規定された調査においてオンライン技術を積極的に導入するよう地方局に指示を行った。			
別表1	59	無線従事者規則	総務省	第43条第2項	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年5月、「無線従事者規則等に基づく各種調査のオンライン方式による実施について」（令和5年5月18日付事務連絡）の発出により、無線従事者規則に規定された調査においてオンライン技術を積極的に導入するよう地方局に指示を行った。			
別表1	60	無線従事者規則	総務省	第69条第2項	資料の提出等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年5月、「無線従事者規則等に基づく各種調査のオンライン方式による実施について」（令和5年5月18日付事務連絡）の発出により、無線従事者規則に規定された調査においてオンライン技術を積極的に導入するよう地方局に指示を行った。			
別表1	66	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	法務省	第5条	登記官による調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。見直しにおいては、ＵＡＶ（ドローン）により撮影した写真による現地調査等が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においては、関係機材の調達には多大な費用を要すること、技術面においては、調査に当たっては繁茂している草木等を退かした上で埋もれていた構造物に書かれた情報を読み取る等の作業も必要となるところ、代替技術として求められる精度・機能になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得るなどの事情により、完了が令和7年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。
別表1	67	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	法務省	第6条第1項	立入調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。見直しにおいては、ＵＡＶ（ドローン）により撮影した写真による現地調査等が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においては、関係機材の調達には多大な費用を要すること、技術面においては、調査に当たっては繁茂している草木等を退かした上で埋もれていた構造物に書かれた情報を読み取る等の作業も必要となるところ、代替技術として求められる精度・機能になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得るなどの事情により、完了が令和7年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。
別表1	68	不動産登記法	法務省	第135条第1項	筆界調査委員による事実の調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		見直しにおいては、UAV（ドローン）により撮影した写真による現地調査、写真点群測量、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの活用が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においてUAV測量関係の機材・ソフトウェア（3次元の復元ソフト、オルソ地図の活用ソフトなど）の調達には多大な費用を要すること、技術面において法令上許容される精度誤差以内の精度を確保することができないこと、代替技術が求められる精度になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得ることなどの事情により、見直しの完了が令和7年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。
別表1	69	不動産登記法	法務省	第136条第1項	測量及び実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		見直しにおいては、UAV（ドローン）により撮影した写真による現地調査、写真点群測量、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの活用が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においてUAV測量関係の機材・ソフトウェア（3次元の復元ソフト、オルソ地図の活用ソフトなど）の調達には多大な費用を要すること、技術面において法令上許容される精度誤差以内の精度を確保することができないこと、代替技術が求められる精度になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得ることなどの事情により、見直しの完了が令和7年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。
別表1	70	不動産登記法	法務省	第137条第1項	立入調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		見直しにおいては、UAV（ドローン）により撮影した写真による現地調査、写真点群測量、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの活用が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においてUAV測量関係の機材・ソフトウェア（3次元の復元ソフト、オルソ地図の活用ソフトなど）の調達には多大な費用を要すること、技術面において法令上許容される精度誤差以内の精度を確保することができないこと、代替技術が求められる精度になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得ることなどの事情により、見直しの完了が令和7年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。
別表1	74	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	財務省	第12条第2項	財務大臣の監督	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針（昭和25年4月7日付閣国第１４０号）の改正により、実地調査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査を許容する旨を明示した。			
別表1	77	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第13条第7項	製造業の許可	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年1月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和4年11月11日付薬生薬審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表1	79	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第14条第7項	医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年1月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和4年11月11日付薬生薬審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、適合性調査においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表1	80	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第14条第9項	医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年1月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和4年11月11日付薬生薬審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、適合性調査においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表1	82	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第14条の2第2項	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程の区分ごとの調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年1月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和4年11月11日付薬生薬審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、区分適合性調査においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表1	85	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第14条の7の2第4項	医薬品、医薬部外品及び化粧品の承認された事項に係る変更計画の確認	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年1月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和4年11月11日付薬生薬審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、変更計画適合性確認においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表1	86	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の22第7項	製造業の許可	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年1月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和4年11月11日付薬生薬審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、再生医療等製品の製造業の許可申請においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表1	88	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の25第6項	再生医療等製品の製造販売の承認	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年1月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和4年11月11日付薬生薬審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、再生医療等製品の製造販売承認申請においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表1	89	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の25第8項	再生医療等製品の製造販売の承認	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年1月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和4年11月11日付薬生薬審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、再生医療等製品の製造販売承認申請においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表1	98	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の2の23第4項	指定高度管理医療機器等の製造販売の認証	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年8月8日から、「医薬品医療機器等法登録認証機関協議会の作成した「電子データを用いた認証申請及び審査上の取り扱いに関するガイドライン」について（令和5年8月8日付事務連絡）」の発出により、登録認証機関に対する医療機器の適合性調査申請等においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	99	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の2の23第6項	指定高度管理医療機器等の製造販売の認証	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年８月８日から、「医薬品医療機器等法登録認証機関協議会の作成した「電子データを用いた認証申請及び審査上の取り扱いに関するガイドライン」について（令和５年８月８日付事務連絡）」の発出により、登録認証機関に対する医療機器の適合性調査申請等においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表１	101	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の32の2第4項	再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和４年11月11日付薬生審審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表１	102	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第80条第1項	適用除外等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月11日から、「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和４年11月11日付薬生審審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、適合性調査においてオンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表１	104	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第80条第3項	適用除外等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和４年11月11日付薬生審審発1111第1号、薬生機審発1111第1号、薬生安発1111第1号、薬生監麻発1111第1号）」の発出により、輸出用再生医療等製品適合性調査申請において、オンライン提出を可能とする運用を開始した。			
別表１	106	健康保険法	厚生労働省	第7条の38第1項	報告の徴収等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和4年度に実施したオンライン監査を定例化する旨全国健康保険協会に周知し、今年度監査を実施する際に発出する監査実施通知と併せて改めて明示することとした。 ※　実施通知は令和7年1月頃発出を予定			
別表１	118	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	第50条の38第2項	報告の徴収等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（麻薬及び向精神薬取締法及び覚醒剤取締法関係）」（令和６年８月７日付け医薬監麻発0807第４号）を発出し、デジタル技術を活用して通関（Web 会議システムの利用等）で当該業務を実施することとして差し支えない旨を明確化した。			
別表１	119	麻薬及び向精神薬取締法	厚生労働省	第58条の16第1項	報告等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（麻薬及び向精神薬取締法及び覚醒剤取締法関係）」（令和６年８月７日付け医薬監麻発0807第４号）を発出し、デジタル技術を活用して通関（Web 会議システムの利用等）で当該業務を実施することとして差し支えない旨を明確化した。			
別表１	120	労働安全衛生法	厚生労働省	第30条第1項第3号	特定元方事業者等の講ずべき措置	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について」（令和６年６月28日付け基安安発0628第１号）の発出により、目視規制において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	121	労働安全衛生規則	厚生労働省	第18条の8第1号	店社安全衛生管理者の職務	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、目視規制において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	122	労働安全衛生規則	厚生労働省	第637条	作業場所の巡視	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、目視規制において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	145	ガス事業法	経済産業省	第167条第1項	土地の立入	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月15日に「デジタル原則を踏まえたガス事業制度に係る法令等について」というお知らせを資源エネルギー庁HPに掲載し、測量及び実地調査については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用することを妨げるものではない旨を明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/summary/guideline/pdf/dejitaru_gas.pdf			
別表１	146	ガス事業法施行規則	経済産業省	第24条第1項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左周の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/24040628-02-01.pdf			
別表１	147	ガス事業法施行規則	経済産業省	第24条第2項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左周の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/24040628-02-01.pdf			
別表１	148	ガス事業法施行規則	経済産業省	第92条第1項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左周の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/24040628-02-01.pdf			
別表１	149	ガス事業法施行規則	経済産業省	第92条第2項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左周の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/24040628-02-01.pdf			
別表１	150	ガス事業法施行規則	経済産業省	第148条第1項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左周の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/24040628-02-01.pdf			
別表１	151	ガス事業法施行規則	経済産業省	第148条第2項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通９	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左周の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/24040628-02-01.pdf			
別表１	152	コンビナート等保安規則	経済産業省	第31条第4号	保安係員の職務	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める目視による調査、巡視及び点検については、デジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	452	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第76条第4号	保安係員の職務	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める目視による調査、巡視及び点検については、デジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	453	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第7条の4第3項第2号	顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める目視による調査、巡視及び点検については、デジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	782	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第74条第4号	保安係員の職務	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める目視による調査、巡視及び点検については、デジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	837	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第24条第16号	地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備	目視規制	2	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通５	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	838	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第52条の2第3項第3号	火工所	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通５	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	839	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第52条第3項第2号	火薬類取扱所	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通５	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	840	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第52条第3項第4号	火薬類取扱所	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通５	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	841	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第53条第16号	発破	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	842	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第54条の3第9号	構造物解体用発破	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	843	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第56条の2第4項第3号	コンクリート破砕器の消費	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	844	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第56条の3第1項第4号	建設用びょう打ち銃用空包の消費	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	845	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第5条の2第1項第15号	移動式製造設備に係る製造方法の基準	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	846	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第5条第1項第27号	定置式製造設備に係る製造方法の基準	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	847	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第67条第2項第2号	廃棄に関する技術上の基準	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	848	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第6条第1項第4号	危害予防規程	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	849	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第87条第1号	危険時の措置	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	850	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-1	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	851	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-16の4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	852	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-12	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	853	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-13	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	854	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-13の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	855	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-14	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	856	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-15	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	857	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-15の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	858	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-15の3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	859	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-16	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	860	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-16の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	861	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-16の3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	862	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-18	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	863	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-19	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	864	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-19の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	865	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-19の3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	866	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-19の4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	867	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	868	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-20	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	869	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-21	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	870	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-22	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	871	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-24	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	872	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-25	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	873	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-27	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	874	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-28	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	875	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-29	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	876	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	877	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-30	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	878	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-32	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	879	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-33	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	880	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-34	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	881	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-35	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	882	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-36	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	883	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-37	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	884	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-37の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	885	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-38	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	886	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-38の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	887	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-38の3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	888	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-39	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	889	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-39の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	890	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	891	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-40	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	892	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-41	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	893	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	894	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	895	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	896	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-7	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	897	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-8	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	898	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)1-9	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	899	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-10	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	900	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-11	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	901	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-11の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	902	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-11の3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	903	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	904	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	905	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	906	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-7	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	907	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-8	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	908	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)2-9	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	909	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-1	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	910	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-11	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	911	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-15	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	912	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-18	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	913	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-19	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	914	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-19の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	915	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-19の3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	916	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-19の4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	917	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-19の5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	918	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	919	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-21	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	920	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-23	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	921	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-26	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	922	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-27	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	923	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-28	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	924	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-29	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	925	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	926	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-30	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	927	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-31	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	928	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-32	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	929	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-33	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	930	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-33の2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	931	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-33の3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	932	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	933	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	934	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	935	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-7	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	936	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第1(第44条第1項関係)3-8	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	937	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)1	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	938	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)10-1	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	939	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)10-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	940	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)10-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	941	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)10-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	942	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)11-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	943	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)11-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	944	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)11-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	945	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)11-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	946	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)12-1-ニ	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	947	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)12-1-ハ	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	948	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)12-1-ロ	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	949	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)12-2-ニ	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	950	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)12-2-ハ	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	951	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)12-2-ホ	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	952	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)12-2-ロ	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	953	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)13-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	954	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)13-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	955	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)13-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	956	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)13-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	957	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)14-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	958	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)14-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	959	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)15	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	960	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)16	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	961	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)16-1	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	962	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)16-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	963	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)16-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	964	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)16-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	965	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)16-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	966	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)16-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	967	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)16-7	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	968	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)17-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	969	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)17-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	970	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)17-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	971	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)18	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	972	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-1	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	973	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-10	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	974	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-11	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	975	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-12	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	976	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-13	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	977	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-14	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	978	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-15	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	979	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-16	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	980	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	981	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	982	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	983	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	984	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-7	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	985	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-8	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	986	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)2-9	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	987	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)3-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	988	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)3-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	989	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)3-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	990	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)3-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	991	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)4-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	992	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)4-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	993	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)4-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	994	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)4-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	995	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)4-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	996	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)4-7	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	997	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)4-8	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	998	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-10	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	999	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1000	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1001	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1002	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1003	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1004	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-7	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1005	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-8	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1006	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)5-9	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1007	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)6-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1008	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)6-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1009	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)6-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1010	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)6-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1011	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)6-7	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1012	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)7-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1013	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)7-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1014	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)8-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1015	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)8-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1016	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)8-4	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1017	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)8-5	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1018	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)8-6	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1019	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)9-2	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1020	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第2(第44条第2項関係)9-3	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase≧2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1021	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-1	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1022	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-11	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1023	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-12	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1024	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-13	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1025	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-13の2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1026	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-14	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1027	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-15	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1028	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-15の2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1029	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-15の3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1030	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-16	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1031	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-16の2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1032	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-16の3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1033	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-16の4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1034	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-18	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1035	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-19	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1036	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-19の2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1037	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-19の3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1038	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-19の4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1039	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1040	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-20	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1041	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-21	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1042	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-22	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1043	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-24	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1044	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-25	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1045	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-27	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1046	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-28	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1047	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-29	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1048	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1049	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-30	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1050	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-32	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1051	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-33	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1052	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-34	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1053	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-35	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1054	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-36	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1055	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-37	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1056	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-37-02	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1057	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-38	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1058	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-38-02	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1059	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-38-03	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1060	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-39	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1061	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-39の2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1062	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1063	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-40	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1064	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-41	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1065	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1066	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1067	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-7	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1068	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)1-9	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1069	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-10	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1070	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-11	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1071	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-11の2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1072	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-11の2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1073	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1074	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1075	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1076	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1077	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-7	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1078	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-8	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1079	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)2-9	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1080	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-1	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1081	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-11	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1082	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-15	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1083	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-18	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1084	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-19	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1085	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-19の2	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1086	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-19の3	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1087	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-19の4	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1088	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-19の5	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1089	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-2	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1090	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-21	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1091	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-23	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1092	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-26	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1093	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-27	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1094	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-28	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1095	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-29	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1096	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-3	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1097	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-30	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1098	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-31	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1099	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-32	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1100	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3(第44条の5第1項関係)3-33	検査検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1101	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3[第44条の5第1項関係]3-33の2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1102	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3[第44条の5第1項関係]3-33の3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1103	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3[第44条の5第1項関係]3-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1104	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3[第44条の5第1項関係]3-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1105	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3[第44条の5第1項関係]3-7	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1106	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第3[第44条の5第1項関係]3-8	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1107	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]1	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1108	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]10-1	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1109	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]10-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1110	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]10-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1111	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]10-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1112	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]11-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1113	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]11-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1114	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]11-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1115	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]11-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1116	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]12-1-ニ	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1117	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]12-1-ヘ	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1118	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]12-1-ト	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1119	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]12-2-ニ	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1120	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]12-2-ヘ	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1121	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]12-2-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1122	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]12-2-1	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1123	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]13-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1124	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]13-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1125	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]13-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1126	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]13-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1127	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]13-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1128	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]14-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1129	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]14-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1130	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]15	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1131	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]16	完成検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1132	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]16-1	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1133	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]16-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1134	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]16-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1135	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]16-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1136	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]16-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1137	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]16-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1138	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]16-7	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1139	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]17-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1140	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4[第44条の5第2項関係]17-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが⼜は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1141	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)17-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1142	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)18	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1143	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-1	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1144	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-10	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1145	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-11	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1146	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-12	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1147	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-13	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1148	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-14	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1149	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-15	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1150	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-16	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1151	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1152	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1153	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1154	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1155	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1156	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-7	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1157	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-8	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1158	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)2-9	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1159	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)3-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1160	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)3-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「⽕薬類取締法施⾏規則の⼀部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「⽕薬類取締法施⾏規則の機能性基準の運⽤について」の⼀部改正について」の発出により、デジタル技術の活⽤を可能とした。 ⾒直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	1161	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)3-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1162	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)3-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1163	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)4-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1164	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)4-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1165	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)4-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1166	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)4-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1167	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)4-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1168	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)4-7	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1169	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)4-8	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1170	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-10	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1171	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1172	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1173	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1174	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1175	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1176	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-7	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1177	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-8	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1178	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)5-9	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1179	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)6-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表1	1180	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)6-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和6年6月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「『火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について』の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1181	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)6-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1182	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)6-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1183	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)6-7	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1184	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)7-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1185	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)7-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1186	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)8-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1187	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)8-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1188	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)8-4	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1189	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)8-5	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1190	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)8-6	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1191	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)9-2	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1192	火薬類取締法施行規則	経済産業省	別表第4(第44条の5第2項関係)9-3	保安検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	1193	基準器検査規則	経済産業省	第16条第1項	構造検査の方法	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1194	基準器検査規則	経済産業省	第28I条	機構及び作用の検査	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1195	基準器検査規則	経済産業省	第40I条	機構及び作用の検査	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1196	基準器検査規則	経済産業省	第42I条	機構及び作用の検査	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1197	経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	経済産業省	第4条第1項第13号	貸付条件	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地調査の運用におけるデジタル技術の活用について（省内通知）」を発出し、実地調査を行うにあたりデジタル技術を活用することは差し支えない旨を明確化した。			
別表１	1203	工業用水道事業法	経済産業省	第15条第1項	土地の立入	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一経済産業省2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立入及び立入検査の実施並びに調書の閲覧に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け事務連絡）の発出により、土地の立入においてデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/R6_digital_kousuiji/gyouhou_sekoukitoku.pdf			
別表１	1205	鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令	経済産業省	第40条第2項第2号	火薬類取扱所の建物の構造	目視規制	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令」（経済産業省令第４１号）の公布・施行や「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、盗難及び火災を防止するために配置する見張人については、デジタル技術を用いて見張人の常時２同等以上の措置を講じることでも可能となるよう見直しした。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	1210	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第26条第1号	施設等の巡視及び点検	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、デジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。			
別表１	1211	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第26条第2号	施設等の巡視及び点検	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、デジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。			
別表１	1212	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第26条第4号	施設等の巡視及び点検	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、デジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。			
別表１	1213	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第26条第5号	施設等の巡視及び点検	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、デジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。			
別表１	1214	電気事業法	経済産業省	第59条第1項	立入り	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、業界団体に対し、事務連絡「電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第５９条並びに第６１条及び電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０５・２９資第１６号）第１（６２）並びに（６３）に規定する測量及び実地調査について」を発出し、電気事業法第５９条並びに第６１条及び電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第１（６２）並びに（６３）に規定する測量及び実地調査については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して行うものも含むことを明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1215	電気事業法	経済産業省	第61条第1項	植物の伐採又は移植	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、業界団体に対し、事務連絡「電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第５９条並びに第６１条及び電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０５・２９資第１６号）第１（６２）並びに（６３）に規定する測量及び実地調査について」を発出し、電気事業法第５９条並びに第６１条及び電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第１（６２）並びに（６３）に規定する測量及び実地調査については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して行うものも含むことを明確化した。			
別表１	1220	電気事業法施行規則	経済産業省	第96条第2項第5号	一般用電気工作物の調査	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年7月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-denryokuanzen.pdf>をホームページで周知し、左周の内規の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。			
別表１	1221	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第17条第1項	構造検定の方法	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1222	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第21条第3項	変成器付電気計器検査	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年6月27日付20240620資電部第1号）の発出により、デジタル原則に基づいた計量法関係法令における取り扱いを明確化した。			
別表１	1223	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第22条第2項	装置検査	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1224	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第46条	性能に関する検査の方法	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1225	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第53条	性能に関する検査の方法	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1226	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第66条	性能に関する検査の方法	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1227	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第68条第3項	合番号の除去	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年6月27日付20240620資電部第1号）の発出により、デジタル原則に基づいた計量法関係法令における取り扱いを明確化した。			
別表１	1228	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第69条第2項	装置検査証印の除去	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1229	特定計量器検定検査規則	経済産業省	第999条第1項	比較検査の方法	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定に基づき行う目視等の方法については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	1230	特定設備検査規則	経済産業省	第50条第2項第1号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	1231	特定設備検査規則	経済産業省	第50条第2項第2号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	1232	特定設備検査規則	経済産業省	第50条第2項第3号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	1233	特定設備検査規則	経済産業省	第50条第2項第4号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	1234	特定設備検査規則	経済産業省	第50条第2項第5号	構造の検査の方法	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一経済産業省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	1235	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	第25条第1項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和６年３月２５日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について発見することを明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/analog_hosyaseihaikibutu.pdf			
別表１	1236	熱供給事業法施行規則	経済産業省	第23条第1項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左周の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/24040628-02-01.pdf			
別表１	1237	冷凍保安規則	経済産業省	第35条第2項第4号	危害予防規程の届出等	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	1259	確認審査等に関する指針	国土交通省	第3-3第2号	完了検査に関する指針	目視規制	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の通関実施について」（令和6年4月16日付け国住指第60号）において、リモート検査を実施する上で必要な事項や留意すべき点についてまとめた運用指針の取扱いについて通知した。			
別表１	1260	確認審査等に関する指針	国土交通省	第4-3第2号	中間検査に関する指針	目視規制	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の通関実施について」（令和6年4月16日付け国住指第60号）において、リモート検査を実施する上で必要な事項や留意すべき点についてまとめた運用指針の取扱いについて通知した。			
別表１	1267	火薬類運送規則	国土交通省	第20条第2項	危険防止の措置	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、見張りにおいてその業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表１	1268	火薬類運送規則	国土交通省	第27条	見張人	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、見張りにおいてその業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表１	1278	航空法施行規則	国土交通省	第92条第6号	空港等の機能の確保に関する基準	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	空港内において無人航空機の有無及びその所在を把握するための近接については、カメラやセンサー等により実施している、センサーの活用については、飛行を確認した際にアラートを発出するなど、異常が発生したかどうかの判断をデジタル技術が支援するものであるため、Phase３を達成した。			
別表１	1280	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第22条第1項第1号	船舶保安評価書	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を外務省にHPで公表した。			
別表１	1291	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	国土交通省	第15条第1号ロ(2)	評価の業務の実施基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第72号）の施行により、登録住宅性能評価機関が行う建設住宅性能評価の業務については、実地によらない方法であっても可能とする旨を明確化した。 　また、令和６年６月、「デジタル技術を活用した 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価の検査の通関実施について」（令和６年６月28日付国住生第121号）の発出により、当該評価の業務について、実地によらずデジタル技術を活用して通関で行うことを許容する旨を、通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1292	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	国土交通省	第15条第1号ハ(3)	評価の業務の実施基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第72号）の施行により、登録住宅性能評価機関が行う建設住宅性能評価の業務については、実地によらない方法であっても可能とする旨を明確化した。 また、令和６年６月、「デジタル技術を活用した 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価の検査の透明実施について」（令和６年６月28日付国住生第121号）の発出により、当該評価の業務について、実地によらずデジタル技術を活用して適切で行うことを許容する旨を、通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	1297	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第73条第2号	四アルキル鉛を機載している場合の措置	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	No.534の船員の安全に関する定期自主点検でテクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）（デジタル庁事業）にて技術検証を実施したところ、点検を実施できるような技術は存在しないことが判明したため、新たな規制の在り方を検討することが困難である。このため、新たな規制の導入に向けた見直しは行わない。 今後もデジタル技術が進展し、アナログ規制の見直しが可能な状況にあることが明らかになった場合には見直しを検討する。			
別表１	1303	鉄道に関する技術上の基準を定める省令	国土交通省	第89条第1項	本線及び本線上に設ける電車線路の巡視及び監視並びに列車の検査	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第64号、国鉄鉄第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、巡視においてその業務内容を考慮した上で状態監視装置等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表１	1304	鉄道施設等検査規則	国土交通省	第6条	鉄道施設検査の方法	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第64号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、実地検査並びに土地の立入り及び使用、植物等の伐採等に係る国土交通大臣の許可における事業者との打合せや書類確認を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表１	1305	鉄道事業法	国土交通省	第22条第1項	土地の立入り及び使用	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第64号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、実地検査並びに土地の立入り及び使用、植物等の伐採等に係る国土交通大臣の許可における事業者との打合せや書面確認を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表１	1306	鉄道事業法	国土交通省	第22条の2第1項	植物等の伐採等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第64号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、実地検査並びに土地の立入り及び使用、植物等の伐採等に係る国土交通大臣の許可における事業者との打合せや書面確認を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表１	1308	都市公園法施行令	国土交通省	第10条第1項第1号	都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、デジタル技術を活用して維持及び修繕を実施することも可能である旨を周知した。			
別表１	1309	都市公園法施行令	国土交通省	第10条第1項第2号	都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、デジタル技術を活用して維持及び修繕を実施することも可能である旨を周知した。			
別表１	1312	都市緑地法施行規則	国土交通省	第22条第1号	市民緑地の管理が適切に実施される基準	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、デジタル技術を活用して管理を実施することも可能である旨を周知した。			
別表１	1313	都市緑地法施行規則	国土交通省	第22条第2号	市民緑地の管理が適切に実施される基準	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、デジタル技術を活用して管理を実施することも可能である旨を周知した。			
別表１	1323	道路法施行令	国土交通省	第35条の2第1項第1号	道路の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）について」（令和6年6月28日付国道国技第82号）の発出により、道路巡回において、目視で確認、または、目視と同等の確認が行うことができる情報が得られると判断した支援技術により確認する旨を明示した。			
別表１	1327	優良自動車整備事業者認定規則	国土交通省	第4条	認定の審査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		過速等の改正による対応で準備を進めていたところ、別件で関係事業者等からの要望等により新たに省令改正を行うこととなり、これに伴い当該過速を新たに改正する必要が生じることから、関係機関及び関係事業者の負担を鑑み、一体的に改正を行うものとしたため。	令和７年３月	左記の省令改正を今年度中に行う方針で調整中のため。
別表１	1328	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条の2第1項第3号ホ	一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	判断の精緻化、自動化・無人化に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、目視等によるリスク評価をAI等で代替することができないことを確認した。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環振廃発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	1329	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第2条第1項第2号ロ(5)	産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準	目視規制	1-②	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	判断の精緻化、自動化・無人化に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、目視等によるリスク評価をAI等で代替することができないことを確認した。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環振廃発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	1330	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第2条第2項第2号ロ	産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準	目視規制	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	判断の精緻化、自動化・無人化に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、目視等によるリスク評価をAI等で代替することができないことを確認した。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環振廃発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	1331	温泉法施行規則	環境省	第1条の2第7号ロ	掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する目視点検において、マッドロギングシステムや監視カメラ等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
別表１	1332	温泉法施行規則	環境省	第1条の2第8号	掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する目視点検において、マッドロギングシステムや監視カメラ等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
別表１	1333	温泉法施行規則	環境省	第6条の3第1項第8号	温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する目視点検において、可燃性ガス検知器による常時測定等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
別表１	1334	温泉法施行規則	環境省	第6条の3第3項第11号ロ	温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する目視点検において、電気回路によるガス換気設備の異常の検知等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
別表１	1335	温泉法施行規則	環境省	附則(平成20年5月28日環境省令第5号)第4条第2項第3号	温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する目視点検において、監視カメラによる異常の有無の遠隔監視等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
別表１	1336	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	環境省	第11条第1項	土地の立入り	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省 2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン を踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	1338	自然環境保全法	環境省	第28条第3項	普通地区	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、当該規定に基づく実地調査や巡視については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を通知した（令和６年６月28日付け環自計発第2406281 号）。			
別表１	1339	自然環境保全法	環境省	第31条第1項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、当該規定に基づく実地調査や巡視については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を通知した（令和６年６月28日付け環自計発第2406281 号）。			
別表１	1340	自然環境保全法	環境省	第47条	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、当該規定に基づく実地調査や巡視については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を通知した（令和６年６月28日付け環自計発第2406281 号）。			
別表１	1341	自然公園法	環境省	第33条第4項	普通地域	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、当該規定に基づく実地調査や巡視については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を通知した（令和６年６月28日付け環自国発第2406285 号）。			
別表１	1342	自然公園法	環境省	第62条第1項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、当該規定に基づく実地調査や巡視については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を通知した（令和６年６月28日付け環自国発第2406285 号）。			
別表１	1343	自然公園法	環境省	第76条	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、当該規定に基づく実地調査や巡視については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を通知した（令和６年６月28日付け環自国発第2406285 号）。			
別表１	1344	自然公園法施行規則	環境省	第13条の5第24号	利用調整地区における認定等を変しない行為	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、当該規定に基づく実地調査や巡視については、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を通知した（令和６年６月28日付け環自国発第2406285 号）。			
別表１	1346	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境省	第42条第1項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	新たな測定技術の導入について調査検討を行ったが、活用の見込みが低いことを確認した。			
別表１	1347	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則	環境省	第25条第6号ホ	管理地区内における許可を変しない行為	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	新たな測定技術の導入について調査検討を行ったが、活用の見込みが低いことを確認した。			
別表１	1348	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則	環境省	第25条第9号イ	管理地区内における許可を変しない行為	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	新たな測定技術の導入について調査検討を行ったが、活用の見込みが低いことを確認した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	1349	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第31条第1項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	実地調査の方法において、積極的にデジタル技術を活用する。			
別表1	1350	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8(第40条関係)6-ニ(3)	実施措置の実施の方法	目視規制	1-②	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	新たな測定技術の導入について調査検討を行ったが、現時点では、検査等の簡素ができる有効な点検方法がなく、検査等の簡素は困難であることを確認した。			
別表1	1351	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則	環境省	別表第1(第5条及び第15条関係)	南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了	南極環境法護法施行規則の別表第一（南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法）（第五条及び第十五条関係）において、次の南極環境構成要素について観測又は測定の方法を変更する。 （1）南極地域に生息又は生育する動植物 ・「イ　目視による構成種及び個体数の調査」を「イ　目視又は観測機器による構成種及び個体数の調査」に変更。	当該箇所の改正に向けて作業を進めていたが、令和6年5月の南極条約協議国会議において、国内担保が必要となる措置（measures）が採択されたことから、それらを伴せて施行規則の改正を行うことで整理され、パブリックコメント等の期間が追加されたため。	令和6年10月	南極条約協議国会議にて採択された措置（Measure）の発効日であり、施行規則改正に伴うパブリックコメントおよび官報入稿等の期間を含めた最適日のため。
別表1	1354	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第1項第2号ラ(2)	一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通8	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	判断の機械化、自動化・無人化に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、目視等によるリスク評価をAI等で代替することができないことを確認した。 なお、令和6年6月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和6年6月28日付け環循通発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表1	1355	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第9項第2号ハ(2)	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通8	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	判断の機械化、自動化・無人化に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、目視等によるリスク評価をAI等で代替することができないことを確認した。 なお、令和6年6月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和6年6月28日付け環循通発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表1	1607	工業用水法	経済産業省 環境省	第22条第1項	土地の立入り	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一経済産業省・環境省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け事務連絡）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表1	1612	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令	総務省 経済産業省 国土交通省	第7条第1項第1号	保安作業従事者	目視規制	2	3	要	令和6年度4月～6月	目視一総務省・経済産業省・国土交通省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表1	1613	石油パイプライン事業法	総務省 経済産業省 国土交通省	第34条第1項	土地の立入り	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一総務省・経済産業省・国土交通省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表1	1615	電子署名及び認証業務に関する法律	デジタル庁 法務省	第6条第2項	認定の基準	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	法律改正	未了		令和5年度に国内外類似事例の調査、認定基準の分析等を行い、技術検証等を実施したところ、調査対応のリアルタイム性の確保、調査結果の保証等、実地調査のリモート化に当たり更に整理すべき課題が確認されたため。	令和7年3月	令和5年度の技術実証等により確認された課題について、令和6年度に具体的に懸念事項を洗い出した上で、一定の仮説に基づき実証実験を行う予定であるため。
別表1	1616	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律	総務省 経済産業省	第5条第2項	認定の基準	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月8日に「当該条項に基づく対応は、調査に必要となる情報のオンライン提出及びWEB会議システム等による事実確認の面談を含む」旨総務省、経済産業省双方のHPにて公表済み。（HPでの公表についてデジタル庁とも合意済み） 総務省： https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/mra/mra/index.htm https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/mra/mra/chosa/index.htm 経済産業省： https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/mr/mra_law.html https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/mr/mra_law_digital.html			
別表2	3	地域警察運営規則	警察庁	第18条第2項	立番、見張及び在所	目視規制	1-②	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、交番（警備派出所、検問所を含む）において、防犯カメラなどの技術を併用した見張勤務を推進するよう各都道府県警察に通知した。			
別表2	4	地域警察運営規則	警察庁	第27条第4項	警備派出所	目視規制	1-②	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、交番（警備派出所、検問所を含む）において、防犯カメラなどの技術を併用した見張勤務を推進するよう各都道府県警察に通知した。			
別表2	5	地域警察運営規則	警察庁	第28条第4項	検問所	目視規制	1-②	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、交番（警備派出所、検問所を含む）において、防犯カメラなどの技術を併用した見張勤務を推進するよう各都道府県警察に通知した。			
別表2	36	生活保護法	厚生労働省	第54条第1項	実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通8	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、法第54条第1項に係る実地検査に関する「報告」について、通知発出によりデジタル技術の活用について明確化した。			
別表2	38	戦傷病者特別援護法	厚生労働省	第16条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通8	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、「戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領の一部改正について」（令和5年12月26日付社援発1226第4号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表2	42	調剤業務のあり方について（平成31年4月2日薬生総発0402第1号）	厚生労働省	1、2	調剤の目視義務	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	調剤に当たっての機器の利用について、令和4年7月薬局薬剤師の業務及び薬局の機能 に関するワーキンググループ とりまとめ一薬剤師が地域で活躍するためのアクションプランーにおいて調剤業務の一部外部委託の考え方及び対応方針をまとめた。			
別表2	49	核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	国土交通省	第1項第2号	立入禁止措置	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	省令改正	完了済み	令和6年6月、デジタル技術の活用を排除するような見張人等といった立入禁止措置の例示を削除するよう省令第1項第2号を改正し、その旨を官報に掲載した。 あわせて、令和6年6月、「核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第1項第2号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第1条第1項第2号に係る取扱いについて」（令和6年6月28日付）の発出により、立入禁止措置において十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラ等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表2	53	航空法施行規則	国土交通省	第92条第7号	空港等の機能の確保に関する基準	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	従来から巡視に加えてカメラ・センサー等を用いた監視及び探知が行われており、Phase 3の達成を確認した。			
別表2	54	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第7条第3項ニ	船舶指標対応措置	目視規制	2	3	要	令和6年度4月～6月	目視一国土交通省5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本措置は、IMO（国際海事機関）の条約下の強制規程ＩＳＰＳコード（船舶及び港湾施設の保安の国際コード）を国内法令化しているものであり、IMO通知文書においても、船舶への襲撃を防ぐために目視での監視を行うことが求められているところ。 また、事業者にヒアリングした結果、現状、目視ではなくデジタル機器で監視することが可能と判断できず、仮に日本の法令でデジタルでの監視を認めた場合、他国に入国する際に、条約の条件を満たさないと判断され入港を拒否されるリスクがあるとのこと。 このため、現時点では見直しが困難である。 今後もデジタル技術が進展し、アナログ規制の見直しが可能な状況にあることが明らかになった場合には見直しを検討する。			
別表2	61	放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	国土交通省	第1条第1項第5号	応急の措置	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	省令改正	完了済み	令和6年6月、デジタル技術の活用を排除するような見張人等といった立入禁止措置の例示を削除するよう省令第1条第1項第5号を改正し、その旨を官報に掲載した。 あわせて、令和6年6月、「核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第1項第2号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第1条第1項第2号に係る取扱いについて」（令和6年6月28日付）の発出により、立入禁止措置において十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラ等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表2	62	放射性同位元素等車両運搬規則	国土交通省	第15条	見張人	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	省令改正	完了済み	令和6年6月、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）の改正並びに「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」（令和6年6月28日付国鉄安第28号、国自基第45号）の発出により、第15条の見張人の配置について、現行の手法又はデジタル技術を活用した方法により実施可能である旨を明示した。			
別表2	63	放射性同位元素等車両運搬規則	国土交通省	第16条の2第1項第6号	特定放射性同位元素の運搬に係る措置等	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	省令改正	完了済み	令和6年6月、「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」（令和6年6月28日付国鉄安第28号、国自基第45号）の発出により、第16条の2第1項第6号の見張人の配置について、現行の手法又はデジタル技術を活用した方法により実施可能である旨を明示した。			
別表2	64	無軌条電車運転規則	国土交通省	第10条第2項	電力設備の巡視	目視規制	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面規示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、巡視においてその業務内容を考慮した上で状態監視装置等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表2	68	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	法務省 厚生労働省	第14条第1項第2号	機構による事務の実施	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一法務省・厚生労働省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和6年6月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における外国人育成就労機構の監督指導体制については、より適切な制度履行確保のため機構の機能強化が求められており、現行技能実習制度に係る目視規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和7年3月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	228	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律	法務省	第6条第2項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一法務省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		見直しにおいては、UAV（ドローン）により撮影した写真による現地調査、写真点群測量、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの活用が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においてUAV測量関係の機材・ソフトウェア（3次元の復元ソフト、オルソ地図の活用ソフトなど）の調達には多大な費用を要すること、技術面において法令上許容される精度誤差以内の精度を確保することができないこと、代替技術が求められる精度になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得ることなどの事情により、見直しの完了が令和7年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが'2'又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	225	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律	法務省	第6条第3項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一法務省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		見直しにおいては、UAV（ドローン）により撮影した写真による現地調査、写真点群測量、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの活用が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においてUAV測量関係の機材・ソフトウェア（３次元の復元ソフト、オルソ地図の活用ソフトなど）の調達には多大な費用を要すること、技術面において法令上許容される精度誤差以内の精度を確保することができないこと、代替技術が求められる精度になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得ることなどの事情により、見直しの完了が令和７年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。
新規	230	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律	法務省	第6条第7項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一法務省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		見直しにおいては、UAV（ドローン）により撮影した写真による現地調査、写真点群測量、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの活用が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においてUAV測量関係の機材・ソフトウェア（３次元の復元ソフト、オルソ地図の活用ソフトなど）の調達には多大な費用を要すること、技術面において法令上許容される精度誤差以内の精度を確保することができないこと、代替技術が求められる精度になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得ることなどの事情により、見直しの完了が令和７年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。
新規	231	不動産登記規則	法務省	第93条	測量及び実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通9	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		見直しにおいては、UAV（ドローン）により撮影した写真による現地調査、写真点群測量、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの活用が想定されるところ、現在の最新技術を取り巻く環境では、費用面においてUAV測量関係の機材・ソフトウェア（３次元の復元ソフト、オルソ地図の活用ソフトなど）の調達には多大な費用を要すること、技術面において法令上許容される精度誤差以内の精度を確保することができないこと、代替技術が求められる精度になるまでには期間を要し、引き続き検証していく必要があること、電波障害の発生や飛行制限区域の設定、重層構造物の影響などの外部的要因により、精度が低下することがあり得ることなどの事情により、見直しの完了が令和７年度以降になることが見込まれる。	令和7年度以降	代替技術が求められる精度になるまで引き続き検証していく必要があるため。
新規	236	私立学校法	文部科学省	第63条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通3	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和6年6月14日付16文科高第413号）の発出により、「報告」及び「検査」について、高精度カメラやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を明示した。			
新規	238	著作権等管理事業法	文部科学省	第19条第1項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通3	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月26日付事務連絡「デジタル原則を踏まえた著作権等管理事業法の規定の適用に係る解釈の明確化について」の発出により、報告徴収及び立入検査において、報告徴収等の目的等を考慮した上で、文化庁長官が必要と判断した場合には、オンライン会議システムその他デジタル技術等を活用して実施する場合もある旨を明示した。			
新規	239	著作権等管理事業法	文部科学省	第19条第2項	報告徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一共通3	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月26日付事務連絡「デジタル原則を踏まえた著作権等管理事業法の規定の適用に係る解釈の明確化について」の発出により、報告徴収及び立入検査において、報告徴収等の目的等を考慮した上で、文化庁長官が必要と判断した場合には、オンライン会議システムその他デジタル技術等を活用して実施する場合もある旨を明示した。			
新規	244	クリーニング業法	厚生労働省	第7条の13第1項	指定試験機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障壁除法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	245	クリーニング業法	厚生労働省	第7条の13第2項	指定試験機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障壁除法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	246	クリーニング業法	厚生労働省	第7条の13第3項	指定試験機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障壁除法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	247	クリーニング業法	厚生労働省	第10条第1項	クリーニング所又は業務用の車両に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障壁除法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	248	クリーニング業法	厚生労働省	第10条第2項	クリーニング所又は業務用の車両に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障壁除法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	254	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律	厚生労働省	第24条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年6月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律における対応について」（令和６年６月28日付健生移発0628第１号）の発出により、立入検査の方法においてオンライン会議システム等を活用した方式による対応など、デジタル技術を活用する手段も含まれるものとする旨を明示した。			
新規	256	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律	厚生労働省	第38条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年6月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律における対応について」（令和６年６月28日付健生移発0628第１号）の発出により、立入検査の方法において、オンライン会議システム等を活用した方式による対応など、デジタル技術を活用する手段も含まれるものとする旨を明示した。			
新規	258	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律	厚生労働省	第48条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年6月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律における対応について」（令和６年６月28日付健生移発0628第１号）の発出により、立入検査の方法において、オンライン会議システム等を活用した方式による対応など、デジタル技術を活用する手段も含まれるものとする旨を明示した。			
新規	322	興行場法	厚生労働省	第5条第1項	興行場に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障壁除法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	323	興行場法	厚生労働省	第5条第2項	興行場に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障壁除法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	325	健康増進法	厚生労働省	第24条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「特定給食施設における立入検査等の実施について」（令和６年６月24日付事務連絡）の発出及び当省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/content/001266720.pdf）の掲載により、立入検査等において、目的が適切に達成できるなど実施の効果に配慮すれば、当該立入検査等の状況や内容等に応じてデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	327	健康増進法	厚生労働省	第38条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、当省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html）において、立入検査等において、目的が適切に達成できるなど実施の効果に配慮すれば、当該立入検査等の状況や内容等に応じてデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	329	健康増進法等の一部を改正する法律	厚生労働省	附則第2条第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、当省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html）において、立入検査等において、目的が適切に達成できるなど実施の効果に配慮すれば、当該立入検査等の状況や内容等に応じてデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	330	健康増進法等の一部を改正する法律	厚生労働省	附則第3条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、当省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html）において、立入検査等において、目的が適切に達成できるなど実施の効果に配慮すれば、当該立入検査等の状況や内容等に応じてデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	343	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第7条の15第1項	登録講習機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第５号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
新規	344	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第7条の15第2項	登録講習機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第５号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
新規	345	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第9条の12第1項	指定試験機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第５号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
新規	346	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第11条第1項	報告、検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第５号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
新規	347	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第11条第2項	報告、検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第５号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	348	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第12条の5第1項	報告、検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生衛衛生課長通知（健生衛発1228第５号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
新規	349	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第12条の5第2項	報告、検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生衛衛生課長通知（健生衛発1228第５号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
新規	350	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第12条の9第1項	指定団体に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生衛衛生課長通知（健生衛発1228第５号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
新規	352	公衆浴場法	厚生労働省	第6条第1項	公衆浴場に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	353	公衆浴場法	厚生労働省	第6条第2項	公衆浴場に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	361	国家戦略特別区域法	厚生労働省	第13条第9項	認定事業の用に供する施設その他の施設に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への国家戦略特別区域法における対応について」の発出により、デジタル技術の使用について recommend することを明確化した。			
新規	362	国家戦略特別区域法	厚生労働省	第13条第10項	認定事業の用に供する施設その他の施設に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への国家戦略特別区域法における対応について」の発出により、デジタル技術の使用について recommend することを明確化した。			
新規	378	児童福祉法	厚生労働省	第21条の5の22第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（令和６年３月５日付こ支障第50号、障発0305第3号）の発出により、集団指導及び運営指導においてオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	381	児童福祉法	厚生労働省	第24条の15第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（令和６年３月５日付こ支障第50号、障発0305第3号）の発出により、集団指導及び運営指導においてオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	382	児童福祉法	厚生労働省	第24条の34第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（令和６年３月５日付こ支障第50号、障発0305第3号）の発出により、集団指導及び運営指導においてオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	392	児童福祉法	厚生労働省	第57条の3の2第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（令和６年３月５日付こ支障第50号、障発0305第3号）の発出により、集団指導及び運営指導においてオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	401	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第10条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（令和６年３月５日付障発0305第２号）の発出により、集団指導及び運営指導においてオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	402	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第48条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（令和６年３月５日付障発0305第２号）の発出により、運営指導においてオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	404	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第51条の27第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（令和６年３月５日付障発0305第２号）の発出により、運営指導においてオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	406	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第81条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた視定の取り扱いについて」（令和６年６月７日付事務連絡）の発出により、報告の徴収等をオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	407	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第85条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「障害者支援施設等に係る指導監査について」（令和６年３月５日付こ支障第51号、障発0305第４号）の発出により、一般監査をオンライン等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	422	身体障害者福祉法	厚生労働省	第39条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた身体障害者福祉法第39条第１項、第２項及び第３項に係る対応について」（令和６年６月26日付）の発出により、報告及び立入検査において電子メールでの送付等、電磁的方法を許容する旨を明示した。			
新規	423	身体障害者福祉法	厚生労働省	第39条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた身体障害者福祉法第39条第１項、第２項及び第３項に係る対応について」（令和６年６月26日付）の発出により、報告及び立入検査において電子メールでの送付等、電磁的方法を許容する旨を明示した。			
新規	424	身体障害者福祉法	厚生労働省	第39条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた身体障害者福祉法第39条第１項、第２項及び第３項に係る対応について」（令和６年６月26日付）の発出により、報告及び立入検査において電子メールでの送付等、電磁的方法を許容する旨を明示した。			
新規	436	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生労働省	第60条第1項	報告、検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律における対応について」（令和６年３月27日健生衛発0327第1号）の発出により、検査の方法にはオンラインによる方式も含まれることを明示した。			
新規	437	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生労働省	第60条第2項	報告、検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律における対応について」（令和６年３月27日健生衛発0327第1号）の発出により、検査職員の証明書については、関係者への提示を画面投影により行うことも可能であることを明示した。			
新規	438	生活保護法	厚生労働省	第28条第1項	保護実施機関による立入調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、法第28条第1項に係る立入調査に関する「報告」について、通知発出によりデジタル技術の活用について明確化した。			
新規	440	生活保護法	厚生労働省	第44条第1項	調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、法第54条第1項に係る調査に関する「報告」について、通知発出によりデジタル技術の活用について明確化した。			
新規	450	臓器の移植に関する法律	厚生労働省	第15条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への臓器の移植に関する法律における対応について」（令和６年６月28日付け健生移発0628第２号）の発出により、立入検査の方法において、オンライン会議システム等を活用した方式による対応など、デジタル技術を活用する手段も含まれるものとする旨を明示した。			
新規	462	美容師法	厚生労働省	第4条の13第1項	指定試験機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	463	美容師法	厚生労働省	第4条の13第2項	指定試験機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	464	美容師法	厚生労働省	第14条第1項	美容所に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	465	美容師法	厚生労働省	第14条第2項	美容所に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	467	墓地、埋葬等に関する法律	厚生労働省	第18条第1項	火葬場に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への墓地、埋葬等に関する法律における対応について」（令和６年３月29日付健生衛発0329第２号）（URL：https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240404H0010.pdf）の発出により、立ち入り検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	468	墓地、埋葬等に関する法律	厚生労働省	第18条第2項	火葬場に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への墓地、埋葬等に関する法律における対応について」（令和６年３月29日付健生衛発0329第２号）（URL：https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240404H0010.pdf）の発出により、立ち入り検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	474	理容師法	厚生労働省	第4条の13第1項	指定試験機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	475	理容師法	厚生労働省	第4条の13第2項	指定試験機関に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	476	理容師法	厚生労働省	第13条第1項	理容所に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	477	理容師法	厚生労働省	第13条第2項	理容所に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	478	旅館業法	厚生労働省	第7条第1項	旅館に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障容研法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	479	旅館業法	厚生労働省	第7条第2項	旅館に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障容研法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	480	旅館業法	厚生労働省	第7条第3項	旅館に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－厚生労働省１	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障容研法等における対応について」（令和５年12月28日健生衛発1228第２号）により、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする旨を通知した。			
新規	490	家畜改良増殖法	農林水産省	第35条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	491	家畜改良増殖法	農林水産省	第35条第2項	立入検査等（身分証明書の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	492	家畜改良増殖法	農林水産省	第35条の2第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	493	家畜改良増殖法	農林水産省	第35条の2第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	494	家畜取引法	農林水産省	第29条第2項	都道府県による家畜市場への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた家畜取引法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第888号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	495	家畜取引法	農林水産省	第29条第3項	都道府県による家畜市場への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた家畜取引法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第888号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	496	家畜商法	農林水産省	第11条の3第1項	都道府県による家畜商の事業所の立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第888号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	497	家畜商法	農林水産省	第11条の3第2項	都道府県による家畜商の事業所の立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第888号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	501	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	農林水産省	第6条第1項	報告の徴収及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	502	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	農林水産省	第6条第2項	報告の徴収及び立入検査（身分証明書の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	512	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産省	第19条の2第1項	立入調査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水漁第3145号）の発出により、実地監査等については、適用での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等のデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。			
新規	513	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産省	第19条の2第2項	立入調査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水漁第3145号）の発出により、実地監査等については、適用での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等のデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。			
新規	514	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産省	第67条第1項	立入調査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水漁第3145号）の発出により、実地監査等については、適用での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等のデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。			
新規	515	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産省	第67条第2項	立入調査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水漁第3145号）の発出により、実地監査等については、適用での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等のデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。			
新規	516	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産省	第67条第3項	立入調査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水漁第3145号）の発出により、実地監査等については、適用での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等のデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。			
新規	520	競馬法	農林水産省	第25条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく自視規制の見直しについて」（令和６年４月12日付６畜産第197号）の発出により、競馬等の監督、報告及び検査において、電磁的記録による確認又は報告等デジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	521	競馬法	農林水産省	第25条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく自視規制の見直しについて」（令和６年４月12日付６畜産第197号）の発出により、競馬等の監督、報告及び検査において、電磁的記録による確認又は報告等デジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	522	競馬法	農林水産省	第25条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく自視規制の見直しについて」（令和６年４月12日付６畜産第197号）の発出により、競馬等の監督、報告及び検査において、電磁的記録による確認又は報告等デジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	526	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	農林水産省	第39条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付６農産第1334号）の発出により、当該条項に基づく報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	527	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	農林水産省	第39条第2項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付６農産第1334号）の発出により、当該条項に基づく報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	536	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	農林水産省	第52条第1項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年１月17日付5農産第3866号）の発出により、当該条項に基づく報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	537	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	農林水産省	第52条第2項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年１月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年１月17日付5農産第3866号）の発出により、当該条項に基づく報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	546	地方噌進法	農林水産省	第5条第1項	立入調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当省ホームページ（URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_dozyo/houritu.html）にて、第９条の規定については、デジタル技術（ドローンやオンライン会議等）の活用も可能である旨を明示した。			
新規	547	地方噌進法	農林水産省	第5条第2項	立入調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当省ホームページ（URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_dozyo/houritu.html）にて、第９条の規定については、デジタル技術（ドローンやオンライン会議等）の活用も可能である旨を明示した。			
新規	548	地方噌進法	農林水産省	第16条第1項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた地方噌進法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月28日付６農産第1415号）の発出により、立入検査について、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	549	地方噌進法	農林水産省	第16条第2項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた地方噌進法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月28日付６農産第1415号）の発出により、立入検査について、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	550	地方噌進法	農林水産省	第17条第1項	センターによる立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた地方噌進法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月28日付６農産第1415号）の発出により、立入検査について、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	551	地方噌進法	農林水産省	第17条第4項	センターによる立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通8	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた地方噌進法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月28日付６農産第1415号）の発出により、立入検査について、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	570	肉用子牛生産安定等特別措置法	農林水産省	第17条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通9	各宋、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた肉用子牛生産安定等特別措置法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第888号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase/Phase2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	571	肉用子牛生産安定等特別措置法	農林水産省	第17条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた肉用子牛生産安定等特別措置法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第888号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	572	日本中央競馬会法	農林水産省	第34条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく目視規制の見直しについて」（令和６年４月12日付６畜産第197号）の発出により、競馬等の監督、報告及び検査において、電磁的記録による確認又は報告等デジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	573	日本中央競馬会法	農林水産省	第34条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく目視規制の見直しについて」（令和６年４月12日付６畜産第197号）の発出により、競馬等の監督、報告及び検査において、電磁的記録による確認又は報告等デジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	574	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律	農林水産省	第7条第1項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 8	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年４月１日付5農産第4863号）の発出により、当該条項に基づく報告及び立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	575	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律	農林水産省	第7条第2項	報告及び検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 8	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年４月１日付5農産第4863号）の発出により、当該条項に基づく報告及び立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	576	農産物検査法	農林水産省	第31条第1項	調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 8	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年４月１日付5農産第4863号）の発出により、当該条項に基づく立入調査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	577	農産物検査法	農林水産省	第31条第2項	調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 8	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年４月１日付5農産第4863号）の発出により、当該条項に基づく立入調査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	578	農産物検査法	農林水産省	第31条第3項	調査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 8	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年４月１日付5農産第4863号）の発出により、当該条項に基づく立入調査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	594	養蜂振興法	農林水産省	第16条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	595	養蜂振興法	農林水産省	第16条第2項	立入検査等（身分証明書の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	596	養蜂振興法	農林水産省	第9条第1項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	597	養蜂振興法	農林水産省	第9条第2項	報告及び立入検査（身分証明書の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨明示した。			
新規	651	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第44条の7第2項	完成検査に係る認定の基準	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 9	省令改正	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
新規	661	工業用水道事業法	経済産業省	第24条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－経済産業省 2	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立入及び立入検査の実施並びに調書の閲覧に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付1事務連絡）の発出により、立入検査においてデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/R6_digital_kousuijigyouhou_sekoukisoku.pdf			
新規	662	工業用水道事業法	経済産業省	第24条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－経済産業省 2	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立入及び立入検査の実施並びに調書の閲覧に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付1事務連絡）の発出により、立入検査等において身分を示す証明書等の関係人への提示は画面への投影等により行うことも可能である旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/R6_digital_kousuijigyouhou_sekoukisoku.pdf			
新規	665	鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	経済産業省	第12条	認証に係る審査の方法	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	省令改正	完了済み	令和６年６月２８日、「鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令」により、品質管理体制に関する審査について、技術を用いて情報を収集することを明示的に許容すべく、「現地調査」を「現地調査又はこれに類する調査」に改めた。			
新規	667	高圧ガス保安法	経済産業省	第59条の35第1項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－経済産業省 2	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	668	高圧ガス保安法	経済産業省	第62条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－経済産業省 2	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	669	高圧ガス保安法	経済産業省	第62条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－経済産業省 2	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	670	高圧ガス保安法	経済産業省	第62条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－経済産業省 2	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	671	高圧ガス保安法	経済産業省	第62条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－経済産業省 2	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	672	高圧ガス保安法	経済産業省	第62条第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－経済産業省 2	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	674	産業標準化法	経済産業省	第64条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	産業標準化法の立入検査は、ｗｅｂカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とすることを明確化するために、その旨をホームページに掲載した。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html			
新規	690	電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	経済産業省	第12条	認証に係る審査の方法	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 5	省令改正	完了済み	令和６年６月２８日、「鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令」により、品質管理体制に関する審査について、技術を用いて情報を収集することを明示的に許容すべく、「現地調査」を「現地調査又はこれに類する調査」に改めた。			
新規	697	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	第23条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 8	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和６年３月２５日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について振興することを明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/analog_hosyaseihaikibutu.pdf			
新規	698	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	第23条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 8	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和６年３月２５日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について振興することを明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/analog_hosyaseihaikibutu.pdf			
新規	699	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	第70条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視－共通 8	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和６年３月２５日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について振興することを明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/analog_hosyaseihaikibutu.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	700	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	第84条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 8	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直について（令和６年３月２５日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について振登することを明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/analog_hosyaseihaikibutu.pdf			
新規	701	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	経済産業省	第84条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 8	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直について（令和６年３月２５日）」のウェブサイト掲載により、デジタル技術の使用について振登することを明確化した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/analog_hosyaseihaikibutu.pdf			
新規	708	役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令	経済産業省	第12条	認証に係る審査の方法	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	省令改正	完了済み	令和６年６月２８日、「役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令の一部を改正する命令」により、品質管理体制に関する審査について、技術を用いて情報を収集することを明示的に許容すべく、「現地調査」を「現地調査又はこれに類する調査」に改めた。			
新規	724	貨物利用運送事業法	国土交通省	第55条第2項	事業場等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（令和6年8月30日付国貨第284号）」の発出により、ウェブ会議等のオンライン技術を活用した立入検査を認める旨の通知を行った。			
新規	793	港湾法	国土交通省	第55条の2の2第1項	他人の土地への立入り	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年3月、「港湾の測量・調査における適隔臨場の施行について」（令和5年3月30日付国港技第128号）の発出により、港湾の測量・調査現場においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	796	港湾法	国土交通省	第56条の5第1項	特定技術基準対象施設への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省 4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	平成26年7月（令和2年3月一部変更）「港湾の施設の点検診断ガイドライン」において、目視またに潜水士等による点検においてデジタル技術（新技術）の活用が可能である旨を明示されており、見直後Phase（Phase2）が達成されていることを改めて確認した。			
新規	800	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	国土交通省	第23条第2項	報告の徴収等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	801	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	国土交通省	第23条第3項	報告の徴収等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	833	小型船舶の登録等に関する法律	国土交通省	第28条第1項	国による小型船舶の所有者しくは業務に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	834	小型船舶の登録等に関する法律	国土交通省	第28条第2項	国による小型船舶の所有者しくは業務に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	842	船員の雇用の促進に関する特別措置法	国土交通省	第22条第1項	国による船員雇用促進センター に対する事業状況に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月１日、「「船員の雇用の促進に関する特別措置法」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年７月１日付事務連絡）を発出し、船員の雇用の促進に関する特別措置法に基づき国が実施する船員雇用促進センターの立入検査について、WEB会議システム等のデジタル技術を活用できる旨を明示した。			
新規	843	船員災害防止活動の促進に関する法律	国土交通省	第56条第1項	国による船員災害防止協会への事業状況に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月１日、「「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年７月１日付事務連絡）を発出し、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき国が実施する船員災害防止協会への立入検査について、WEB会議システム等のデジタル技術を活用できる旨を明示した。			
新規	845	船員職業安定法	国土交通省	第102条第2項	国による船員職業安定法の施行のための立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日、「船員職業安定法に基づく立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和6年6月28日事務連絡）を発出し、船員職業安定法等の規定に基づき国が実施する立入検査について、WEB会議システム等のデジタル技術を活用できる旨を明示した。			
新規	846	船員法	国土交通省	第100条の25第1項	国による登録検査機関への業務状況等に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本立入検査は本省職員が実施しているところ、当該立入検査の実施マニュアルにおいて、WEB会議システム等のデジタル技術を活用できる旨を明示した。			
新規	850	船舶のトン数の測定に関する法律	国土交通省	第12条第1項	船舶への臨検	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	851	船舶のトン数の測定に関する法律	国土交通省	第12条第2項	国による船舶に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	852	船舶のトン数の測定に関する法律施行規則	国土交通省	第61条第1項	船舶への臨検	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	853	船舶安全法	国土交通省	第25条の40第1項	国による船舶安全法、海洋汚染等防止法又はの小型船舶登録法の施行のための立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	854	船舶安全法	国土交通省	第25条の40第2項	国による小型船舶の所有者しくは業務に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	855	船舶安全法	国土交通省	第25条の61第1項	国による船舶安全法の施行のための立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	856	船舶安全法	国土交通省	第25条の61第2項	国による船舶安全法の施行のための立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	862	船舶法	国土交通省	第21条の2	船舶への臨検	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	863	船舶法施行細則	国土交通省	第12条	船舶への臨検	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「目視規制」はデジタルの活用を妨げるものではない旨の解釈明確化の通知を対外的にHPで公表			
新規	866	倉庫業法	国土交通省	第27条第1項	点検整備等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年7月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）（令和６年７月31 日付事務連絡）」の発出により、ウェブ会議等のオンライン技術を活用した立入検査を認める旨の通知を行った。			
新規	867	倉庫業法	国土交通省	第27条第2項	点検整備等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年7月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）（令和６年７月31 日付事務連絡）」の発出により、ウェブ会議等のオンライン技術を活用した立入検査を認める旨の通知を行った。			
新規	876	宅地造成及び特定盛土等規制法	国土交通省	第4条第1項	測量又は調査のための土地の立入り	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	従来から測量又は調査のための土地の立入りについては目視規制は存在せず、目視のみならずデジタル機器を併用していたが、今般の法改正により、規制対象の区域が山林等を含むエリアに拡大されたため、今後ますますデジタル機器活用が重要視されることとなった。令和5年5月、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（令和5年5月26日付国官参宅第2 号、５農振第６５０ 号、５林整治第244 号国不参第53号）別添２基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）」により、地形データ（電子データ）、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用を基本とし、国面の公表方法はインターネットの利用にあることを基本とすること等を技術的助言として通知した。			
新規	877	宅地造成及び特定盛土等規制法	国土交通省	第18条1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	従来から測量又は調査のための土地の立入りについては目視規制は存在せず、目視のみならずデジタル機器を併用していたが、今般の法改正により、規制対象の区域が山林等を含むエリアに拡大されたため、今後ますますデジタル機器活用が重要視されることとなった。令和5年5月、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（令和5年5月26日付国官参宅第2 号、５農振第６５０ 号、５林整治第244 号国不参第53号）別添２基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）」により、地形データ（電子データ）、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用を基本とし、国面の公表方法はインターネットの利用にあることを基本とすること等を技術的助言として通知した。			
新規	884	鉄道事業法	国土交通省	第56条第1項	鉄道事業者又は索道事業者の事業場への立入検査 （軌道法第二十六条において準用する場合は、軌道経営者の事業場への立入検査）	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事業218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、立入検査のうち打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
新規	885	鉄道事業法	国土交通省	第56条第2項	鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者（許可受託者を除く。）の事業場への立入検査 （軌道法第二十六条において準用する場合は、軌道経営者の受託を受けた者（許可受託者を除く。）の事業場への立入検査）	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事業218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、立入検査のうち打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
新規	886	鉄道事業法	国土交通省	第56条第3項	専用鉄道設置者の事業場への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事業218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、立入検査のうち打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
新規	892	都市鉄道等利便増進法	国土交通省	第25条第1項	認定連絡性向上事業者しくは認定駅施設利用円滑化事業者への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事業218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、立入検査のうち打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
新規	906	東京地下鉄株式会社法	国土交通省	第10条第1項	東京地下鉄株式会社への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事業218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、立入検査のうち打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
新規	907	道路運送車両法	国土交通省	第63条の4第1項	改善措置に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省 3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、立入検査に係る実施要領の改正（令和６年４月19日付国自車第1244号）により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	908	道路運送車両法	国土交通省	第75条の6第1項	型式指定に関する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一国土交通省 3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、立入検査に係る実施要領の改正（令和６年４月19日付国自車第1244号）により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	923	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法	国土交通省	第24条第1項	国土交通大臣の認可を受けて機構から業務の委託を受けた金融機関への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事業218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、立入検査のうち打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	925	内航海運組合法	国土交通省	第67条第1項	国による内航海運事業を営む者に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年3月29日付国海内第209号）の発出により、デジタル技術を活用した方法での実施も許容する旨を明示した。			
新規	931	放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令	国土交通省	第6条	放射性同位元素の運搬に係る基準適合性の確認審査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	省令改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る運搬方法確認の方法について」（令和6年6月28日付国鉄安第40号、国自基第47号）の発出により、デジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
新規	932	暴島航路整備法	国土交通省	第17条第1項	国による暴島航路整備法の施行のための暴島航路事業者に対する立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年3月29日付国海内第209号）の発出により、デジタル技術を活用した方法での実施も許容する旨を明示した。			
新規	933	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律	国土交通省	第15条第1項	北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、会社等から当該業務に関して報告をさせる場合や立入検査のうち打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
新規	937	ダイオキシン類対策特別措置法	環境省	第34条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	938	ダイオキシン類対策特別措置法	環境省	第34条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	941	悪臭防止法	環境省	第20条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	942	悪臭防止法	環境省	第20条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立入りを実施する環境省の職員に、デジタル技術の活用について周知徹底した。			
新規	943	悪臭防止法	環境省	第20条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	944	温泉法	環境省	第28条第1項	登録分析機関における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、登録分析機関における都道府県による立入検査において、Webカメラの利用等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和6年6月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
新規	945	温泉法	環境省	第28条第2項	登録分析機関における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、登録分析機関における都道府県による立入検査において、関係者への身分証明書の提示は画面への投影等により行うことも可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和6年6月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
新規	946	温泉法	環境省	第35条第1項	掘削・採取場所、温泉利用施設における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に対する立入検査において、Webカメラの利用やGPSを利用した井戸の設置場所の特定等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和6年6月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
新規	947	温泉法	環境省	第35条第2項	掘削・採取場所、温泉利用施設における都道府県による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に対する立入検査において、関係者への身分証明書の提示は画面への投影等により行うことも可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和6年6月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
新規	948	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	環境省	第48条第8項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/SQA/index.html）において、オンライン会議システム等を活用したリモートでの調査を実施することがある旨を明示した。			
新規	949	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	環境省	第14条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一環境省2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	950	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	環境省	第14条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一環境省2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	951	湖沼水質保全特別措置法	環境省	第32条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立入検査の方法において機極的にデジタル技術を活用すること。オンライン会議システムの活用やドローン映像の活用			
新規	952	湖沼水質保全特別措置法	環境省	第32条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立入検査の方法において機極的にデジタル技術を活用すること。証明書の画面投影などを活用			
新規	953	広域臨海環境整備センター法	環境省	第33条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた広域臨海環境整備センター法の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和6年7月26日付け、国港海環第32号、環循総発第2407266号）を発出し、 大阪湾広域臨海環境整備センターに対して、デジタル技術を活用した立入検査等への協力をお願いし、デジタル技術の活用をすることが可能となった。			
新規	954	広域臨海環境整備センター法	環境省	第33条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた広域臨海環境整備センター法の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和6年7月26日付け、国港海環第32号、環循総発第2407266号）を発出し、 大阪湾広域臨海環境整備センターに対して、デジタル技術を活用した立入検査等への協力をお願いし、デジタル技術の活用をすることが可能となった。			
新規	958	振動規制法	環境省	第17条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	959	振動規制法	環境省	第17条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	960	水質汚濁防止法	環境省	第22条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一環境省2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	961	水質汚濁防止法	環境省	第22条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一環境省2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	962	騒音規制法	環境省	第20条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	963	騒音規制法	環境省	第20条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	964	大気汚染防止法	環境省	第26条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	965	大気汚染防止法	環境省	第26条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	967	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第75条第2項	環境大臣又は都道府県知事による報告徴収と立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立ち入り等調査において、機極的にデジタル技術を活用する。			
新規	968	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第75条第3項	環境大臣又は都道府県知事による報告徴収と立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立ち入り等検査において、機極的にデジタル技術を活用する。			
新規	969	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第75条第4項	環境大臣又は都道府県知事による報告徴収と都道府県知事による立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	検査対象事業者の事務所等への立入検査において、機極的にデジタル技術を活用する。			
新規	970	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第75条第5項	環境大臣又は都道府県知事による報告徴収と立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立入検査等において、機極的にデジタル技術を活用し、証明書の画面投影などを活用する。			
新規	971	土壌汚染対策法	環境省	第54条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	972	土壌汚染対策法	環境省	第54条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	973	土壌汚染対策法	環境省	第54条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	974	土壌汚染対策法	環境省	第54条第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	975	土壌汚染対策法	環境省	第54条第6項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立入りを実施する環境省の職員に、デジタル技術の活用について周知徹底した。			
新規	976	土壌汚染対策法	環境省	第54条第7項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	977	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	環境省	第18条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	978	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	環境省	第18条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け環水大管発第2406286号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	979	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第8条の2第5項	許可の基準等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	980	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第8条の2の2第1項	定期検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	981	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第9条第5項	変更の許可等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	984	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第15条の2第5項	産業廃棄物処理施設の使用前検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	985	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第15条の2の2第1項	定期検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	991	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第1条の8	市町村が一般廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合の当分又は再生の実施状況の確認	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、目視規制等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	992	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第18条第4項	廃棄物の指定申請に係る立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	993	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第27条第3項	除染特別地域内の汚染の状況の調査測定に係る立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	994	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第34条第3項	汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定に係る立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	995	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第34条第5項	汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定に係る立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	996	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第50条第1項	関係原子力事業者の事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	997	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第50条第2項	指定廃棄物の保管を行う者の事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	998	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第50条第3項	特定廃棄物の処理を行った者の事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	999	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第50条第4項	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者の事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	1000	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第50条第5項	除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者の事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	1001	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	第50条第6項	除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者の事務所等への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一環境省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、目視規制において、オンライン会議システム等のデジタル技術の活用を妨げるものではない旨を記載した資料を公表した。			
新規	1023	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第107条第4項	カジノ管理委員会によるカジノ事業者しくはカジノ施設に関する広告又は勧誘をした者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第107条第４項に基づく立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1024	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第107条第5項	カジノ管理委員会によるカジノ事業者しくはカジノ施設に関する広告又は勧誘をした者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第107条第４項に基づく立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1025	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第197条第2項	カジノ管理委員会によるカジノ事業者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第197条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1026	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第197条第3項	カジノ管理委員会によるカジノ事業者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第197条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1027	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第198条第2項	カジノ管理委員会によるカジノ施設供用事業者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第198条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1028	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第198条第3項	カジノ管理委員会によるカジノ施設供用事業者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第198条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1029	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第199条第2項	カジノ管理委員会による認可主要株主等に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第199条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1030	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第199条第3項	カジノ管理委員会による認可主要株主等に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第199条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1031	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第200条第2項	カジノ管理委員会による認可施設土地権利者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第200条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1032	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第200条第3項	カジノ管理委員会による認可施設土地権利者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第200条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1033	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第201条第2項	カジノ管理委員会によるカジノ関連機器等製造業者等に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第201条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	1034	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第201条第3項	カジノ管理委員会によるカジノ関連機器等製造業者等に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第201条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1035	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第202条第2項	カジノ管理委員会による指定試験機関に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第202条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1036	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第202条第3項	カジノ管理委員会による指定試験機関に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第202条第２項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1037	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第203条第1項	カジノ管理委員会によるカジノ事業者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第203条第１項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1038	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第203条第2項	カジノ管理委員会によるカジノ事業者に対する監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－特定複合観光施設区域整備推進本部・カジノ管理委員会１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特定複合観光施設区域整備法第203条第１項に基づく質問及び立入検査のうち対面により、又は実地に行うことを要しない部分は、情報セキュリティを確保した上で、オンラインで行うことができる旨を内部規程により定めた。			
新規	1044	災害対策基本法	内閣府 総務省	第90条の2第1項	罹災証明書の交付	目視規制	2	3	要	令和６年度４月～６月	目視－内閣府・総務省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月31日に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を改定し、被災地区全体をドローンで撮影・３次元化して浸水深を自動的に算出することにより、被害の程度を地域一括で判定すること等が可能である旨を明示した。また、同日に「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」を改定し、衛星写真をAIで解析することにより、浸水エリアや戸数を概算し、被害認定業務に係る調査計画の策定に有用である旨を明示した。 https://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html			
新規	1050	地方公務員等共済組合法	警察庁 総務省 文部科学省	第144条の2第3項	保険医療機関等に対する主務大臣の権限	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通3	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、関係する職員に対し、事務所又は事業所に立ち入って質問させることされている法律の規定に関わらず、オンライン会議等を活用して、非対面でのやりとりを積極的に行うよう周知した。			
新規	1051	地方公務員等共済組合法施行規程	警察庁 総務省 文部科学省	第69条第1項	たな卸資産の実地確認	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通3	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた地共済関係手続に係る対応について」（令和６年６月28日事務連絡）の発出により、法令の規定は、資産のたな卸について、デジタル技術を活用することで実地に存する現実の在高をリモートで確認することができる場合にまで実地に出向くことを求めるものではなく、デジタル技術を積極的に活用されたい旨を周知した。			
新規	1116	産業標準化法	総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	第29条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通5	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	産業標準化法の立入検査は、ｗｅｂカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とすることを明確化するために、その旨をホームページに掲載した。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html			
新規	1117	産業標準化法	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	第35条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通5	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	産業標準化法の立入検査は、ｗｅｂカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とすることを明確化するために、その旨をホームページに掲載した。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html			
新規	1118	産業標準化法	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	第54条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通5	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	産業標準化法の立入検査は、ｗｅｂカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とすることを明確化するために、その旨をホームページに掲載した。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html			
新規	1121	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第30条第3項第2号	指定外部役員を置く場合の措置	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－法務省・厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関の指定外部役員による監査については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る目視規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	1122	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第52条第1号	監理団体による通常監査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－法務省・厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関による定期監査の在り方については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る目視規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	1123	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第52条第3号	監理団体による訪問指導	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－法務省・厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関による訪問指導については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る目視規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	1124	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第52条第8号	技能実習計画の作成指導に関するもの	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－法務省・厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関による訪問指導については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る目視規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	1156	高齢者の居住の安定確保に関する法律	厚生労働省 国土交通省	第24条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－厚生労働省・国土交通省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づく登録簿の閲覧、報告徴収及び公示のオンライン化について（通知）」（令和６年５月24日付老高発0524第１号・国住心第46号）の発出により、報告徴収については紙面や対面実施等の方法に限定されるものではなく、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方法により実施することも可能である旨を明確化した。			
新規	1158	高齢者の居住の安定確保に関する法律	厚生労働省 国土交通省	第36条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－厚生労働省・国土交通省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づく登録簿の閲覧、報告徴収及び公示のオンライン化について（通知）」（令和６年５月24日付老高発0524第１号・国住心第46号）の発出により、報告徴収については紙面や対面実施等の方法に限定されるものではなく、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方法により実施することも可能である旨を明確化した。			
新規	1185	産業標準化法	農林水産省 経済産業省 国土交通省	第35条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通5	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	産業標準化法の立入検査は、ｗｅｂカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とすることを明確化するために、その旨をホームページに掲載した。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html			
新規	1186	産業標準化法	農林水産省 経済産業省 国土交通省	第35条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通5	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	産業標準化法の立入検査は、ｗｅｂカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とすることを明確化するために、その旨をホームページに掲載した。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html			
新規	1187	産業標準化法	農林水産省 経済産業省 国土交通省	第35条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通5	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	産業標準化法の立入検査は、ｗｅｂカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とすることを明確化するために、その旨をホームページに掲載した。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html			
新規	1188	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	農林水産省 国土交通省	第14条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月25日付６畜第799号/国住指第1409号）の発出により、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う際には、オンライン会議システムの画面越しに、関係者に対して職員証を提示するなどの対応を求める旨を明示した。			
新規	1198	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	農林水産省 国土交通省	第14条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通9	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月25日付６畜第799号/国住指第1409号）の発出により、立入検査については、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明示した。			
新規	1201	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	第21条第1項	農林水産大臣及び環境大臣による事務所への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通3	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1202	愛玩動物看護師法	農林水産省 環境省	第21条第2項	農林水産大臣及び環境大臣による事務所への立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通3	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則を踏まえた当該所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和５年９月29日付５消安第3774号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1210	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農林水産省 環境省	第13条第1項	立入調査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	目視－共通5	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付環水大管発2406285号、６消安第2155号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	1211	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農林水産省 環境省	第13条第2項	立入調査等	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け環水大管発第2406288号、６消安第2155号）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	1212	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	経済産業省 国土交通省 環境省	第24条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２６月、「デジタル原則を踏まえた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月２０日付環水大気発2406204号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1213	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	経済産業省 国土交通省 環境省	第24条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２６月、「デジタル原則を踏まえた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月２０日付環水大気発2406204号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1214	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	経済産業省 国土交通省 環境省	第30条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２６月、「デジタル原則を踏まえた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月２０日付環水大気発2406204号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1215	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	経済産業省 国土交通省 環境省	第30条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２６月、「デジタル原則を踏まえた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月２０日付環水大気発2406204号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1216	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	経済産業省 国土交通省 環境省	第30条第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年２６月、「デジタル原則を踏まえた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月２０日付環水大気発2406204号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1222	工業用水法	経済産業省 環境省	第25条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一経済産業省・環境省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け事務連絡）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	1223	工業用水法	経済産業省 環境省	第25条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一経済産業省・環境省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立ち入り及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年６月28日付け事務連絡）を発出し、立入検査等におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	1226	特定家庭用機器再商品化法	経済産業省 環境省	第40条第1項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	特定家庭用機器再商品化法に基づく立入検査に関する実施要領（令和6年5月20日付け20240515情第1号）に一部検査項目において電子メールやオンライン会議ツールを使用することを妨げない旨記載。			
新規	1227	特定家庭用機器再商品化法	経済産業省 環境省	第40条第2項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	特定家庭用機器再商品化法に基づく立入検査に関する実施要領（令和6年5月20日付け20240515情第1号）に一部検査項目において電子メールやオンライン会議ツールを使用することを妨げない旨記載。			
新規	1228	特定家庭用機器再商品化法	経済産業省 環境省	第53条第1項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	特定家庭用機器再商品化法に基づく立入検査に関する実施要領（令和6年5月20日付け20240515情第1号）に一部検査項目において電子メールやオンライン会議ツールを使用することを妨げない旨記載。			
新規	1229	特定家庭用機器再商品化法	経済産業省 環境省	第53条第2項	報告及び立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	特定家庭用機器再商品化法に基づく立入検査に関する実施要領（令和6年5月20日付け20240515情第1号）に一部検査項目において電子メールやオンライン会議ツールを使用することを妨げない旨記載。			
新規	1230	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	経済産業省 環境省	第11条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた特定工場における公害防止組織の整備に関する法律11条におけるデジタル技術の活用について」（令和６年６月28日付環水大管発第２４０６２８２号・２０２４０６２８産局第１号）の発出により、立入検査は、デジタル技術を活用して実施することも妨げないことを明示した。			
新規	1231	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	経済産業省 環境省	第11条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた特定工場における公害防止組織の整備に関する法律11条におけるデジタル技術の活用について」（令和６年６月28日付環水大管発第２４０６２８２号・２０２４０６２８産局第１号）の発出により、立入検査は、デジタル技術を活用して実施することも妨げないことを明示した。			
新規	1232	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	経済産業省 環境省	第11条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた特定工場における公害防止組織の整備に関する法律11条におけるデジタル技術の活用について」（令和６年６月28日付環水大管発第２４０６２８２号・２０２４０６２８産局第１号）の発出により、立入検査は、デジタル技術を活用して実施することも妨げないことを明示した。			
新規	1234	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省 環境省	第48条第11項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 9	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/SQA/index.html）において、リモート調査を実施する場合には、検査をする職員の身分証明書の提示は、画面への投影等により行うこととなる旨を明示した。			
新規	1235	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	国土交通省 環境省	第41条第1項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた自動車重から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月28日付環水大気発2406281号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1236	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	国土交通省 環境省	第41条第2項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた自動車重から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月28日付環水大気発2406281号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1237	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	国土交通省 環境省	第41条第3項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた自動車重から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月28日付環水大気発2406281号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1238	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	国土交通省 環境省	第41条第4項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた自動車重から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月28日付環水大気発2406281号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1239	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	国土交通省 環境省	第41条第5項	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	目視一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた自動車重から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の適用に係る解釈の明確化について（通知）」（令和６年６月28日付環水大気発2406281号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	21	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	財務省	第12条第1項	財務大臣による各省庁に対する支払状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年４月、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針（昭和25年4月7日付閣議第１４０号）の改正により、実地調査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による調査を許容する旨を明示した。			
別表１	28	たばこ耕作組合法	財務省	第29条の3第1号及び第2号	たばこ耕作組合における監事による財産状況等監査	実地監査	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一財務省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた監査関係手続に係る対応について」の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	40	軌道法	国土交通省	第13条	国土交通大臣による軌道経営内容の監査	実地監査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一国土交通省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、監査のうち事業者との打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表１	41	船舶安全法	国土交通省	第25条の17第3項	監事による小型船舶検査機構の業務に関する監査	実地監査	1-②	2	要	令和６年６月	監査一共通 3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	日本小型船舶検査機構監事監査要綱の第２条、第３条及び第７条を改正した。具体的には監査の計画及び方法、監査の通知及び監査の報告にデジタルを活用できる旨を示した。			
別表１	47	船員災害防止活動の促進に関する法律	国土交通省	第40条第4項	船員災害防止協会における監事による業務等監査	実地監査	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一共通 4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月１日、「（船員災害防止活動の促進に関する法律）に基づき実施する立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和６年７月１日付事務連絡）を発出し、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき国が実施する船員災害防止協会への立入検査について、WEB会議システム等のデジタル技術を活用できる旨を明示した。			
別表１	53	軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令	国土交通省	第2条第2項第1号	国土交通大臣による軌道経営内容の監査	実地監査	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一国土交通省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、監査のうち事業者との打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
別表１	54	動力車操縦者運転免許に関する省令	国土交通省	第18条の2	動力車操縦者養成所の指定を受けた者における国土交通大臣等による講習業務実施状況等監査	実地監査	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一国土交通省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面提示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により、監査のうち事業者との打合せや質疑応答を実施する場合にオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを可能とする旨を明示した。			
新規	1	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令	農林水産省	第16条	農林水産大臣による委託に係る漁港施設財産管理状況監査	実地監査	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則を踏まえた漁港関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（農林水産省令和６年３月29日付５水漁3145号）の発出により、実地監査等については、適用での情報収集や電磁的記録の確認・検査等の結果報告のオンライン化等のデジタル技術の活用を妨げるものではないことを明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	10	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第30条第6項	外部監査で措置する場合の基準	実地監査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一法務省・厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が今国会において成立したところである。新たな育成就労制度における監理支援機関の外部監査人による監査等については、新たな育成就労制度において監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る実地監査規則の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案が成立した後、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	11	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第52条第1項第2号	監理団体による臨時監査	実地監査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	監査一法務省・厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が今国会において成立したところである。新たな育成就労制度における監理支援機関による臨時監査については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る実地監査規則の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案が成立した後、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
別表１	1	人事院規則10―4（職員の保健及び安全保持）	人事院	第32条	設備の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年８月、定期検査等におけるデジタル技術の活用について通知を発出し、人事院規則に基づく定期検査等において、デジタル技術を活用して差し支えない旨を各府省に通知した。			
別表１	2	人事院規則10―4（職員の保健及び安全保持）	人事院	別表第8	小型ボイラー等の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年８月、定期検査等におけるデジタル技術の活用について通知を発出し、人事院規則に基づく定期検査等において、デジタル技術を活用して差し支えない旨を各府省に通知した。			
別表１	3	人事院規則10―5（職員の放射線障害の防止）	人事院	第11条	エックス線装置等の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年８月、定期検査等におけるデジタル技術の活用について通知を発出し、人事院規則に基づく定期検査等において、デジタル技術を活用して差し支えない旨を各府省に通知した。			
別表１	4	人事院規則10―5（職員の放射線障害の防止）	人事院	第23条第1項	管理区域の線量当量率等の測定等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年８月、定期検査等におけるデジタル技術の活用について通知を発出し、人事院規則に基づく定期検査等において、デジタル技術を活用して差し支えない旨を各府省に通知した。			
別表１	5	人事院規則10―5（職員の放射線障害の防止）	人事院	第23条第2項	管理区域の線量当量率等の測定等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年８月、定期検査等におけるデジタル技術の活用について通知を発出し、人事院規則に基づく定期検査等において、デジタル技術を活用して差し支えない旨を各府省に通知した。			
別表１	55	消防法	総務省	第14条の3の2第1項	危険物を扱う製造所等の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一総務省２	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和６年総務省令第78号）により危険物の規制に関する規則を改正し、 製造所等の定期点検について、常時監視するための装置（監視カメラ、各種計測システム等）を設置し、市町村長等が保安上支障がないと認めるときは、当該定期点検の期限を市町村長等が別に定めることを可能にした。			
別表１	63	危険物の規制に関する政令	総務省	第8条の5	危険物を扱う製造所等の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一総務省２	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和６年総務省令第78号）により危険物の規制に関する規則を改正し、 製造所等の定期点検について、常時監視するための装置（監視カメラ、各種計測システム等）を設置し、市町村長等が保安上支障がないと認めるときは、当該定期点検の期限を市町村長等が別に定めることを可能にした。			
別表１	64	危険物の規制に関する規則	総務省	第9条の2	危険物を扱う製造所等の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一総務省２	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和６年総務省令第78号）により危険物の規制に関する規則を改正し、 製造所等の定期点検について、常時監視するための装置（監視カメラ、各種計測システム等）を設置し、市町村長等が保安上支障がないと認めるときは、当該定期点検の期限を市町村長等が別に定めることを可能にした。			
別表１	65	危険物の規制に関する規則	総務省	第62条の4第2項	危険物を扱う製造所等の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一総務省２	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和６年総務省令第78号）により危険物の規制に関する規則を改正し、 製造所等の定期点検について、常時監視するための装置（監視カメラ、各種計測システム等）を設置し、市町村長等が保安上支障がないと認めるときは、当該定期点検の期限を市町村長等が別に定めることを可能にした。			
別表１	69	危険物の規制に関する規則	総務省	第62条の5の4	危険物を扱う製造所等の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一総務省２	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和６年総務省令第78号）により危険物の規制に関する規則を改正し、 製造所等の定期点検について、常時監視するための装置（監視カメラ、各種計測システム等）を設置し、市町村長等が保安上支障がないと認めるときは、当該定期点検の期限を市町村長等が別に定めることを可能にした。			
別表１	70	危険物の規制に関する規則	総務省	第62条の5の5	危険物を扱う製造所等の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一総務省２	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和６年総務省令第78号）により危険物の規制に関する規則を改正し、 製造所等の定期点検について、常時監視するための装置（監視カメラ、各種計測システム等）を設置し、市町村長等が保安上支障がないと認めるときは、当該定期点検の期限を市町村長等が別に定めることを可能にした。			
別表１	71	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令	総務省	第15条第1項	石油コンビナート等の防災施設又は設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一総務省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	活用可能な技術について募集を行ったが、点検等の一部周期の延長等につながる技術の提案がなかったため。 技術の募集を継続し、活用可能な技術が確認された場合には技術検証について検討する。			
別表１	72	公証人法施行規則	法務省	第39条	公証人の執務状況等の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一法務省１	規行の規制の合理化（技術中立化）	未了		令和５年に公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を可能とする公証人法改正が行われ（令和５年６月公布。公布後２年６月以内施行）、今後、改正法の施行に向けて、下位法令を含む運用の大幅な見直しが予定されていることから、この検討を踏まえる必要があったことや、デジタル原則に対応する省令の改正案の検討（関係団体との調整を含む。）及び省令改正に伴うパブリックコメントの実施、施行通達案の策定・発出等に所要の時間を要したため。	令和６年９月	令和５年に公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を可能とする公証人法改正が行われ（令和５年６月公布。公布後２年６月以内施行）、今後、改正法の施行に向けて、下位法令を含む運用の大幅な見直しが予定されていることから、この検討を踏まえる必要があったことや、デジタル原則に対応する省令の改正案の検討（関係団体との調整を含む。）及び省令改正に伴うパブリックコメントの実施、施行通達案の策定・発出等に所要の時間を要したため。
別表１	73	犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則	法務省	第105条第1項	保護観察の仮解除中における保護観察付執行猶予者の行状の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一法務省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の促進等）	未了		保護観察所及び保護司間における調査依頼及び報告のオンライン化に向けた保護司専用ＨＰの改修を進めている。	令和７年３月	保護司ＨＰの改修に時間を要しているが、改修事業者との契約において本年度中に改修することとしているため。
別表１	78	クレーン等安全規則	厚生労働省	第34条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	79	クレーン等安全規則	厚生労働省	第35条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	80	クレーン等安全規則	厚生労働省	第76条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	81	クレーン等安全規則	厚生労働省	第77条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	82	クレーン等安全規則	厚生労働省	第119条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	83	クレーン等安全規則	厚生労働省	第120条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	84	クレーン等安全規則	厚生労働省	第154条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	85	クレーン等安全規則	厚生労働省	第155条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	86	クレーン等安全規則	厚生労働省	第192条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	87	クレーン等安全規則	厚生労働省	第208条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	88	クレーン等安全規則	厚生労働省	第209条	クレーンの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	89	ゴンドラ安全規則	厚生労働省	第21条	ゴンドラの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	96	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第32条	ボイラーの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	97	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第67条	第一種圧力容器の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	98	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第88条	第二種圧力容器の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	99	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第94条	小型ボイラー・小型圧力容器の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	100	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	厚生労働省	第13条第1項第1号	医薬品の製造販売業者が行う品質管理業務についての定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月５日付けで「「デジタル用語の定義　医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年度版）向け」及び「医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年版）」）について」を事務連絡として発出し、定期自己点検を含む品質管理業務におけるデジタルデジタル技術を活用する手法を示した。			
別表１	102	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	厚生労働省	第10条第1項第9号	医薬品の製造業者等による製造所設備の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月５日付けで「「デジタル用語の定義　医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年度版）向け」及び「医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年版）」）について」を事務連絡として発出し、定期点検を含む品質管理業務におけるデジタルデジタル技術を活用する手法を示した。			
別表１	103	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	厚生労働省	第11条第1項第7号	医薬品の製造業者等による試験検査に関する設備及び器具の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月５日付けで「「デジタル用語の定義　医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年度版）向け」及び「医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年版）」）について」を事務連絡として発出し、定期点検を含む品質管理業務におけるデジタルデジタル技術を活用する手法を示した。			
別表１	104	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	厚生労働省	第18条第1項第1号	医薬品の製造業者等による製造・品質関連業務についての定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月５日付けで「「デジタル用語の定義　医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年度版）向け」及び「医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年版）」）について」を事務連絡として発出し、定期自己点検を含む品質管理業務におけるデジタルデジタル技術を活用する手法を示した。			
別表１	105	医療法施行規則	厚生労働省	第30条の21	エックス線装置等の放射線量測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、エックス線装置等の放射線測定について、デジタル技術を活用することが可能である旨を当省HPにおいて明確化した。			
別表１	106	医療法施行規則	厚生労働省	第30条の22	放射線障害が発生するおそれのある場所の線量等の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、放射線障害が発生するおそれのある場所の線量等の測定について、デジタル技術を活用することが可能である旨を当省HPにおいて明確化した。			
別表１	107	鉛中毒予防規則	厚生労働省	第34条第3号	鉛作業主任者による局所排気装置等の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・合理化に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	108	鉛中毒予防規則	厚生労働省	第35条第2項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・合理化に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	109	鉛中毒予防規則	厚生労働省	第52条第1項	屋内作業場の鉛濃度の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・合理化に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	110	鉛中毒予防規則	厚生労働省	第52条第2項	屋内作業場の鉛濃度の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・合理化に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	111	労働安全衛生法施行規則	厚生労働省	別表第1	プレス機械又はシャーの定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通4	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「家内労働における「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第2号）の発出により、定期自主点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	112	高気圧作業安全衛生規則	厚生労働省	第22条	高圧室の設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	113	高気圧作業安全衛生規則	厚生労働省	第34条	潜水器具等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	114	高気圧作業安全衛生規則	厚生労働省	第45条	再圧室の設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	115	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	厚生労働省	第11条第1項第7号	再生医療等製品の製造業者等による製造所設備の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月５日付けで「「デジタル用語の定義　医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年度版）向け」及び「医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年版）」）について」を事務連絡として発出し、定期点検を含む品質管理業務におけるデジタル技術を活用する手法を示した。			
別表１	116	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	厚生労働省	第12条第2項第3号	再生医療等製品の製造業者等による試験検査に関する設備及び器具の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月５日付けで「「デジタル用語の定義　医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年度版）向け」及び「医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年版）」）について」を事務連絡として発出し、定期点検を含む品質管理業務におけるデジタル技術を活用する手法を示した。			
別表１	117	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	厚生労働省	第20条第1項	再生医療等製品の製造業者等による製造管理・品質管理業務に関する定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月５日付けで「「デジタル用語の定義　医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年度版）向け」及び「医薬品製造業におけるデジタル技術活用事例集（2023年版）」）について」を事務連絡として発出し、定期自己点検を含む品質管理業務におけるデジタル技術を活用する手法を示した。			
別表１	124	事務所衛生基準規則	厚生労働省	第7条第1項	事務所の温度等の作業環境測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一厚生労働省3	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	125	事務所衛生基準規則	厚生労働省	第9条第1項	換気設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	126	事務所衛生基準規則	厚生労働省	第9条の2第2号	冷却塔の汚れの状況の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一厚生 労働省3	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	127	事務所衛生基準規則	厚生労働省	第9条の2第3号	加湿装置の汚れの状況の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一厚生 労働省3	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	128	事務所衛生基準規則	厚生労働省	第9条の2第4号	空気調和設備内の排水受けの定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一厚生 労働省3	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	129	事務所衛生基準規則	厚生労働省	第10条第3項	事務所の照明設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	130	事務所衛生基準規則	厚生労働省	第15条第2号	事務所のねずみ等による被害状況の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一厚生 労働省3	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	141	水道法	環境省	第20条	水道事業者等が行う定期の水質検査	定期検査	2	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 8	現行の規制の合理化 （検査等の一部周期の延長等）	未了		見直しに向けて専門家の意見を伺う検討会の開催が令和6年度中になる見込みであるため。	令和7年3月	見直しに向けて専門家の意見を伺う検討会の開催が令和6年度中、その後告示改定が令和6年度末になる見込みであるため。
別表1	142	水道法	国土交通省	第34条の2	簡易専用水道の定期の検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の厳寒・周期延長に向け取り組む	完了済み	常時監視技術等を用いた先進的な簡易専用水道の管理事例の調査を行った結果、デジタル技術による管理事例がないことが確認された。 加えて、有識者へヒアリングも行った結果、検査等の厳寒・周期延長は難しいという結論に至ったため、現行の規程を見直さないこととした。 今後もデジタル技術の進展に照らして適宜見直しを検討する。			
別表1	145	水道法施行規則	環境省	第15条第1項第3号ロ	水道事業者等が行う定期の水質検査	定期検査	2	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 8	現行の規制の合理化 （検査等の一部周期の延長等）	未了		見直しに向けて専門家の意見を伺う検討会の開催が令和6年度中になる見込みであるため。	令和7年3月	見直しに向けて専門家の意見を伺う検討会の開催が令和6年度中、その後告示改定が令和6年度末になる見込みであるため。
別表1	146	水道法施行規則	環境省	第15条第1項第3号ハ	水道事業者等が行う定期の水質検査	定期検査	2	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	現行の規制の合理化 （検査等の一部周期の延長等）	未了		見直しに向けて専門家の意見を伺う検討会の開催が令和6年度中になる見込みであるため。	令和7年3月	見直しに向けて専門家の意見を伺う検討会の開催が令和6年度中、その後告示改定が令和6年度末になる見込みであるため。
別表1	148	水道法施行規則	国土交通省	第56条第1項	簡易専用水道の定期の検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 10	検査等の厳寒・周期延長に向け取り組む	完了済み	常時監視技術等を用いた先進的な簡易専用水道の管理事例の調査を行った結果、デジタル技術による管理事例がないことが確認された。 加えて、有識者へヒアリングも行った結果、検査等の厳寒・周期延長は難しいという結論に至ったため、現行の規程を見直さないこととした。 今後もデジタル技術の進展に照らして適宜見直しを検討する。			
別表1	151	石綿障害予防規則	厚生労働省	第20条第1項第2号	石綿作業主任者による局所排気装置等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、今後の技術革新等により信頼性の高いデジタル技術が開発された場合に、目視や実地による定期自主検査を要しないとする等の所要の対応を行うことを明確化した。			
別表1	152	石綿障害予防規則	厚生労働省	第21条第1項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、今後の技術革新等により信頼性の高いデジタル技術が開発された場合に、目視や実地による定期自主検査を要しないとする等の所要の対応を行うことを明確化した。			
別表1	153	石綿障害予防規則	厚生労働省	第22条第1項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、今後の技術革新等により信頼性の高いデジタル技術が開発された場合に、目視や実地による定期自主検査を要しないとする等の所要の対応を行うことを明確化した。			
別表1	154	石綿障害予防規則	厚生労働省	第22条第2項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、目視や実地による定期自主検査を要しないとする等の所要の対応を行うことを明確化した。			
別表1	155	石綿障害予防規則	厚生労働省	第23条第1項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、今後の技術革新等により信頼性の高いデジタル技術が開発された場合に、目視や実地による定期自主検査を要しないとする等の所要の対応を行うことを明確化した。			
別表1	156	石綿障害予防規則	厚生労働省	第36条第1項	空気中の石綿濃度の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、今後の技術革新等により信頼性の高いデジタル技術が開発された場合に、目視や実地による定期自主検査を要しないとする等の所要の対応を行うことを明確化した。			
別表1	157	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第18条の5	透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	158	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第18条の6	透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	159	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第18条の9	透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	160	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第29条第1項	放射性物質取扱作業室内の汚染検査等	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表1	161	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第41条の10第1項第4号	放射性物質の表面密度の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度 4月～6月	定期一共通 5	現行の規制の合理化 （技術中立化）	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	162	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第54条	管理区域の線量当量率等の測定等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も法同可能である旨を明示した。			
別表１	163	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第55条第1項	空気中の放射性物質の濃度の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も法同可能である旨を明示した。			
別表１	164	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第56条	健康診断（放射線業務）	定期検査	1-①	2注1	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省2	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表１	165	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第56条の2	健康診断（放射線業務）	定期検査	1-①	2注1	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省2	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表１	166	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第20条第1項	健康診断（除染等業務）	定期検査	1-①	2注1	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省2	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表１	167	特定化学物質障害予防規則	厚生労働省	第28条第2号	特定化学物質作業主任者による局所排気装置等の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	168	特定化学物質障害予防規則	厚生労働省	第29条第1項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	169	特定化学物質障害予防規則	厚生労働省	第30条第1項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	170	特定化学物質障害予防規則	厚生労働省	第31条第1項	特定化学設備等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	171	特定化学物質障害予防規則	厚生労働省	第32条第1項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	172	特定化学物質障害予防規則	厚生労働省	第36条第1項	空気中の特定化学物質の濃度の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、空気中の特定化学物質濃度の定期測定の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	173	粉じん障害防止規則	厚生労働省	第6条の3	坑内作業場の粉じん濃度の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も法同可能である旨を明示した。			
別表１	174	粉じん障害防止規則	厚生労働省	第17条第2項	局所排気装置等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、粉じん局所排気装置等の定期自主検査の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	175	粉じん障害防止規則	厚生労働省	第26条第1項	屋内作業場の粉じん濃度の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、屋内作業場の粉じん濃度の測定頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	178	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第19条の2第2号	有機溶剤作業主任者による局所排気装置等の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	179	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第20条第2項	局所排気装置の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、局所排気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	180	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第20条の2	プッシュプル型換気装置の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、プッシュプル型換気装置の定期自主検査の頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	181	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第28条第2項	屋内作業場の有機溶剤濃度の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）を発出し、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、屋内作業場の有機溶剤濃度の測定頻度については事業場に委ねられるものであることを明確にした。			
別表１	182	労働安全衛生法	厚生労働省	第45条第1項	ボイラーその他の機械等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	184	労働安全衛生法施行令	厚生労働省	第15条	ボイラーその他の機械等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	185	労働安全衛生規則	厚生労働省	第134条の3	動力プレスの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	186	労働安全衛生規則	厚生労働省	第135条第1項	動力により駆動されるシヤーの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	187	労働安全衛生規則	厚生労働省	第141条	動力により駆動される遠心機械の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	188	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の21	フオークリフトの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	189	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の22	フオークリフトの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	190	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の31	シヨベルローダー等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	191	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の32	シヨベルローダー等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	192	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の38	ストラドルキヤリヤーの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	193	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の39	ストラドルキヤリヤーの定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	194	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の53	不整地運搬車の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	195	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の54	不整地運搬車の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	196	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の108	車両系木材伐出機械の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	197	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の109	車両系木材伐出機械の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	198	労働安全衛生規則	厚生労働省	第167条	車両系建設機械の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	199	労働安全衛生規則	厚生労働省	第168条	車両系建設機械の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	200	労働安全衛生規則	厚生労働省	第194条の23	高所作業車の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	201	労働安全衛生規則	厚生労働省	第194条の24	高所作業車の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	202	労働安全衛生規則	厚生労働省	第228条	電気機関車等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	203	労働安全衛生規則	厚生労働省	第229条	電気機関車等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	204	労働安全衛生規則	厚生労働省	第230条	電気機関車等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	205	労働安全衛生規則	厚生労働省	第276条	化学設備及びその附属設備の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第１号）を発出し、ドローン等の活用により透視による検査が可能であることを明確化した。			
別表１	206	労働安全衛生規則	厚生労働省	第299条	乾燥設備及びその附属設備の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	209	労働安全衛生規則	厚生労働省	第317条	アセチレン溶接装置・ガス集合溶接装置の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安化0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	210	労働安全衛生規則	厚生労働省	第351条	絶縁用保護具等の定期自主検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	211	労働安全衛生規則	厚生労働省	第353条	電気機械器具の囲い等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	212	労働安全衛生規則	厚生労働省	第373条	土止め支保工の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期点検において、デジタル技術を活用して技術上同等以上と認められる方法等を明示した。			
別表１	213	労働安全衛生規則	厚生労働省	第590条第1項	屋内作業場の等価騒音レベルの定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる実時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	214	労働安全衛生規則	厚生労働省	第592条第1項	坑内作業場の炭酸ガス濃度の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基安労0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる実時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	215	労働安全衛生規則	厚生労働省	第592条の2第1項	作業場のダイオキシン濃度の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、今後の技術実習等により信頼性の高いデジタル技術が開発された場合に、目視や実地によるダイオキシン濃度の定期測定を要しないとする等の所要の対応を行うことを明確化した。			
別表１	216	労働安全衛生規則	厚生労働省	第603条	坑内の通気量の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる実時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	217	労働安全衛生規則	厚生労働省	第605条第2項	照明設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる実時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	218	労働安全衛生規則	厚生労働省	第607条	暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場の気温、湿度及びふく射熱の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる実時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	219	労働安全衛生規則	厚生労働省	第612条	坑内作業場の気温の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる実時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	220	労働安全衛生規則	厚生労働省	第619条第2号	ねずみ等による被害状況等の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一厚生労働省3	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる実時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表１	221	家畜改良増殖法	農林水産省	第4条	家畜改良センターの種畜証明検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和5年12月、（独）家畜改良センターホームページ（https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/digitaljuken.html）において、種雄検査のデジタル受験を開始し、必要な電子ファイルの提出により実地監査が不要となる旨を周着した。			
別表１	222	家畜改良増殖法	農林水産省	第6条	家畜改良センターの種畜証明検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和5年12月、（独）家畜改良センターホームページ（https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/digitaljuken.html）において、種雄検査のデジタル受験を開始し、必要な電子ファイルの提出により実地監査が不要となる旨を周着した。			
別表１	223	家畜改良増殖法施行規則	農林水産省	第1条	家畜改良センターの種畜証明検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和5年12月、（独）家畜改良センターホームページ（https://www.nlbc.go.jp/kachikukairyo/shuchikukensa/digitaljuken.html）において、種雄検査のデジタル受験を開始し、電子ファイルの提出により実地監査が不要となる旨を周着した。			
別表１	231	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則	農林水産省	第1条第1項第2号ロ	家畜排せつ物管理施設の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通11	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年８月、『デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について』（令和６年８月26日付け６畜産第1605号）の発出により、定期点検の頻度を事業者ごとの判断で行うものである旨明示した。			
別表１	243	獣医療法施行規則	農林水産省	第17条第1項	診療施設のエックス線装置の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、当省ホームページ（URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-21.pdf）において、定期検査の実施方法として透視での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	244	獣医療法施行規則	農林水産省	第18条第1項	診療施設の放射線量の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、当省ホームページ（URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-21.pdf）において、定期検査の実施方法として透視での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	265	農林水産省関係構造改革特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令	農林水産省	第4項	構造改革特別区域内の事業実施に関する定期調査（家畜排せつ物を利用した堆肥の飼育農業の実施による環境影響）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第722号）の発出により、定期検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術の活用も妨げるものではない旨明示した。			
別表１	280	ガス事業法施行規則	経済産業省	第17条第1項第1号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	281	ガス事業法施行規則	経済産業省	第17条第1項第3号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	282	ガス事業法施行規則	経済産業省	第17条第2項	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	283	ガス事業法施行規則	経済産業省	第22条第1号	ガス小売事業者の成分の定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	現状では、Phase3を実現できる有効な技術が確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	286	ガス事業法施行規則	経済産業省	第78条第1項第1号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	287	ガス事業法施行規則	経済産業省	第78条第1項第3号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	288	ガス事業法施行規則	経済産業省	第78条第2項第1号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	291	ガス事業法施行規則	経済産業省	第126条第1項第1号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	292	ガス事業法施行規則	経済産業省	第126条第1項第3号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	293	ガス事業法施行規則	経済産業省	第144条第1項第1号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	294	ガス事業法施行規則	経済産業省	第144条第1項第3号	熱量等の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が予定（令和８年）されていることから、当該改正JISを踏まえて法令の改正を行う。	令和９年３月	測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による実時測定）が、令和８年度中を予定しているため。
別表１	297	ガス事業法施行規則	経済産業省	第200条第1項第1号イ	消費機器に関する定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、規行技術ではPhase2を実現できる技術は確認できなかった。Phase2に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	298	ガス事業法施行規則	経済産業省	第200条第1項第1号ロ	消費機器に関する定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、規行技術ではPhase2を実現できる技術は確認できなかった。Phase2に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	302	コンビナート等保安規則	経済産業省	第5条第2項第5号	高圧ガス製造設備の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省1	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページ掲載し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	304	コンビナート等保安規則	経済産業省	第38条第3項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	305	コンビナート等保安規則	経済産業省	第38条第4項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	306	コンビナート等保安規則	経済産業省	第38条第5項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	307	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第6条第2項第4号	高圧ガス製造設備の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	308	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第55条第1項第11号	特定高圧ガス消費施設の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	309	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第55条第2項第3号	特定高圧ガス消費施設の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	310	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第60条第1項第18号	特定高圧ガス消費施設の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	312	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第83条第3項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	313	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第37条の6	充てん設備の定期保安検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	318	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号イ（1）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	319	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号イ（2）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	320	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号イ（3）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	322	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ロ（1）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	323	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ロ（2）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	324	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ロ（3）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	326	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ハ（1）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	327	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ハ（2）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	328	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ハ（3）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	330	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ニ（1）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	331	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ニ（2）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	332	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第36条第1項第1号ニ（3）	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	334	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第37条第1項第1号イ（1）	消費設備の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	336	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第37条第1項第1号ロ（2）	消費設備の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	337	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第37条第1項第1号ロ（3）	消費設備の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	342	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第74条第1項	充てん設備の定期保安検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	343	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第74条第1項（バルク）	充てん設備の定期保安検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	344	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第81条第1項	充てん設備の定期保安検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	345	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第131条第2項第1号	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	346	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第131条第2項第3号	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	347	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第121条第2項第3号の2	供給設備の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	348	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第131条第2項第4号	消費設備の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
別表１	349	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第6条第2項第4号	液化石油ガス製造設備の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	350	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第53条第2項第2号	特定高圧ガス消費施設の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	352	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第81条第4項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	353	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第81条第5項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	354	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第81条第6項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hiregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	357	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第16条第1項第3号ホ	自動警報装置の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	358	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第16条第1項第4号二	自動警報装置の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	359	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第67条の8	火薬類製造施設等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	360	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第67条の9第1号	火薬類製造施設等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	361	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第67条の9第2号	火薬類製造施設等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	362	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第67条の9第3号	火薬類製造施設等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	363	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第67条の10	火薬類製造施設等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	364	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第67条の11	火薬類製造施設等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	365	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第70条の2第4号	火薬類製造施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	366	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第70条の2第7号	火薬類製造施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	367	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第70条の4第4号	火薬類貯蔵施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	368	火薬類取締法施行規則	経済産業省	第70条の4第8号	火薬類貯蔵施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第３９号）の公布や「「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について」の発出により、デジタル技術の活用を可能とした。 見直しに係る省令改正等について、経産省HPにおいて公表済： https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-2.html			
別表１	371	基準器検査規則	経済産業省	第2条	計量器の基準器検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該規定については、AIカメラ等、デジタル技術を活用して行うことを妨げるものではない旨を明示した。			
別表１	384	計量法	経済産業省	第102条	計量器の基準器検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		「計量法施行規則等の一部を改正する省令」により、一部の基準器検査について周期を延長するが、令和７年１月１日施行のため。	令和７年１月	施行日が令和７年１月１日のため。
別表１	390	鉱山保安法	経済産業省	第16条	鉱業権者による定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行により、常時監視を行う場合は定期の検査の周期を延長できるよう見直しした。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	391	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第18条第17号	鉱業廃棄物の処理に係る定期水質測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行や「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、定期の測定はおずしも特定の期間及び頻度で実施することを求めるものではなく、また、従来の定期の測定と同等以上の精度であればデジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	392	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第21条第1項第3号	石綿粉じんの処理に係る定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行や「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、定期の測定はおずしも特定の期間及び頻度で実施することを求めるものではなく、また、従来の定期の測定と同等以上の精度であればデジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	393	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第26条第1号	保安上重要な施設等の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行や「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、定期の検査及び測定はおずしも特定の期間及び頻度で実施することを求めるものではなく、また、従来の定期の検査及び測定と同等以上の精度であればデジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	394	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第26条第3号	保安上重要な施設等の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行や「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、定期の点検と同等以上の精度であればデジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	397	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第29条第1項第16号	放射線障害の防止に係る定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行により、常時監視を行う場合は定期の検査の周期を延長できるよう見直しした。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	398	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第29条第1項第17号	放射線障害の防止に係る定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通 10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行により、常時監視を行う場合は定期の検査の周期を延長できるよう見直しした。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	399	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第29条第1項第19号	放射線障害の防止に係る定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行や「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」の発出により、必ずしも特定の期間及び頻度で実施することを求めるものではなく、また、従来の定期の検査、測定及び点検と同等以上の精度であればデジタル技術の活用を妨げない旨、明確化した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	400	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第34条第2項	鉱業権者による定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行により、常時監視を行う場合は定期の検査の周期を延長できるよう見直しした。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	401	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第34条第4項	鉱業権者による定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行により、常時監視を行う場合は定期の検査の周期を延長できるよう見直しした。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	402	鉱山保安法施行規則	経済産業省	第34条第5項	鉱業権者による定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月、「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令」（経済産業省令第４０号）の公布・施行により、常時監視を行う場合は定期の検査の周期を延長できるよう見直しした。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/2017_newpage/kaisei.html			
別表１	404	高圧ガス保安法	経済産業省	第35条の2	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省1	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	411	電気関係報告規則	経済産業省	第2条第3号	一般用電気工作物の定期調査	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通9	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年7月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-denryokuanzen.pdf>をホームページで周知し、左両の内規の適用については、実施期間及び頻度を指定するものではない旨の明確化を行った。			
別表１	428	電気事業法施行規則	経済産業省	第96条第2項第1号ロ	一般用電気工作物の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通9	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年7月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-denryokuanzen.pdf>をホームページで周知し、左両の内規の適用については、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨の明確化を行った。また、同通知において、「規状では技術中立化の実現にとどまるが、将来的な定期の検査・調査・測定の頻度（いわゆる「PHASE３」）の実現に向け、引き続き、今後の技術開発の進展等を注視していく。」旨を記載した。			
別表１	435	冷凍保安規則	経済産業省	第9条第1項第2号	高圧ガス製造設備の定期点検	定期検査	2	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省1	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	438	冷凍保安規則	経済産業省	第44条第3項	製造又は消費のための施設の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一経済産業省1	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める検査について、点検の頻度、目的等に応じてデジタル技術の活用を振興する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	441	下水道法施行令	国土交通省	第12条第1項	下水道の水質の定期自主検査	定期検査	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	月2回以上測定を行うという規定について、測定頻度の緩和規定（処理区の状況、過去の水質検査の結果その他の事情を勘案し、年２回までの頻度とすることができる）がある。また、実態調査を行ったところ、下水道管理者は過去の水質検査の結果等を踏まえて、水質項目に応じて緩和規定を適用した測定頻度で運用されていることを確認したため。なお、測定方法のデジタル化について、測定方法は他法令に準拠・整合しているため単独での見直しは困難である。また、見直しの際には、一括で見直すのではなく、水質項目ごとに代替可能な技術が確立されたものから行っていく必要がある。 今後もデジタル技術の進展に照らして引き続き見直しを検討する。			
別表１	442	下水道法施行規則	国土交通省	第15条第2号	下水道の水質の定期自主検査	定期検査	1-②	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	7日毎等の頻度で測定を行うという規定について、測定頻度の緩和規定（終末処理場の能力、排水量、水質等を勘案した回数とすることができる）がある。また、実態調査を行ったところ、下水道管理者は過去の水質検査の結果等を踏まえた回数で運用されていることを確認したため。 なお、測定方法のデジタル化について、測定方法は他法令に準拠・整合しているため単独での見直しは困難である。また、見直しの際には、一括で見直すのではなく、水質項目ごとに代替可能な技術が確立されたものから行っていく必要がある。 今後もデジタル技術の進展に照らして引き続き見直しを検討する。			
別表１	468	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	国土交通省	第21条第1項第10号	廃油処理時の排水中の油分濃度の測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和5年8月のデジタル庁による公募「テクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた実証等）」において応募者がなく、また同年10月にも再公募を行ったが応募者がなく、適当な技術がないことが分かったため、規制の見直しの実施が困難である。 今後もデジタル技術の進展を注視し、引き続き見直しを検討する。			
別表１	469	官公庁施設の建設等に関する法律	国土交通省	第12条第1項	国家機関の建築物の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年８月１日付事務連絡「官公庁施設の建設等に関する法律に基づく告示の改正について（周知）」の発出により、目視以外による点検を可能とした。			
別表１	470	官公庁施設の建設等に関する法律	国土交通省	第12条第2項	国家機関の建築物の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年８月１日付事務連絡「官公庁施設の建設等に関する法律に基づく告示の改正について（周知）」の発出により、目視以外による点検を可能とした。			
別表１	471	官公庁施設の建設等に関する法律施行規則	国土交通省	第1条	国家機関の建築物の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年８月１日付事務連絡「官公庁施設の建設等に関する法律に基づく告示の改正について（周知）」の発出により、目視以外による点検を可能とした。			
別表１	473	危険物船舶運送及び貯蔵規則	国土交通省	第383条	船舶の設備の定期自主点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表１	474	軌道運転規則	国土交通省	第17条第1項	軌道（路面電車）の施設・車両の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び審査掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表１	475	軌道運転規則	国土交通省	第17条第2項	軌道（路面電車）の施設・車両の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び審査掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表１	476	軌道運転規則	国土交通省	第22条	軌道（路面電車）の施設・車両の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び審査掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表１	477	軌道運転規則	国土交通省	第27条	軌道（路面電車）の施設・車両の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び審査掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表１	478	軌道運転規則	国土交通省	第28条第1項	軌道（路面電車）の施設・車両の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び審査掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表１	479	軌道運転規則	国土交通省	第28条第2項	鉄道の車両検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び審査掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表１	480	軌道運転規則	国土交通省	第29条第1項	軌道（路面電車）の施設・車両の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び審査掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	481	軌道運転規則	国土交通省	第29条第2項	軌道（路面電車）の施設・車両の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び業務現場におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表１	482	建築基準法	国土交通省	第12条第1項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
別表１	483	建築基準法	国土交通省	第12条第2項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。			
別表１	484	建築基準法	国土交通省	第12条第3項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
別表１	485	建築基準法	国土交通省	第12条第4項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。			
別表１	486	建築基準法施行規則	国土交通省	第5条第2項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
別表１	487	建築基準法施行規則	国土交通省	第5条第3項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
別表１	488	建築基準法施行規則	国土交通省	第5条第4項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
別表１	489	建築基準法施行規則	国土交通省	第6条の3第1項第1号イ	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
別表１	490	港湾法	国土交通省	第56条の2の2第2項	港湾施設の定期自主点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一国土交通省５	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		平成26年7月（令和2年3月一部変更）「港湾の施設の点検診断ガイドライン」において、目視または潜水士等による点検においてデジタル技術（新技術）の活用が可能である旨を明示されており、Phase2が達成されていることを改めて確認したが、更にPhase3の達成に向けて実証等の検討を進めたところ、関係団体との調整や高度な技術的検討を要することが判明したことから、有識者を中心とするWG6開催し、令和６年度を通して検討を行う。	令和７年６月	左記の理由により、令和６年度中を通した検討及び結果のとりまとめに時間を要する見込みのため。
別表１	492	港湾の施設の技術上の基準を定める省令	国土交通省	第4条第3項	港湾施設の定期自主点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一国土交通省５	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		平成26年7月（令和2年3月一部変更）「港湾の施設の点検診断ガイドライン」において、目視または潜水士等による点検においてデジタル技術（新技術）の活用が可能である旨を明示されており、Phase2が達成されていることを改めて確認したが、更にPhase3の達成に向けて実証等の検討を進めたところ、関係団体との調整や高度な技術的検討を要することが判明したことから、有識者を中心とするWG6開催し、令和６年度を通して検討を行う。	令和７年６月	左記の理由により、令和６年度中を通した検討及び結果のとりまとめに時間を要する見込みのため。
別表１	493	航空法	国土交通省	第47条第3項	空港等・航空保安施設の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	（空港分野） 令和5年6月からデジタル技術を用いウェアラブルカメラやWeb会議システムを使用したリモートによる安全監査を検証した結果、現場における膨大な資料確認への時間的制限、透方安全制作の確認不能、通信問題から多数のネット接続不能箇所の存在など検査効率が立入りによる検査と比較し劣ることからリモートによる検査は難しいと判断し、従来どおり立入りによる安全監査は行うが、ネット環境が良好であれば必要に応じ、現場監査員のヒアリング等をリモートにより局内や他の監査員がモニターして安全監査を行うことや、事前提出資料の確認作業、監査結果のフォローや教育、安全監査員の力量確認等についてもWeb会議システムを活用する。 （航空保安施設分野） 令和６年３月、航空保安施設に係る定期検査において、設置する場所に立ち行に資料の確認又は関係職員への聞き取りにより行う旨を航空保安施設に係る安全監査要領（国官参安第１６３号）の改正により明確化した。			
別表１	494	航空法施行規則	国土交通省	第151条	航空機の定期自主点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	未了		救急用具の点検方法や期間は、万一の際における当該救急用具の適正な機能を確保する上で重要であることから、国際基準等の状況、関連国内法令等の規定内容を精査するなど、検討に時間を要したため。	令和６年12月	左記の検討の結果、救急用具の点検方法・期間に係る航空法施行規則の改正をすることとしたため。
別表１	496	国際観光ホテル整備法施行規則	国土交通省	第11条第1項第1号	ホテルの設備の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和6年6月28日付で事務連絡を発出し、点検及び整備を行う場合については、デジタル技術の活用により行うことができる旨を明示した。			
別表１	497	国際観光ホテル整備法施行規則	国土交通省	第11条第1項第2号	ホテルの設備の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和6年6月28日付で事務連絡を発出し、点検及び整備を行う場合については、デジタル技術の活用により行うことができる旨を明示した。			
別表１	498	国際観光ホテル整備法施行規則	国土交通省	第11条第1項第3号	ホテルの設備の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和6年6月28日付で事務連絡を発出し、点検及び整備を行う場合については、デジタル技術の活用により行うことができる旨を明示した。			
別表１	499	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	国土交通省	第12条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、透明での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表１	500	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	国土交通省	第14条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、透明での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表１	501	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第31条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、透明での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表１	502	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第23条第1項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、透明での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表１	503	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第23条第2項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、透明での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表１	504	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第25条第1項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、透明での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表１	505	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第25条第2項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、透明での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表１	506	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第26条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、透明での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	507	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第28条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	508	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第29条の2第3項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	509	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第29条の2第5項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	510	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	国土交通省	第30条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	511	索道施設に関する技術上の基準を定める省令	国土交通省	第41条	索道（ロープウェイ等）の使用前の始業点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期点検において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表1	530	船員法施行規則	国土交通省	第3条の8第1項	旅客船の水密度等の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	テクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）（デジタル庁事業）にて技術検証のための公募を実施したが、事業者の参入がなく、有効な技術及び手法の存在が確認されなかったため、新たな規制の在り方を検討することが困難であるが、今後もデジタル技術が進展し、アナログ規制の見直しが可能な状況にあることが明らかになった場合には見直しを検討する。			
別表1	531	船員法施行規則	国土交通省	第3条の9	船員の安全に関する定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	テクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）（デジタル庁事業）にて技術検証のための公募を実施したが、事業者の参入がなく、有効な技術及び手法の存在が確認されなかったため、新たな規制の在り方を検討することが困難であるが、今後もデジタル技術が進展し、アナログ規制の見直しが可能な状況にあることが明らかになった場合には見直しを検討する。			
別表1	532	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第40条の2第1項	船員の飲用水の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	テクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）（デジタル庁事業）にて技術検証のための公募を実施したが、事業者の参入がなく、有効な技術及び手法の存在が確認されなかったため、新たな規制の在り方を検討することが困難であるが、今後もデジタル技術が進展し、アナログ規制の見直しが可能な状況にあることが明らかになった場合には見直しを検討する。			
別表1	533	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第40条の2第3項	船員の飲用水の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	テクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）（デジタル庁事業）にて技術検証のための公募を実施したが、事業者の参入がなく、有効な技術及び手法の存在が確認されなかったため、新たな規制の在り方を検討することが困難であるが、今後もデジタル技術が進展し、アナログ規制の見直しが可能な状況にあることが明らかになった場合には見直しを検討する。			
別表1	534	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第45条第2項	船員の安全に関する定期自主点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	テクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）（デジタル庁事業）にて技術検証のための公募を実施したが、事業者の参入がなく、有効な技術及び手法の存在が確認されなかったため、新たな規制の在り方を検討することが困難であるが、今後もデジタル技術が進展し、アナログ規制の見直しが可能な状況にあることが明らかになった場合には見直しを検討する。			
別表1	560	船舶安全法施行規則	国土交通省	第60条の2第1項	船舶の設備の定期自主点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	561	船舶安全法施行規則	国土交通省	第60条の3第1項	船舶の設備の定期自主点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	562	船舶安全法施行規則	国土交通省	第60条の5第1項第1号	船舶の無線設備の保守（陸上保守・船上保守）	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	563	船舶安全法施行規則	国土交通省	第60条の7第1項第1号	船舶の無線設備の保守（陸上保守・船上保守）	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	564	船舶安全法施行規則	国土交通省	第60条の7第1項第2号	船舶の無線設備の保守（陸上保守・船上保守）	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	565	船舶安全法施行規則	国土交通省	第60条の7第1項第3号	船舶の無線設備の保守（陸上保守・船上保守）	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通関での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	567	鉄道に関する技術上の基準を定める省令	国土交通省	第90条	鉄道の施設・車両の定期検査	定期検査	2	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年6月、定期検査において、その業務内容を考慮した上で高精度カメラ等のデジタル技術を活用することが可能である旨を「目視、実地監査、定期検査・点検及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付国鉄総第126号、国鉄都第94号、国鉄事第218号、国鉄技第35号、国鉄施第57号、国鉄安第39号）の発出により明示した。			
別表1	568	都市公園法施行規則	国土交通省	第3条の2第1号	都市公園の遊戯施設等の定期自主点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～共通8	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	都市公園の遊戯施設はこどもが利用するものであり、事故発生時の社会的影響が大きいことから、事故を未然に防ぐため、点検を1年に1回の頻度で行うことを基本としている。 アナログ規制の見直しを受けて、遊戯施設の定期点検に関する新技術や、関連する団体へのヒアリングを行うなど、規制の見直しを検討したが、遊戯施設の定期点検は、目視、触診、聴診、打音、振動など複合的な点検を定期的に行うことで遊戯施設の安全性を確保するものであり、現時点での技術の成熟度に照らし遊戯施設の定期点検を一括してデジタル技術で代替することが困難であることから、現時点では見直しが困難である。 今後もデジタル技術の進展に照らして引き続き見直しを検討する。			
別表1	573	道路法施行規則	国土交通省	第4条の5の6第1項第1号	トンネル等の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～共通8	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和6年4月、当省HPにおいて、「点検支援技術性能カタログを拡充 橋梁・トンネル・土工・舗装・道路巡視の点検支援技術を追加」に関する記者発表資料を掲載し、新技術の機板的な活用、点検の効率化・高度化を進める旨を明示した。			
別表1	576	ダイオキシン類対策特別措置法	環境省	第28条第1項	ダイオキシン類による汚染の状況の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省3	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、現時点では導入は困難であることを確認した。			
別表1	577	ダイオキシン類対策特別措置法施行令	環境省	第4条	ダイオキシン類の量の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省3	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、現時点では導入は困難であることを確認した。			
別表1	578	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	環境省	第1条第1項第1号ロ	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省3	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、現時点では導入は困難であることを確認した。			
別表1	579	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	環境省	第1条第1項第3号	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省3	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、現時点では導入は困難であることを確認した。			
別表1	580	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第7号	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省1	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和6年6月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和6年6月28日付け環循通発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表1	581	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第9号	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省1	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和6年6月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和6年6月28日付け環循通発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	582	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第10号ロ	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、現時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	583	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第10号ハ	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて調査、検討したが、地下水の検査方法について、これらの項目を網羅する自動測定の技術がないことが確認された。 今後も分析技術の動向等を踏まえて、引き続き検査等の簡素・周期延長に向けた検討は進めていく。			
別表１	584	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第14号ロ	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	585	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第14号ハ（1）	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、現時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	586	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第14号ハ（2）	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、現時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	587	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第14の2号	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	588	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条第2項第19号	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	589	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条の2第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	590	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条の2第2項第5号	一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	591	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条の2第3項第6号イ	一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、現時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	592	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第1条の2第3項第6号ロ	一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、現時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	593	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第2条第2項第2号ハ（2）	産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、現時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	594	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第2条第2項第2号ホ（1）	産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	595	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第2条第2項第2号ホ（2）	産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点ではすべての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	596	汚染土壌処理業に関する省令	環境省	第5条第20号	汚染土壌処理施設の周縁の地下水の定期測定	定期検査	1-②	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、汚染土壌処理施設の稼働に伴い、地下水汚染が生じていないことを確認する目的から定められているものであり、全国一律で年1回を最低限の測定頻度として設定している。常時・通隣監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がないことを確認した。また、構造要件による検査の不要化や測定結果による周期の延長を実施している中で、これ以上の周期の延長及び検査等の簡素は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	597	汚染土壌処理業に関する省令	環境省	第5条第21号ロ	大気有害物質の量の定期測定	定期検査	1-②	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	常時・通隣監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、規時点では可能性は確認できたものの当該規定に最適化できる確認方法がなく、測定結果による周期の延長の規定がある中で、これ以上の周期の延長及び検査等の簡素は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	598	汚染土壌処理業に関する省令	環境省	第5条第27号	汚染土壌処理施設の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	常時・通隣監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、規時点では可能性は確認できたものの当該規定に最適化できる確認方法がなく、測定結果による周期の延長の規定がある中で、これ以上の周期の延長及び検査等の簡素は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	599	温泉法施行規則	環境省	第6条の3第1項第8号	温泉の採取に係るガス分離設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省４	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する定期点検において、可燃性ガス検知器による常時測定等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
別表１	600	環境省関係構造改革特別区域法施行規則	環境省	第2条	構造改革特別区域法施行令第七条に規定する地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業実施時の定期水質検査の回数	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	602	浄化槽法	環境省	第11条第1項	浄化槽の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和5年9月6日付け環循適発第230906号「デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」の「第三　指定検査機関が行う水質検査（法定検査）について（法第7条及び第11条関係）」において、検査結果のデジタル化及び電子メール等のオンラインによる検査結果の報告を可能としている旨明示した。			
別表１	604	環境省関係浄化槽法施行規則	環境省	第9条	浄化槽の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和5年9月6日付け環循適発第230906号「デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」の「第三　指定検査機関が行う水質検査（法定検査）について（法第7条及び第11条関係）」において、検査結果のデジタル化及び電子メール等のオンラインによる検査結果の報告を可能としている旨明示した。			
別表１	605	環境省関係浄化槽法施行規則	環境省	第9条の2	浄化槽の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和5年9月6日付け環循適発第230906号「デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」の「第三　指定検査機関が行う水質検査（法定検査）について（法第7条及び第11条関係）」において、検査結果のデジタル化及び電子メール等のオンラインによる検査結果の報告を可能としている旨明示した。			
別表１	606	水質汚濁防止法	環境省	第14条第5項	排出水の汚染状態の測定等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・通隣監視等の技術による新たな規制の在り方の検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の通隣監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の簡素につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が複数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、常時・通隣監視等の技術による代替は困難であることを確認した。			
別表１	607	水質汚濁防止法施行規則	環境省	第9条第1項第1号	排出水の汚染状態の測定等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、排水基準遵守等の自主的な履行の確保に資するなどの目的から定めているものであるが、地方公共団体での指導状況や中小企業者の負担を考慮し、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。また、一部の業種に対しては排出水の特性等から周期の延長を図に行っており、排出水の検定方法（公定法）についても、これまで○○項目の検証が出来た流れ分析等の自動測定の方法を規定しているところである。 常時・通隣監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けて調査・検討したが、近年においても違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が排水の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であり、現状以上の検査周期の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難であることを確認した。 今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	608	水質汚濁防止法施行規則	環境省	第9条第1項第4号	排出水の汚染状態の測定等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、事業者が自ら特定地下浸透水の汚染状態を把握することで特定地下浸透水の浸透基準遵守等の履行の確保に資するなどの目的から定めているものであるが、地方公共団体での指導状況や中小企業者の負担を考慮し、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。人の介在を要さない検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、有害物質の地下浸透に関する行政指導が実施されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が排水の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であり、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査の簡素・周期延長は困難であることを確認した。 また、特定地下浸透水の検定方法については、これまでから一部の物質に対しては流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて公定法等への自動測定の導入に関する見直し検討を進めていく。			
別表１	609	水質汚濁防止法施行規則	環境省	第9条の2第1項第2号	排出水の汚濁負荷量の測定等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	デジタル技術の情報収集を行ったが、検査等を簡素する場合、排出水の汚濁負荷量の常時監視の作業としての採水から測定までを、全自動で行わなければならず、規時点での技術での対応は難しく、検査等の簡素・周期延長が困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	610	水質汚濁防止法施行規則	環境省	第9条の2の2第1項	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・通隣監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の通隣監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の簡素につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が複数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	611	水質汚濁防止法施行規則	環境省	第9条の2の2第2項	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による新たな規制の在り方の検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、常時・遠隔監視等の技術による代替は困難であることを確認した。			
別表１	612	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	613	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第1号上段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	614	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第1号下段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	615	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第3号上段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	616	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第3号下段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	617	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第4号上段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	618	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第4号下段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	619	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第5号上段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	620	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第5号中段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による新たな規制の在り方の検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、常時・遠隔監視等の技術による代替は困難であることを確認した。			
別表１	621	水質汚濁防止法施行規則	環境省	別表第1（第9条の2の2関係）第5号下段	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	検査等の厳廃・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務の履行状況を確認することを目的としている。常時・遠隔監視等の技術による検査等の厳廃・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では導入可能な置えい検知器等の遠隔監視は認めているところ、規時点で、同技術以上の検査等の厳廃につながる技術がなく、近年においても事業者における構造基準への違反事例が復数回確認されている中、設置者が基準の遵守義務の履行状況を確認するという規制目的を鑑みると、検査等の厳廃及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	622	瀬戸内海環境保全特別措置法	環境省	第19条の4	瀬戸内海の環境の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	瀬戸内海環境保全特別措置法第19条の4においては、「環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする」とされている。 本条文を踏まえ環境省が実施している藻場干潟調査について、衛星画像や水中カメラ等を用いるなどのデジタル技術対応を行っており、また引き続きデジタル技術を活用して実施していくこととした。			
別表１	623	大気汚染防止法施行規則	環境省	第8条第1項第4号	大気汚染物質の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	624	大気汚染防止法施行規則	環境省	第15条第1項第1号	ばい煙量又はばい煙濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	625	大気汚染防止法施行規則	環境省	第15条第1項第2号	ばい煙量又はばい煙濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	626	大気汚染防止法施行規則	環境省	第15条第1項第3号	ばい煙量又はばい煙濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	627	大気汚染防止法施行規則	環境省	第15条第1項第4号ィ	ばい煙量又はばい煙濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	628	大気汚染防止法施行規則	環境省	第15条の3	揮発性有機化合物濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	629	大気汚染防止法施行規則	環境省	第16条の3第1項第1号	特定粉じんの濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本規定で定める定期検査に関しては、石綿の製造禁止等に伴い、国内の規制対象施設はすべて廃止されており、新規に設置される見込みもないため、検討の対象外とした。			
別表１	630	大気汚染防止法施行規則	環境省	第16条の18第1項第1号ハ	水銀濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない連続測定法の導入可能性について調査検討し、令和６年３月８日開催の中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において議論いただいた結果、JISB7994に準拠した連続計測機を用いた連続測定法を公定法として、水銀排出施設のうち連続測定法が導入可能と判断された施設において認める方針が出された。			
別表１	631	大気汚染防止法施行規則	環境省	第16条の18第1項第1号ニ	水銀濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない連続測定法の導入可能性について調査検討し、令和６年３月８日開催の中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において議論いただいた結果、JISB7994に準拠した連続計測機を用いた連続測定法を公定法として、水銀排出施設のうち連続測定法が導入可能と判断された施設において認める方針が出された。			
別表１	632	大気汚染防止法施行規則	環境省	第16条の18第1項第2号	水銀濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない連続測定法の導入可能性について調査検討し、令和６年３月８日開催の中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において議論いただいた結果、JISB7994に準拠した連続計測機を用いた連続測定法を公定法として、水銀排出施設のうち連続測定法が導入可能と判断された施設において認める方針が出された。			
別表１	633	大気汚染防止法施行規則	環境省	第16条の18第1項第3号	水銀濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない連続測定法の導入可能性について調査検討し、令和６年３月８日開催の中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において議論いただいた結果、JISB7994に準拠した連続計測機を用いた連続測定法を公定法として、水銀排出施設のうち連続測定法が導入可能と判断された施設において認める方針が出された。			
別表１	634	大気汚染防止法施行規則	環境省	第16条の18第1項第4号	水銀濃度の測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない連続測定法の導入可能性について調査検討し、令和６年３月８日開催の中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において議論いただいた結果、JISB7994に準拠した連続計測機を用いた連続測定法を公定法として、水銀排出施設のうち連続測定法が導入可能と判断された施設において認める方針が出された。			
別表１	635	第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令	環境省	第2条第1項第1号ィ(2)	飼育施設の定期保守点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省１	規行の規制の合理化（技術中立化）	未了		自治体や関係団体に通知するにあたって、動物愛護管理行政に係るアナログ規制関連の見直しは一括で対応することが望ましく、自治体に一括見直しに係る通知案の意見照会をしたところ、想定より多くの意見が提出され、調整に時間を要しているため。	令和６年９月	自治体への再確認が必要なため
別表１	636	第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令	環境省	第3条第1項第1号ィ(3)	飼育施設の定期保守点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省１	規行の規制の合理化（技術中立化）	未了		自治体や関係団体に通知するにあたって、動物愛護管理行政に係るアナログ規制関連の見直しは一括で対応することが望ましく、自治体に一括見直しに係る通知案の意見照会をしたところ、想定より多くの意見が提出され、調整に時間を要しているため。	令和６年９月	自治体への再確認が必要なため
別表１	637	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	第78条の2第1項	鳥獣保護管理に係る定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	鳥獣捕獲情報システムの研修において都道府県に対し、定期調査の情報の1つである捕獲個体の情報を収集・登録する方法の講習を行った。			
別表１	638	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	環境省	第19条の4第1項第1号ハ	猟具の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	認定鳥獣捕獲等事業者を対象とする講習会の中で、安全管理講習をオンラインで実施した。			
別表１	639	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第1号1イ	地下水の水質の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていないことを確認する目的から定めているものであり、継続期間に応じた測定頻度を設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がないことを確認した。また、当該規定は終了条件が設定されており、土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていないことを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	640	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第1号2ニ	地下水の水質の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていないことを確認する目的から定めているものであり、継続期間に応じた測定頻度を設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がないことを確認した。また、当該規定は終了条件が設定されており、土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていないことを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	641	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第二号ロ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていないことを確認する目的から定めているものであり、継続期間に応じた測定頻度を設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がないことを確認した。また、当該規定は終了条件が設定されており、土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていないことを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	642	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第3号ロ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、実施した措置の効果が適切に維持されていることを確認する目的から定めているものであり、全国一律の年4回を測定頻度として設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がないことを確認した。また、当該規定は終了条件が設定されており、実施した措置の効果が適切に維持されていることを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	643	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第4号１ハ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、実施した措置の効果が発現していることを確認する目的から定めているものであり、全国一律の年4回を測定頻度として設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がなく、実施した措置の効果が発現していることを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	644	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第4号２ニ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、実施した措置の効果が発現していることを確認する目的から定めているものであり、全国一律の年4回を測定頻度として設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がなく、実施した措置の効果が発現していることを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	645	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第5号 第1ホ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、実施した措置の効果が発現していることを確認する目的から定めているものであり、全国一律の年4回を測定頻度として設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がなく、実施した措置の効果が発現していることを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	646	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第5号 二ニ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、実施した措置の効果が発現していることを確認する目的から定めているものであり、全国一律の年4回を測定頻度として設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がなく、実施した措置の効果が発現していることを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	647	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第8（第40条関係）第6号ロ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、実施した措置の効果が適切に維持されていることを確認する目的から定めているものであり、全国一律の年4回を測定頻度として設定している。 常時・通期監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がないことを確認した。また、当該規定は終了条件が設定されており、実施した措置の効果が適切に維持されていることを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	648	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第８（第40条関係）第７号 第１ヘ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、実施した措置の効果が適切に維持されていることを確認する目的から定めているものであり、全国一律の年4回を測定頻度として設定している。 常時・遠隔監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がないことを確認した。また、当該規定は時期が設定されており、実施した措置の効果が適切に維持されていることを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	649	土壌汚染対策法施行規則	環境省	別表第８（第40条関係）第７号ニ	地下水に含まれる特定有害物質の量の定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省３	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	本規定で定める定期測定に関しては、実施した措置の効果が適切に維持されていることを確認する目的から定めているものであり、全国一律の年4回を測定頻度として設定している。 常時・遠隔監視等の技術による検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では検査等の簡素につながる技術がないことを確認した。また、当該規定は時期が設定されており、実施した措置の効果が適切に維持されていることを確認するという規制目的を鑑みると、検査等の簡素及び周期の延長は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	650	動物の愛護及び管理に関する法律	環境省	第31条	特定動物に係る特定飼養施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	未了		自治体や関係団体に通知するにあたって、動物愛護管理行政に係るアナログ規制関連の見直しは一括で対応することが望ましく、自治体に一括見直しに係る通知案の意見照会をしたところ、想定より多くの意見が提出され、調整に時間を要しているため。	令和６年９月	自治体への再確認が必要なため
別表１	651	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	環境省	第20条	特定動物に係る特定飼養施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	未了		自治体や関係団体に通知するにあたって、動物愛護管理行政に係るアナログ規制関連の見直しは一括で対応することが望ましく、自治体に一括見直しに係る通知案の意見照会をしたところ、想定より多くの意見が提出され、調整に時間を要しているため。	令和６年９月	自治体への再確認が必要なため
別表１	654	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第8条の2の2	一般廃棄物処理施設の定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	655	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第15条の2の2	産業廃棄物処理施設の定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	656	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第1条の7の2第1号ハ	一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造に係る定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	657	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条第8項ロ（3）	電気炉等を用いた焼却施設に係る定期測定	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	658	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の4の3第1項	一般廃棄物処理施設の定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	659	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第1項第2号ル	一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規許点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	660	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第1項第2号カ	一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規許点では導入は困難であることを確認した。。			
別表１	661	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第1項第3号イ（9）	一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規許点では導入は困難であることを確認した。。			
別表１	662	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第1項第3号ロ（2）	一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	663	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第1項第3号ロ（5）	一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規許点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	664	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第1項第5号ヘ	一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規許点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	665	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第1項第14号	一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	機能検査については令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	666	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第4条の5第2項第12号	一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	機能検査については検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	667	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第5条	ごみ処理施設及びし尿処理施設の精密機能検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	668	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第7条の9第2項第2号	産業廃棄物の埋立処分に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規許点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	669	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の6第4項	産業廃棄物の処理施設の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	670	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の6第8項	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	671	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第3項第2号	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。 今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。			
別表１	672	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第4項	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、規状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	673	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第5項第2号ロ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、規時点では適用できる技術が無いことを確認した。今後も分析技術の動向等を踏まえて、引き続き検査等の簡素・周期延長に向けた検討は進めていく。			
別表１	674	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第5項第2号ハ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	675	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第5項第3号	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、規状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、不断に見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	676	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第14項第5号	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、規時点では適用できる技術が無いことを確認した。今後も分析技術の動向等を踏まえて、引き続き検査等の簡素・周期延長に向けた検討は進めていく。			
別表１	677	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第14項第11号ハ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、規時点では適用できる技術が無いことを確認した。今後も分析技術の動向等を踏まえて、引き続き検査等の簡素・周期延長に向けた検討は進めていく。			
別表１	678	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第15項第1号	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、規状では十分な結果を得られず、検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環境適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	679	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第15項第2号ニ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	680	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第15項第3号ホ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	681	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第15項第4号チ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	682	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第15項第4号ル	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	683	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第15項第5号ヘ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	684	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第15項第6号リ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期～環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	685	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第15項第6号ヲ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	686	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第16項第1号	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず。検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環循適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	687	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第16項第2号ヘ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	688	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第16項第3号リ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	689	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第16項第3号ヲ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	690	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第16項第4号ト	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	691	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第16項第4号ヌ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	692	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第16項第5号ヌ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	人の介在を要さない新たな測定技術の導入可能性について調査検討を行ったが、測定の精度の担保や機器の維持管理等における人的負担が解消されないといった課題があることが判明し、規時点では導入は困難であることを確認した。			
別表１	693	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第16項第5号ワ	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	本定期検査に関しては、廃棄物処理施設の稼働により周辺環境において生活環境の保全上の支障のおそれが生じないかを確認するためのものであり、全国一律の必要最低限の頻度として設定している。 このたびの指摘を受けて、検査等の簡素・周期延長に向けて検討したが、近年においても放流水等の基準超過の違反事例が複数回確認されている中、これらの違反事例を防止するためには事業者が放流水等の汚染状態を把握して自主管理を徹底することが重要であることが確認された。よって、これ以上の緩和は規制の目的が達成されない懸念が生じることから、検査等の簡素は困難である。 なお、放流水等の検定方法については、これまでも流れ分析等の自動測定の方法を規定しているが、規時点では全ての物質を網羅する自動測定の技術がないことから、今後も分析技術の動向等を踏まえて引き続き公定法等の見直し検討は進めていく。			
別表１	694	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第12条の7第17項第1号	産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省１	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	検査等の簡素・周期延長に向けた調査検討を実施したが、現状では十分な結果を得られず。検査等の簡素は困難であることを確認した。今後もデジタル技術の進展に照らして、必要な見直しを検討する。 なお、令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環循適発第2406282号・環循規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規制におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
別表１	695	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第24条第1項第3号ロ	特定廃棄物の保管に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	696	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第24条第4号	特定廃棄物の保管に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	697	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第25条第1項第3号ハ	特定廃棄物の処分に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	698	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第25条第1項第5号ロ	特定廃棄物の処分に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	699	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第25条第1項第6号ロ	特定廃棄物の処分に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	700	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第25条第1項第7号	特定廃棄物の処分に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	701	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第1項第3号イ（2）（イ）	特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	702	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第1項第3号イ（2）（ロ）	特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	703	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第1項第3号イ（2）（ハ）	特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	704	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第1項第3号イ（3）	特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	705	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第1項第4号	特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表１	706	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第2項第4号ハ（1）	特定廃棄物の埋立処分に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期－環境省５	契行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	707	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第2項第4号ハ（2）	特定廃棄物の埋立処分に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	708	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第2項第4号ハ（3）	特定廃棄物の埋立処分に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	709	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第4項第2号イ（2）（イ）	基準適合特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	710	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第4項第2号イ（2）（ロ）	基準適合特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	711	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第4項第2号ハ（1）	基準適合特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	712	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第4項第2号ハ（2）	基準適合特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	713	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第4項第2号ハ（3）	基準適合特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	714	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第33条第1号イ（2）	特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年５月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和５年５月１日付け環循通発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
別表1	715	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第33条第1号ロ（2）	特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年５月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和５年５月１日付け環循通発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
別表1	716	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第33条第1号ハ	特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年５月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和５年５月１日付け環循通発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
別表1	717	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第33条第2号イ	特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年５月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和５年５月１日付け環循通発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
別表1	718	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第33条第2号ホ	特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年５月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和５年５月１日付け環循通発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
別表1	719	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第35条第4号ロ（2）	特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年５月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和５年５月１日付け環循通発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
別表1	720	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第35条第4号二	特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年５月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和５年５月１日付け環循通発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
別表1	721	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第43条第4号	汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定に使用する放射性測定器の定期較正	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	722	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第58条第4号ロ	除去土壌の保管に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	723	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第58条第5号	除去土壌の保管に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一環境省５	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規制において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
別表1	863	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省 環境省	第16条第1項	管理第一種特定製品の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	これまで、IoTベンダーや定期点検を実施する者と議論を行ってきたところ、定期点検への業時監視システムの適用に関しては、コスト面・技術面で実現困難であることなどから規時点では結論が得られていない。引き続き、定期点検におけるIoT技術の導入可能性などを調査・検討し、令和６年度から令和７年度にかけて審議会に諮り、令和８年度中を目処に一定の措置を講じてまいりたい。			
別表1	864	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則	経済産業省 環境省	第73条第1項第3号	排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	現行の規制に基づく排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率の定期測定は、フロン類破壊業者が、単発的な測定委託によりフロン分解中に排出される排ガスを採取して測定機器でフロン類濃度を測定する手法が一般的である。 この手法をデジタル技術により中立化する場合は、排ガスを採取する地点にフロン排出抑制法で求められる測定精度（1ppm又は15ppm）を担保したフロン濃度連続測定機器を設置し、通常でその機器を操作制御することが必要とされる。しかし上記の条件に合致した機器は現在上市が確認出来ない。またフロン類破壊業者へのヒアリングの結果、測定委託費用は8～60万円/年が実態であるが、測定委託にはフロン類濃度以外の副生成物（ダイオキシン類、フッ化水素、塩化水素等）も含めているため、経済的インセンティブが無い限り、排ガス中のフロン類の測定をもって連続測定機器を設置することは見込めないことを確認した。　なお、今後もフロン濃度の連続観測機器等の分析技術の動向等を踏まえて、引き続き施行規則等の見直し検討を進めていく。			
別表1	867	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	第5条第1項	泡消火剤等の容器等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和５年１０月のテクノロジーマップを基に検討したところ、活用できる技術（カメラ、センサ等）が確認できたことから、それらの技術による定期点検も行えるよう、検討した。令和６年度内に省令を改正する予定。			
別表1	868	火薬類取締法	経済産業省 国土交通省	第35条の2	火薬類製造施設等の定期自主検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで公表し、通常での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用による運用が可能である旨周知した。 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001752131.pdf			
別表1	873	石油コンビナート等災害防止法	総務省 経済産業省	第15条第3項	石油コンビナート等の防災施設又は設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一総務省・経済産業省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	活用可能な技術について募集を行ったが、点検等の一部周期の延長等につながる技術の提案がなかったため。技術の募集を継続し、活用可能な技術が確認された場合には技術検証について検討する。			
別表2	20	鉛中毒予防規則	厚生労働省	第53条第1項	健康診断（鉛業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表2	21	鉛中毒予防規則	厚生労働省	第53条第3項	健康診断（鉛業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、定期測定等において技術上同等以上と認められる方法により行われる常時測定等も活用可能である旨を明示した。			
別表2	31	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条の18第1項第2号	冷却塔の汚れの状況の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyoueisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表2	32	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条の18第1項第3号	加湿装置の汚れの状況の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyoueisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表2	33	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条の18第1項第4号	空気調和設備内の排水受けの定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyoueisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	34	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第3条の2第3項	空気環境の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	35	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条第1項第3号イ	飲料水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	36	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条第1項第3号ロ	飲料水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	37	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条第1項第4号ロ	飲料水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	38	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条第1項第4号ハ	飲料水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	39	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条第1項第4号ニ	飲料水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	40	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条第1項第7号	飲料水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	41	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条の2第1項第3号ハ	雑用水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	42	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条の2第1項第4号ロ	雑用水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	43	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条の2第1項第5号	雑用水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	44	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第4条の5第2項第1号	ねずみ等の発生防止のための生息調査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省１	新たな規制の在り方の検討	完了済み	有識者で構成される「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」を令和5年8月から令和6年3月にかけて開催し、新たな規制の在り方の検討を行った。令和6年6月28日に厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/dejitarukentikubutsukankyouseisei-kentoukai_00006.html）にて検討結果である中間とりまとめ資料を公開した。			
別表２	45	高気圧作業安全衛生規則	厚生労働省	第38条	健康診断（高気圧業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	46	四アルキル鉛中毒予防規則	厚生労働省	第22条第1項	健康診断（四アルキル鉛等業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	47	四アルキル鉛中毒予防規則	厚生労働省	第22条第3項	健康診断（四アルキル鉛等業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	57	水道法施行規則	環境省	第16条第１項	定期健康診断（水道事業者）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通5	規行の規制の合理化（検査等の一部周期の延長等）	未了		本件が設定された背景の確認に時間を要し、また有識者に対して意見聴取を行ったものの、知見及び意見の集約に時間を要したため。	令和８年３月	有識者の意見を聴取したが、未だ知見の整理を要する状況であり、検討には相応の時間が必要であると見込まれるため。
別表２	58	石綿障害予防規則	厚生労働省	第40条第1項	健康診断（石綿等取扱業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	59	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第29条第2項第1号	健康診断（有機溶剤業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	60	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第29条第2項第2号	健康診断（有機溶剤業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	61	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第29条第2項第3号	健康診断（有機溶剤業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	62	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第29条第2項第4号	健康診断（有機溶剤業務）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	64	労働安全衛生規則	厚生労働省	第44条	定期健康診断	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省２	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和６年６月28日付け基監発0628第１号基安安発0628第３号基安労発0628第１号基安化発0628第１号）の発出により、各種健康診断の結果報告については電子申請の利用が可能である旨を明示した。			
別表２	65	労働基準法施行規則	厚生労働省	別表第1（第34条の3関係） 十ノ表労働基準規則第38条第3号の項十欄第3号	設備生を危険有害業務等に従かせる場合のガス検知器具等による定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一厚生労働省３	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」の発出により、定期測定の代替として、デジタル技術を活用した測定を一定の要件下で許容する旨を明示した。			
新規	8	危険物の規制に関する政令	総務省	第8条の4第2項第2号	屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の定期保安検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一総務省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	活用可能な技術について調査を行ったが、点検等の一部周期の延長等につながる技術が確認されなかったため、技術調査を継続し、活用可能な技術が確認された場合には技術検証について検討する。			
新規	9	危険物の規制に関する政令	総務省	第8条の4第2項第3号	屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の定期保安検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一総務省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	活用可能な技術について調査を行ったが、点検等の一部周期の延長等につながる技術が確認されなかったため、技術調査を継続し、活用可能な技術が確認された場合には技術検証について検討する。			
新規	10	危険物の規制に関する政令	総務省	第8条の4第2項第4号	屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の定期保安検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一総務省２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	活用可能な技術について調査を行ったが、点検等の一部周期の延長等につながる技術が確認されなかったため、技術調査を継続し、活用可能な技術が確認された場合には技術検証について検討する。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	12	危険物の規制に関する政令	総務省	第8条の4第3項第2号	屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の定期保安検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一般措置２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	活用可能な技術について調査を行ったが、点検等の一部周期の延長等につながる技術が確認されなかったため。技術調査を継続し、活用可能な技術が確認された場合には技術検証について検討する。			
新規	13	危険物の規制に関する政令	総務省	第8条の4第3項第3号	屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の定期保安検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一般措置２	新たな規制の在り方の検討	完了済み	活用可能な技術について調査を行ったが、点検等の一部周期の延長等につながる技術が確認されなかったため。技術調査を継続し、活用可能な技術が確認された場合には技術検証について検討する。			
新規	17	学校保健安全法施行規則	文部科学省	第28条第1項	学校の施設及び設備の安全点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通６	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年３月、文部科学省において「学校における安全点検要領」を作成・公表し、この中で、ICTを活用した安全点検の手法の例や、デジタル技術を活用した点検表の例を示し、各学校等の実情を踏まえた効果的なデジタル技術の活用等を促した。			
新規	20	消費生活協同組合法	厚生労働省	第94条第4項	業務又は会計状況の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年12月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る消費生活協同組合法等の解釈の明確化等について」（令和５年12月27日社援協発1227第１号、２号）において、「消費生活協同組合の運営上の留意事項について」（昭和62年６月30日社生第77号厚生省社会局生活課長通知）の解釈について、デジタル原則を踏まえた運用を可能にするための見直しを行った。			
新規	36	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	農林水産省	第17条第4項	適合施設の定期的な確認	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	将来的にリスクベースでのデータに基づくEBPMを実現するため、指摘内容などの情報を活用・蓄積することを目的として、令和６年７月から定期監視実施ごとの検査結果報告書の記録を分析・評価可能なデータとして活用できる様式に転換しデータベース化した。当該データベースは英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の施設認定に関する認定審査委員会に共有をした。			
新規	37	役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する法令	経済産業省	第10条第1項	国内登録認証機関による定期審査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、通達「日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について」により、「これらに類する調査」の解釈・運用として、規格調査に代わり、オンライン会議システム等をしようした調査が可能であることを明確にした。			
新規	38	役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する法令	経済産業省	第10条第2項	国内登録認証機関による定期審査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、通達「日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について」により、「これらに類する調査」の解釈・運用として、規格調査に代わり、オンライン会議システム等をしようした調査が可能であることを明確にした。			
新規	39	ガス事業法施行規則	経済産業省	第90条第1項第1号	一般ガス導管事業者のガス成分の定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
新規	40	ガス事業法施行規則	経済産業省	第90条第1項第2号	一般ガス導管事業者のガス成分の定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年度に実施した委託事業の結果、現行技術ではPhase3を実現できる技術は確認できなかった。Phase3に向けては、今後の技術開発の進展等を注視していく。			
新規	42	計量法	経済産業省	第16条第3項	車両等装置用計量器の装置検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	関係者を対象としたアンケートを実施し、計量法の法目的や消費者利益の観点から検討したところ、現行の検査周期が適切であることを確認した。なお、検査対象機器の性能の向上に応じ、今後も検査の簡素・周期延長について検討を行う。			
新規	43	計量法	経済産業省	第75条第3項	車両等装置用計量器の装置検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	関係者を対象としたアンケートを実施し、計量法の法目的や消費者利益の観点から検討したところ、現行の検査周期が適切であることを確認した。なお、検査対象機器の性能の向上に応じ、今後も検査の簡素・周期延長について検討を行う。			
新規	50	計量法施行令	経済産業省	第20条	車両等装置用計量器の装置検査	定期検査	1-①	3	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	関係者を対象としたアンケートを実施し、計量法の法目的や消費者利益の観点から検討したところ、現行の検査周期が適切であることを確認した。なお、検査対象機器の性能の向上に応じ、今後も検査の簡素・周期延長について検討を行う。			
新規	51	鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	経済産業省	第10条第1項	国内登録認証機関による定期審査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、通達「日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について」により、「これらに類する調査」の解釈・運用として、規格調査に代わり、オンライン会議システム等をしようした調査が可能であることを明確にした。			
新規	52	鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	経済産業省	第10条第2項	国内登録認証機関による定期審査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、通達「日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について」により、「これらに類する調査」の解釈・運用として、規格調査に代わり、オンライン会議システム等をしようした調査が可能であることを明確にした。			
新規	53	電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	経済産業省	第10条第1項	国内登録認証機関による定期審査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、通達「日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について」により、「これらに類する調査」の解釈・運用として、規格調査に代わり、オンライン会議システム等をしようした調査が可能であることを明確にした。			
新規	54	電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	経済産業省	第10条第2項	国内登録認証機関による定期審査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、通達「日本産業規格への適合性の認証に関する解釈及び運用について」により、「これらに類する調査」の解釈・運用として、規格調査に代わり、オンライン会議システム等をしようした調査が可能であることを明確にした。			
新規	55	明治四十一年内務省令第十三号（水害予防組合法ニ依ル予算調製ノ式及費目流用其ノ他財務ニ関スル件）	国土交通省	第14条第1項	組合の出納の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和5年3月30日付け事務連絡「水害予防組合法に規定する検査等の方法について（通知）」を発出し、第14条第１項における「組合ノ出納」の検査について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用できることを明記した。			
新規	61	建築基準法施行規則	国土交通省	第6条第2項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
新規	62	建築基準法施行規則	国土交通省	第6条第3項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
新規	63	建築基準法施行規則	国土交通省	第6条第4項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通10 定期一国土交通省３	規行の規制の合理化（技術中立化） 規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年６月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。			
新規	66	自動車道事業規則	国土交通省	第24条の2	一般自動車道の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一共通５	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年３月１日、自動車道事業者及び専用自動車道を設置した自動車運送事業者に対し、自動車道における道路運送法第68条２項に基づく検査（道路運送法第75条第１項の規定による専用自動車道への乗用会む。）及び第69条第１項に基づく土地の立入並びに 使用（道路運送法第75条第１項の規定による専用自動車道への乗用会む。）の規定の運用についてデジタル 技術の活用を許容する旨、通達（国官参第19号）の発出により明確化した。			
新規	67	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第2条第2項第1号ハ	産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省１	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規則におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	68	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	環境省	第2条第2項第1号ホ	産業廃棄物の最終処分場の維持管理に係る定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省１	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規則におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	69	温泉法施行規則	環境省	第6条の3第3項第11号ロ	温泉の採取に係るガス分離設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省４	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する定期点検において、監視カメラによる異常の有無の遠隔監視等の技術を活用することが可能である旨を通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付け環自整発第2406242号））の発出により明確化した。			
新規	70	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	環境省	第1条の8	一般廃棄物の処分又は再生の状況の定期確認	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省１	規行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和６年６月28日付け環廃適発第2406282号・環廃規発第2406282号）を発出し、定期検査・点検規則におけるデジタル技術の活用を許容する旨を明示した。			
新規	71	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第24条第2項第1号	特定廃棄物の保管に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規則において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
新規	72	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第25条第2項	特定廃棄物の処分に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規則において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
新規	73	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第2項第4号ニ	特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規則において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
新規	74	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第3項第1号	特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規則において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
新規	75	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第26条第4項第1号	特定廃棄物の埋立処分に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和６年８月、当省ホームページ（URL：https://www.env.go.jp/content/000248837.pdf）に、定期検査・点検規則において、必要に応じてデジタル技術を活用が可能である旨を記載した資料を公表した。			
新規	76	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第33条第2号ロ(2)	特定一般廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和６年度 ４月～６月	定期一環境省５	規行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年５月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和５年５月１日付け環境適発第2305011号、環境規発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規則におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	77	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第35条第1号イ	特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省5	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和5年5月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和5年5月1日付け環循適発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
新規	78	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第35条第2号	特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省5	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和5年5月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和5年5月1日付け環循適発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
新規	79	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第35条第3号イ	特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省5	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和5年5月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和5年5月1日付け環循適発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
新規	80	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第35条第4号イ	特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省5	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和5年5月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和5年5月1日付け環循適発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
新規	81	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則	環境省	第35条第5号イ	特定産業廃棄物処理施設の維持管理に係る定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～環境省5	現行の規制の合理化（報告オンライン化の推進等）	完了済み	令和5年5月、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）」（令和5年5月1日付け環循適発第2305011号、環循規発第2305015号、環循施発第2305011号）の発出により、定期検査・点検規制におけるデジタル技術を活用した報告が可能である旨を明確化した。			
新規	85	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第30条第3項	監理団体の指定外部役員による団体監理型実習実施者に対する定期監査等の確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～法務省・厚生労働省1	新たな規制の在り方の検討	未了		技能実習制度については、令和6年6月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関の指定外部役員による監査等については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る定期検査規制の見直しについてこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和7年3月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	86	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第30条第6項第1号	団体監理型実習実施者に対する定期監査等の外部監査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～法務省・厚生労働省1	新たな規制の在り方の検討	未了		技能実習制度については、令和6年6月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関の外部監査人による監査等については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり現行技能実習制度に係る定期検査規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和7年3月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	87	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第30条第6項第2号	団体監理型実習実施者に対する定期監査等の外部監査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～法務省・厚生労働省1	新たな規制の在り方の検討	未了		技能実習制度については、令和6年6月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関の外部監査人による監査等については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る定期検査規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和7年3月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	88	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第52条第1号	団体監理型実習実施者に対する監理団体の定期監査	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～法務省・厚生労働省1	新たな規制の在り方の検討	未了		技能実習制度については、令和6年6月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関による定期監査については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る定期検査規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和7年3月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	89	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第52条第3号	団体監理型実習実施者に対する監理団体の定期訪問指導	定期検査	1-①	2	要	令和6年度4月～6月	定期～法務省・厚生労働省1	新たな規制の在り方の検討	未了		技能実習制度については、令和6年6月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理支援機関による訪問指導については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る定期検査規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和7年3月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	90	石油パイプライン事業法	総務省 経済産業省 国土交通省	第29条	石油パイプライン事業用施設の定期保安検査	定期検査	1-②	2	要	令和6年度4月～6月	定期～総務省・経済産業省・国土交通省1	新たな規制の在り方の検討	完了済み	規制目的を達成するための代替技術の調査を行ったが令和6年6月までに代替可能な技術が確認できなかったため。 デジタル技術の進展に照らして、今後も不断に見直しを検討する。			
新規	91	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令	総務省 経済産業省 国土交通省	第6条第2項第1号	石油パイプライン事業用施設の定期保安検査	定期検査	1-②	2	要	令和6年度4月～6月	定期～総務省・経済産業省・国土交通省1	新たな規制の在り方の検討	完了済み	規制目的を達成するための代替技術の調査を行ったが令和6年6月までに代替可能な技術が確認できなかったため。 デジタル技術の進展に照らして、今後も不断に見直しを検討する。			
新規	92	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令	総務省 経済産業省 国土交通省	第6条第2項第2号	石油パイプライン事業用施設の定期保安検査	定期検査	1-②	2	要	令和6年度4月～6月	定期～総務省・経済産業省・国土交通省1	新たな規制の在り方の検討	完了済み	規制目的を達成するための代替技術の調査を行ったが令和6年6月までに代替可能な技術が確認できなかったため。 デジタル技術の進展に照らして、今後も不断に見直しを検討する。			
別表1	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	警察庁	第24条第1項	風俗営業所における管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	省令改正	完了済み	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の改正（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和6年6月27日施行））により、営業所等ごとに専任の者を置くこととされている管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とした。			
別表1	2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	警察庁	第37条第1項	風俗営業所における管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	省令改正	完了済み	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の改正（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和6年6月27日施行））により、営業所等ごとに専任の者を置くこととされている管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とした。			
別表1	14	電気通信主任技術者規則	総務省	第3条第1項	電気事業における電気通信主任技術者の常駐	常駐専任	1-1	3-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通8	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	総務省ホームページにおいて、通関監視やデジタル技術を活用した巡視、点検及び検査が可能なこと、並びに常に事業所や現場に留まる常駐業務や兼任せず専らその任にあたる専任業務を課すものではないことを明記した。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/denkishikaku.html			
別表1	15	電気通信主任技術者規則	総務省	第3条第3項	電気事業における電気通信主任技術者の常駐	常駐専任	1-1	3-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通8	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	総務省ホームページにおいて、通関監視やデジタル技術を活用した巡視、点検及び検査が可能なこと、並びに常に事業所や現場に留まる常駐業務や兼任せず専らその任にあたる専任業務を課すものではないことを明記した。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/denkishikaku.html			
別表1	35	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第39条の2第1項	営業所における高度管理医療機器等営業所管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する常駐、対面講習、仕訪問監等について）（令和6年6月17日付医薬機審発0617第3号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
別表1	70	労働安全衛生規則	厚生労働省	第7条第1項第5号	事業場における衛生管理者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－厚生労働省4	省令改正	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、一定の要件を満たす場合において常駐・専任を求めない旨を明示した。			
別表1	71	労働安全衛生規則	厚生労働省	第7条第1項第6号	事業場における衛生管理者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－厚生労働省4	省令改正	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、一定の要件を満たす場合において常駐専任を求めない旨を明示した。			
別表1	193	電気事業法	経済産業省	第43条第1項	電気事業を行う事業所における主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通8	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年7月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、一定の条件を満たせば兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-denryokuanzen.pdf			
別表1	194	電気事業法施行規則	経済産業省	第52条第1項	電気事業を行う事業所における主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通8	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年7月、「デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、一定の条件を満たせば兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-denryokuanzen.pdf			
別表1	195	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第22条第1項	液化石油ガス販売所における業務主任者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通8	省令改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-01.pdf			
別表1	196	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	経済産業省	第25条第1項	液化石油ガス販売所における業務主任者の代理者の専任	常駐専任	1-2	3-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通8	省令改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-01.pdf			
別表1	197	コンビナート等保安規則	経済産業省	第23条第1項	特定液化石油ガスの製造施設における保安統括者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通8	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaitsuti.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	198	コンビナート等保安規則	経済産業省	第24条第1項	特定液化石油ガスの製造施設における保安技術管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	201	コンビナート等保安規則	経済産業省	第29条第1項	特定液化石油ガスの製造施設における保安企画推進員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	214	冷凍保安規則	経済産業省	第36条第1項	製造施設における冷凍保安責任者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	215	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第62条第1項	液化石油ガスを取り扱う製造施設における保安統括者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	216	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第63条第1項	液化石油ガスを取り扱う製造施設における保安技術管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	219	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第68条第1項	液化石油ガス製造施設における保安企画推進員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	220	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第64条第1項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安統括者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	221	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第65条第1項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安技術管理者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	224	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第70条第1項	一般高圧ガスを取り扱う製造施設における保安企画推進員の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	225	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第72条第2項	一般高圧ガスを取り扱う販売所における販売主任者の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記の適用については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、複数の施設等における兼任を必ずしも妨げるものではない旨、明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	226	鉱山保安法	経済産業省	第26条第1項	鉱山における作業監督者の選任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた鉱山保安法等の適用に係る解釈の明確化等について」を発出し、カメラやセンシング等のデジタル技術も活用する等しつつ、複数作業区分を兼任することを妨げない旨、明確化した。			
別表１	232	建設業法	国土交通省	第26条第1項・第3項	工事現場における主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	法律改正	完了済み	改正建設業法（令和６年６月14日公布）において、一定の要件に適合する場合には兼任を可能とした。			
別表１	233	建設業法	国土交通省	第26条第2項・第3項	工事現場における監理技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	法律改正	完了済み	改正建設業法（令和６年６月14日公布）において、一定の要件に適合する場合には兼任を可能とした。			
別表１	234	倉庫業法施行規則	国土交通省	第8条第1項	倉庫業者における倉庫管理主任者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく倉庫管理主任者の業務に係る運用の明確化について」（令和６年７月31日付国土保第213号）を発出し、倉庫管理主任者の行う現場従業員の研修について、同一事業者の別の倉庫の倉庫管理主任者が、オンライン研修システム等のデジタル技術を活用した方法により、一斉に複数の倉庫の現場従業員の研修を行うことが可能である旨の通知を行った。			
別表１	236	建設業法	国土交通省	第7条第2号	一般建設業許可業者の営業所における実務経験者等の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	法律改正	完了済み	改正建設業法（令和６年６月14日公布）において、一定の要件に適合する場合には兼任を可能とした。			
別表１	237	建設業法	国土交通省	第15条第2号	特定建設業許可業者の営業所における実務経験者等の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	法律改正	完了済み	改正建設業法（令和６年６月14日公布）において、一定の要件に適合する場合には兼任を可能とした。			
別表１	238	鉄道事業法施行規則	国土交通省	第36条の7第1項	鉄道事業所における乗務員指導管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「他の事務所に所属する乗務員の資質管理業務の兼務について（周知）」（令和６年３月15日付事務連絡）を発出し、一の事務所の乗務指導管理者が他の事務所に所属する乗務員の資質管理業務を行うことを妨げないこと等について、通知した。			
別表２	1	警備業法施行規則	警察庁	第60条第1項	基地局における機械警備業務管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	警備業法施行規則の改正（道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年６月27日施行））により、一定の条件を満たす場合には、複数基地局の兼任が認められる旨を明確化した。			
別表２	2	警備業法	警察庁	第42条第1項	基地局における機械警備業務管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	警備業法施行規則の改正（道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年６月27日施行））により、一定の条件を満たす場合には、複数基地局の兼任が認められる旨を明確化した。			
別表２	3	道路交通法	警察庁	第74条の3第1項	一定台数以上の自動車を使用する事業所等における安全運転管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和６年６月の見直しに向けて、安全運転管理者が行う業務について、一定の条件を満たす場合における規制の緩和（安全運転管理者が行うこととされている業務の一部を、同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において選任している安全運転管理者が代行すること）を検討し、過速等を発出し専任規制の見直しを完了する予定であったが、規制改革推進に関する答申（令和６年５月31日規制改革推進会議）において、「安全運転管理者が行う点呼等の解釈を明確化し、遠隔実施・業務委託が可能となるよう検討を行い、令和６年度中に結論を得る」とされたことを受けて、これまでの検討に加えて安全運転管理者が行う点呼等の解釈の明確化が必要となったため、当該検討結果を踏まえ、専任規制の見直しを行うことが適当であるため。	令和６年９月	規制改革推進に関する答申に盛り込まれた検討事項については令和６年度中に結論を得ることとされているところ、令和６年９月中に発行の関係通達「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について」（令和５年８月15日付警察庁丁交企発第201号、丁交指発第93号）を改正することで規制見直しを行う予定であるため。
別表２	4	道路交通法	警察庁	第74条の3第4項	一定台数以上の自動車を使用する事業所等における副安全運転管理者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和６年６月の見直しに向けて、安全運転管理者が行う業務について、一定の条件を満たす場合における規制の緩和（安全運転管理者が行うこととされている業務の一部を、同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において選任している安全運転管理者が代行すること）を検討し、過速等を発出し専任規制の見直しを完了する予定であったが、規制改革推進に関する答申（令和６年５月31日規制改革推進会議）において、「安全運転管理者が行う点呼等の解釈を明確化し、遠隔実施・業務委託が可能となるよう検討を行い、令和６年度中に結論を得る」とされたことを受けて、これまでの検討に加えて安全運転管理者が行う点呼等の解釈の明確化が必要となったため、当該検討結果を踏まえ、専任規制の見直しを行うことが適当であるため。	令和６年９月	規制改革推進に関する答申に盛り込まれた検討事項については令和６年度中に結論を得ることとされているところ、令和６年９月中に発行の関係通達「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について」（令和５年８月15日付警察庁丁交企発第201号、丁交指発第93号）を改正することで規制見直しを行う予定であるため。
別表２	5	道路交通法	警察庁	第99条第1項第14号	指定自動車教習所における管理者の選任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月４日発出の事務連絡において、都道府県警察に対し、管理者等が他の指定自動車教習所の管理者等を兼職する旨を内容とする届出がなされた際は、当該届出を受理するとともに適切な対応を行うよう留意事項を伝達し、専任規制の見直しを行うとともに、令和６年８月、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和６年８月１日付警察庁丙運発第14号）を発出し、管理者等が他の指定自動車教習所の管理者等を兼職する際の留意事項を通知した。			
別表２	6	道路交通法	警察庁	第99条第1項第24号	指定自動車教習所における技能検定員の選任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月４日発出の事務連絡において、都道府県警察に対し、管理者等が他の指定自動車教習所の管理者等を兼職する旨を内容とする届出がなされた際は、当該届出を受理するとともに適切な対応を行うよう留意事項を伝達し、専任規制の見直しを行うとともに、令和６年８月、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和６年８月１日付警察庁丙運発第14号）を発出し、管理者等が他の指定自動車教習所の管理者等を兼職する際の留意事項を通知した。			
別表２	7	道路交通法	警察庁	第99条第1項第34号	指定自動車教習所における教習指導員の選任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月４日発出の事務連絡において、都道府県警察に対し、管理者等が他の指定自動車教習所の管理者等を兼職する旨を内容とする届出がなされた際は、当該届出を受理するとともに適切な対応を行うよう留意事項を伝達し、専任規制の見直しを行うとともに、令和６年８月、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和６年８月１日付警察庁丙運発第14号）を発出し、管理者等が他の指定自動車教習所の管理者等を兼職する際の留意事項を通知した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表2	8	電波法	総務省	第39条第1項	無線局における主任無線従事者の常駐	常駐専任	2-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年8月、「電波法関係審査基準」（平成13年総務省訓令第67号）を改正し、一定条件の下、テレワーク等通局による主任無線従事者の指示・監督が行えるようにした。			
別表2	12	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第17条第5項	製造所における管理薬剤師の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（令和6年6月17日付医薬薬審発0617第4号）」を発出し、製造所における管理者等が通局で業務を行うことは差し支えない旨を周知した。			
別表2	13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の2の14第5項	医療機器の製造業における責任技術者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する常駐、対面講習、仕訪閲覧等について」（令和6年6月17日付医薬機審発0617第3号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
別表2	14	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の34第5項	製造所における再生医療等製品製造管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する常駐、対面講習、仕訪閲覧等について」（令和6年6月17日付医薬機審発0617第3号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
別表2	17	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第40条の6第1項	営業所における再生医療等製品営業所管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する常駐、対面講習、仕訪閲覧等について」（令和6年6月17日付医薬機審発0617第3号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
別表2	18	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第68条の16第1項	製造所における生物由来製品の製造管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（令和6年6月17日付医薬薬審発0617第4号）」を発出し、製造所における管理者等が通局で業務を行うことは差し支えない旨を周知した。			
別表2	19	美容師法	厚生労働省	第12条の3第1項	美容所における管理美容師の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－厚生労働省4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「「理容所及び美容所における衛生管理要領」等の一部改正について」（令和6年6月26日付健生発0626第6号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）を発出し、管理美容師の業務について、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うことができる場合に、オンライン実施・兼任できる業務の範囲を通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表2	22	理容師法	厚生労働省	第11条の4第1項	理容所における管理理容師の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－厚生労働省4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「「理容所及び美容所における衛生管理要領」等の一部改正について」（令和6年6月26日付健生発0626第6号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）を発出し、管理理容師の業務について、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うことができる場合に、オンライン実施・兼任できる業務の範囲を通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表2	140	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第91条第1項	医薬部外品の製造所における責任技術者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（令和6年6月17日付医薬薬審発0617第4号）」を発出し、製造所における管理者等が通局で業務を行うことは差し支えない旨を周知した。			
別表2	141	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第91条第2項	化粧品の製造所における責任技術者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（令和6年6月17日付医薬薬審発0617第4号）」を発出し、製造所における管理者等が通局で業務を行うことは差し支えない旨を周知した。			
別表2	142	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第114条の52第1項	医療機器の製造所における医療機器責任技術者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する常駐、対面講習、仕訪閲覧等について」（令和6年6月17日付医薬機審発0617第3号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
別表2	143	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第175条第1項	営業所における特定管理医療機器営業所管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する常駐、対面講習、仕訪閲覧等について」（令和6年6月17日付医薬機審発0617第3号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
別表2	270	美容師養成施設指定規則	厚生労働省	第3条第1項第3号	美容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－厚生労働省4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和6年6月26日付健生衛発0626第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、美容師養成施設における専任教員について、一定の要件を満たす専任教員がオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して授業を実施する場合に限り、他の美容師養成施設の教員を兼ねることができることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表2	271	理容師養成施設指定規則	厚生労働省	第4条第1項第3号	理容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－厚生労働省4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和6年6月26日付健生衛発0626第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、理容師養成施設における専任教員について、一定の要件を満たす専任教員がオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して授業を実施する場合に限り、他の理容師養成施設の教員を兼ねることができることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表2	272	労働安全衛生規則	厚生労働省	第4条第1項第4号	事業場における安全管理者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－厚生労働省4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について」（令和6年6月28日付基監発0628第1号基安安発0628第3号基安労発0628第1号基安化発0628第1号）を発出し、一定の要件を満たす場合において、常駐専任を求めない旨を明示した。			
別表2	284	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の20の2第1項第2号	特定機能病院における院内感染対策を行う者の配置	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－厚生労働省4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、厚生労働省のホームページにおいて、「医療法の一部を改正する法律の一部施行について」（平成5年2月15日健政発第98号）第1の6（3）イにおいて示されている事項を踏まえた上での業務は妨げられない旨を明確化した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37195.html			
別表2	422	覚醒剤取締法	厚生労働省	第22条第2項	覚醒剤保管営業所における薬剤師の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年8月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（麻薬及び向精神薬取締法及び覚醒剤取締法関係）」（医薬監麻発0807第4号）を発出し、覚醒剤の保管に係る管理業務について、実地に管理する場合と同等の管理運営ができる場合には、デジタル技術の活用（監視カメラの活用等）によって通局（テレワーク等）で実施することとして差し支えない旨を明確化した。			
別表2	423	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第40条の3第1項	医療機器の修理業における医療機器修理責任技術者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する常駐、対面講習、仕訪閲覧等について）」（令和6年6月17日付医薬機審発0617第3号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
別表2	424	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第23条の2の14第10項	体外診断用医薬品の製造業における体外診断用医薬品製造管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する常駐、対面講習、仕訪閲覧等について」（令和6年6月17日付医薬機審発0617第3号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、テレワーク等により業務を実施できる旨を明確化した。			
別表2	425	毒物及び劇物取締法	厚生労働省	第7条第1項	毒物劇物営業者における毒物劇物取扱責任者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通8	法律改正	完了済み	令和6年6月、「毒物劇物取扱責任者に係るデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」（令和6年6月26日付医薬薬審発0626第4号）を発出し、毒物劇物取扱責任者の業務においてデジタル技術を活用できることを明示した。また、デジタル技術の活用により在宅勤務等を行うことが可能であることを明示した。なお、見直しの検討の結果、法律改正ではなく、通知の発出を行うこととした。			
別表2	453	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の8第1項第1号	病院等における責任者（医師又は臨床検査技師）の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、厚生労働省のホームページにおいて、医療法施行規則第9条の8第1項第1号に規定する病院等における責任者が、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該病院等を離れることを妨げるものではない旨を明確化した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37195.html			
別表2	454	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の8第1項第3号	病院等における精度管理を職務とする者（医師、臨床検査技師）の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、厚生労働省のホームページにおいて、医療法施行規則第9条の8第1項第3号に規定する病院等における精度管理を職務とする者が、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該衛生検査所を離れることを妨げるものではない旨を明確化した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37195.html			
別表2	467	臨床検査技師等に関する法律施行規則	厚生労働省	第12条第1項第9号	衛生検査所における管理者（医師又は臨床検査技師）の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、厚生労働省のホームページにおいて、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第9号に規定する衛生検査所における管理者が、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該病院等を離れることを妨げるものではない旨を明確化した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37195.html			
別表2	468	臨床検査技師等に関する法律施行規則	厚生労働省	第12条第1項第11号	衛生検査所における精度管理責任者（医師又は臨床検査技師）の選任	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－共通7	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月、厚生労働省のHPにおいて、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第11号に規定する衛生検査所における精度管理責任者が、原則として勤務時間中常勤であり、例外的に勤務時間中に当該衛生検査所を離れることを妨げるものではない旨を明確化した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37195.html			
別表2	630	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	法務省 厚生労働省	第40条第1項	外国人技能実習の監理事業を行う事業所における監理責任者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年度4月～6月	常駐専任－法務省・厚生労働省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和6年6月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における監理事業を行う事業所における監理責任者の専任規制については、監理支援機関の許可要件等の厳格化が求められる中、十分な監理業務体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る専任規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和7年3月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表2	631	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第12条第2号	外国人の技能実習を行う事業所における技能実習指導員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－法務省・厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における育成就労の受入れ機関における育成就労に係る指導員の選任については、受入れ機関の育成・支援体制等の要件の適正化が求められる中、十分な育成・支援体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る専任規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
別表2	632	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第12条第3号	外国人の技能実習を行う事業所における生活指導員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－法務省・厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における育成就労の受入れ機関における育成就労に係る指導員の選任については、受入れ機関の育成・支援体制等の要件の適正化が求められる中、十分な育成・支援体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る専任規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
別表2	633	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第53条第1項	外国人技能実習の監理事業を行う事業所における監理責任者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－法務省・厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		技能実習制度については、令和６年６月14日、同制度に替わる新たな育成就労制度の創設に係る法案が成立したところである。育成就労制度における育成就労の受入れ機関における育成就労に係る指導員の選任については、受入れ機関の育成・支援体制等の要件の適正化が求められる中、十分な育成・支援体制の確保について検討する必要があり、現行技能実習制度に係る専任規制の見直しについてもこうした新たな制度の方向性を踏まえて検討していく必要があるため。	令和７年３月	法案の成立を踏まえ、必要に応じて関係者の意見も聴きながら下位法令の制定と併せて具体的な制度設計を検討していく必要がある。したがって、下位法令の検討に要する期間や検討結果によっては、完了時期及びその内容に変動があり得る。
新規	9	消防法	総務省	第13条第3項	危険物を取り扱う製造所等における危険物取扱者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－総務省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年11月、「通線地における絶油取扱所における作業員の常駐に係る執務参考資料」（令和５年11月８日付消防危第316号）及び「並独荷卸しに係る運行管理者の常駐に係る執務参考資料」（令和５年11月20日付消防危第327号）を発出し、作業員が常駐しないことができる条件を明確化し、危険物取扱者の常駐規制の見直しを行った。			
新規	85	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令	厚生労働省	第1条第1項第3号	要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等を行う薬局における薬剤師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	令和５年２月から令和６年１月にかけて厚労省医薬局のもとで「医薬品の販売制度に関する検討会」を開催し、令和６年１月にとりまとめを発出した。そこで、デジタル技術の活用により、薬剤師等の適隔管理の下、当該医薬品の販売店舗と薬剤師等が異なる場所に所在することを一定の条件下で可能にする旨を公表した。こちらのとりまとめ等を踏まえ、必要な法改正に向け準備している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37285.html			
新規	86	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令	厚生労働省	第1条第1項第4号	第二類医薬品又は第三類医薬品の販売等を行う薬局における薬剤師又は登録販売者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	令和５年２月から令和６年１月にかけて厚労省医薬局のもとで「医薬品の販売制度に関する検討会」を開催し、令和６年１月にとりまとめを発出した。そこで、デジタル技術の活用により、薬剤師等の適隔管理の下、当該医薬品の販売店舗と薬剤師等が異なる場所に所在することを一定の条件下で可能にする旨を公表した。こちらのとりまとめ等を踏まえ、必要な法改正に向け準備している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37285.html			
新規	87	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令	厚生労働省	第2条第1項第1号	要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等を行う店舗における薬剤師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	令和５年２月から令和６年１月にかけて厚労省医薬局のもとで「医薬品の販売制度に関する検討会」を開催し、令和６年１月にとりまとめを発出した。そこで、デジタル技術の活用により、薬剤師等の適隔管理の下、当該医薬品の販売店舗と薬剤師等が異なる場所に所在することを一定の条件下で可能にする旨を公表した。こちらのとりまとめ等を踏まえ、必要な法改正に向け準備している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37285.html			
新規	88	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令	厚生労働省	第2条第1項第2号	第二類医薬品又は第三類医薬品の販売等を行う店舗における薬剤師又は登録販売者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	令和５年２月から令和６年１月にかけて厚労省医薬局のもとで「医薬品の販売制度に関する検討会」を開催し、令和６年１月にとりまとめを発出した。そこで、デジタル技術の活用により、薬剤師等の適隔管理の下、当該医薬品の販売店舗と薬剤師等が異なる場所に所在することを一定の条件下で可能にする旨を公表した。こちらのとりまとめ等を踏まえ、必要な法改正に向け準備している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37285.html			
新規	95	美容師養成施設指定規則	厚生労働省	第3条第1項第1号	美容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－厚生労働省４	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和６年６月26日付健生衛発0626第１号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、美容師養成施設における専任教員について、一定の要件を満たす専任教員がオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して授業を実施する場合に限り、他の美容師養成施設の教員を兼ねることができることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	96	美容師養成施設指定規則	厚生労働省	第3条第1項第2号	美容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－厚生労働省４	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和６年６月26日付健生衛発0626第１号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、美容師養成施設における専任教員について、一定の要件を満たす専任教員がオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して授業を実施する場合に限り、他の美容師養成施設の教員を兼ねることができることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	97	理容師養成施設指定規則	厚生労働省	第4条第1項第1号	理容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－厚生労働省４	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和６年６月26日付健生衛発0626第１号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、理容師養成施設における専任教員について、一定の要件を満たす専任教員がオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して授業を実施する場合に限り、他の理容師養成施設の教員を兼ねることができることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	98	理容師養成施設指定規則	厚生労働省	第4条第1項第2号	理容師養成施設における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－厚生労働省４	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和６年６月26日付健生衛発0626第１号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、理容師養成施設における専任教員について、一定の要件を満たす専任教員がオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して授業を実施する場合に限り、他の理容師養成施設の教員を兼ねることができることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	114	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第101条第1項第1号	指定医薬品の販売等を行う店舗における薬剤師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	令和５年２月から令和６年１月にかけて厚労省医薬局のもとで「医薬品の販売制度に関する検討会」を開催し、令和６年１月にとりまとめを発出した。そこで、デジタル技術の活用により、薬剤師等の適隔管理の下、当該医薬品の販売店舗と薬剤師等が異なる場所に所在することを一定の条件下で可能にする旨を公表した。こちらのとりまとめ等を踏まえ、必要な法改正に向け準備している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37285.html			
新規	115	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第101条第1項第2号	指定医薬品以外の販売等を行う店舗における薬剤師又は登録販売者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	令和５年２月から令和６年１月にかけて厚労省医薬局のもとで「医薬品の販売制度に関する検討会」を開催し、令和６年１月にとりまとめを発出した。そこで、デジタル技術の活用により、薬剤師等の適隔管理の下、当該医薬品の販売店舗と薬剤師等が異なる場所に所在することを一定の条件下で可能にする旨を公表した。こちらのとりまとめ等を踏まえ、必要な法改正に向け準備している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37285.html			
新規	116	動物用医薬品等取締規則	農林水産省	第107条第1項第1号	医薬品の常駐販売を行う時間内における薬剤師又は登録販売者の常駐	常駐専任	2-3	2-3	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	省令改正	完了済み	昭和三十九年厚生省令第三号（薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令）第３条第１項及び第２項と同様に、区域単位で許可が出される配置販売業の管理者は、営業所や自宅等に動物用医薬品を配置しに行く業態の性質上、区域内で業務を行っていると過ぎないことから、特定地点への常駐を求められるものではなく、本件に常駐規制が適用されることはないことを確認した。			
新規	117	家畜取引法	農林水産省	第13条第1項	家畜市場における獣医師の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた家畜取引法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第888号）を発出し、業務に支障が生じない範囲において、遠隔で職務を実施できる旨を明確化した。			
新規	118	養鶏振興法	農林水産省	第7条第1項第2号	ふ化場における経験を有する従事者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた所管法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和６年６月27日付６畜産第772号）の発出により、ふ化場における経験を有する従事者の常駐について、デジタル原則に適合する手段（遠隔モニタリングシステム等）を許容する旨を明示した。			
新規	120	ガス事業法施行規則	経済産業省	第94条第1項	一般ガス導管事業者におけるガス主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	一般ガス導管事業者に係るガス主任技術者の専任に関し、供給所等デジタル技術の活用による遠隔監視により安全確保が可能なものについては、従前より特例措置として事業場に駐在しない者の選任を許容としているところ、その他の導管を管理する事業場について、上記特例措置の適用対象の拡充等について都市ガス業界団体との４度の会議及び準用事業を監督する産業保安監督部から準用事業者の設備情報を収集した上での準用事業導管に係る敷設実態調査を実施したが、当該事業場におけるガス主任技術者の業務内容は埋設導管の設計、審査、工事管理、ガス漏れ等の緊急対応であり、遠隔地にあっては対応が困難であるため、当面、制度上の措置として対応することは困難であるとの判断に至った。将来的にＡＩ等の活用可能な技術の開発・実装の動向を注視しつつ、可能性がある場合には将来的に改めて措置を検討することとする。			
新規	122	ガス事業法施行規則	経済産業省	第168条第1項	準用事業者におけるガス主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	準用事業者に係るガス主任技術者の専任に関し、小売事業者、製造事業者に準じた特例措置の適用について、都市ガス業界団体との４度の会議及び準用事業を監督する産業保安監督部から準用事業者の設備情報を収集した上での準用事業導管に係る敷設実態調査を実施したが、当該事業場におけるガス主任技術者の業務内容は埋設導管の設計、審査、工事管理、ガス漏れ等の緊急対応であり、遠隔地にあっては対応が困難であるため、当面、制度上の措置として対応することは困難であるとの判断に至った。将来的にＡＩ等の活用可能な技術の開発・実装の動向を注視しつつ、可能性がある場合には将来的に改めて措置を検討することとする。			
新規	128	高圧ガス保安法	経済産業省	第27条の2第1項	事業所における高圧ガス製造保安統括者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、遠隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	129	高圧ガス保安法	経済産業省	第27条の2第3項	事業所における高圧ガス製造保安技術管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、適隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	132	高圧ガス保安法	経済産業省	第27条の3第2項	事業所における高圧ガス製造保安企画推進員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、適隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	133	高圧ガス保安法	経済産業省	第27条の4第1項	事業所における冷凍保安責任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、適隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	134	高圧ガス保安法	経済産業省	第28条第1項	販売所における高圧ガス販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、適隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	135	高圧ガス保安法	経済産業省	第28条第2項	事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、適隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	136	液化石油ガス保安規則	経済産業省	第71条	事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、適隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	137	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	第73条	事業所における特定高圧ガス取扱主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、適隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	138	高圧ガス保安法	経済産業省	第52条第1項	容器検査所における検査主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める常駐規制については、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、適隔で職務を実施することとして差し支えない旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
新規	151	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則	経済産業省 環境省	第8条第1項	特定工場における公害防止主任管理者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和６年度４月～６月	常駐専任－共通８	省令改正	完了済み	「令和5年度デジタル原則を踏まえた公害防止管理者制度の見直しに向けた調査事業」において令和５年度に３回開催した有識者、地方公共団体、産業界による検討会の結果、公害防止主任管理者の選任要件の緩和は組織整備法の求める役割を果たせなくなる可能性があり、今回の改正は見送ることとなったが、検討会報告書において同制度は今後も社会情勢等を踏まえた見直しを検討していくことと明記した。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/sangyo_kankyo/pdf/012_05_00.pdf			
別表１	1	銃砲刀剣類所持等取締法	警察庁	第5条の3第1項	狩猟、有害鳥獣駆除等を所持する者に対する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
別表１	2	銃砲刀剣類所持等取締法	警察庁	第9条の14第5項	空気銃の所持に関する講習会	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
別表１	3	道路交通法	警察庁	第90条の2第1項	大型免許等を受けようとする者に対する講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
別表１	4	道路交通法	警察庁	第99条の4第1項	指定自動車教習所職員講習（技能検定員）	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	警察行政手続オンライン化システム運用開始時点で対象とする予定の講習について、令和７年中に本システムを用いてオンラインで実施する予定である旨を、都道府県警察に周知した。			
別表１	5	道路交通法	警察庁	第99条の4第1項	指定自動車教習所職員講習（教習指導員）	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	警察行政手続オンライン化システム運用開始時点で対象とする予定の講習について、令和７年中に本システムを用いてオンラインで実施する予定である旨を、都道府県警察に周知した。			
別表１	7	道路交通法	警察庁	第101条の3第1項	免許証の更新時講習（一般・違反・初回）	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	運転者管理システム運用開始時点で対象とする予定の講習について、令和６年度中に本システムを用いてオンラインで実施する予定である旨を、都道府県警察に周知した。			
別表１	8	道路交通法	警察庁	第108条の2第1項第1号	安全運転管理者に対する講習等	対面講習	2-1① 2-1③	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	警察行政手続オンライン化システム運用開始時点で対象とする予定の講習について、令和７年中に本システムを用いてオンラインで実施する予定である旨を、都道府県警察に周知した			
別表１	9	道路交通法	警察庁	第108条の2第1項第2号、第10号、第12号、第13号	取消処分者講習・初心運転者講習・高齢者講習・違反者講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	警察行政手続オンライン化システム運用開始時点で対象とする予定の講習について、令和７年中に本システムを用いて手続の一部をオンライン化する旨を、都道府県警察に周知した。			
別表１	10	道路交通法	警察庁	第108条の2第1項第3号	停止処分者講習	対面講習	1-②	2-1③	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
別表１	11	警備業法	警察庁	第22条第2項第1号、第22条第8項	警備員指導教育責任者に対する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁３	省令改正	完了済み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の改正（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和６年６月27日施行））等により、オンラインでの講習実施が可能となるように見直しを行った。			
別表１	12	警備業法	警察庁	第23条第3項	警備員又は警備員になろうとする者の講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－共通４	省令改正	完了済み	警備員等の検定に関する規則の改正（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和６年６月27日施行））等により、オンラインでの講習実施が可能となるように見直しを行った。			
別表１	13	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	警察庁	第14条第2項	責任者講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
別表１	14	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	警察庁	第24条第6項、第7項	管理者講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	警察行政手続オンライン化システム運用開始時点で対象とする予定の講習について、令和７年中に本システムを用いてオンラインで実施する予定である旨を、都道府県警察に周知した。			
別表１	15	指定講習機関に関する規則	警察庁	第7条第5号	新任運転習熟指導員研修	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和６年度４月～６月	講習－警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
別表１	21	消防法	総務省	第17条の10	工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（消防設備士講習）	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－総務省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「消防設備士講習に係る指定講習機関の指定について（情報提供）」（令和６年３月１日付消防庁予防課事務連絡）の発出により、消防設備士講習に係る指定講習機関として、一般財団法人日本消防設備安全センターを指定し、当該機関によるオンライン講習を実施予定である旨を明示した。			
別表１	22	消防法施行令	総務省	第3条第1項第1号イ	甲種防火管理講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－総務省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月に「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」を改正し、オンライン型は、オンラインによる「申請－受講－修了証交付」を行うデジタル完結を基本とする実施方法とした。			
別表１	23	消防法施行令	総務省	第3条第1項第2号イ	乙種防火管理講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－総務省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月に「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」を改正し、オンライン型は、オンラインによる「申請－受講－修了証交付」を行うデジタル完結を基本とする実施方法とした。			
別表１	24	消防法施行令	総務省	第47条第1項第1号	防災管理に関する講習（防災管理講習）	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習－総務省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月に「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」を改正し、オンライン型は、オンラインによる「申請－受講－修了証交付」を行うデジタル完結を基本とする実施方法とした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを妥当とするとともにデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	25	消防法施行規則	総務省	第4条の2の4第4項	防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習（防火対象物点検資格者講習）	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一総務省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	登録講習機関において、オンラインによる「申請→受講→修了証交付」が実施されている。			
別表１	26	消防法施行令	総務省	第4条の2の8第3項第1号	自衛消防組織の業務に関する講習（自衛消防業務講習）	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一総務省２	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月に「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」を改正し、オンライン型は、オンラインによる「申請→受講→修了証交付」を行うデジタル完結を基本とする実施方法とした。			
別表１	27	消防法施行規則	総務省	第31条の6第7項	消防設備点検資格者講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一総務省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	登録講習機関において、オンラインによる「申請→受講→修了証交付」が実施されている。			
別表１	28	消防法施行規則	総務省	第51条の12第3項	防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習（防災管理点検資格者講習）	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一総務省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	登録講習機関において、オンラインによる「申請→受講→修了証交付」が実施されている。			
別表１	30	社会福祉法	厚生労働省	第19条第1項第2号	社会福祉士事資格取得講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通２	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	筆に受講についてはオンライン実施が可能とされており、「社会福祉士事資格認定講習会の実施について（令和６年６月19日事務連絡）」の発出により、受講申請、受講決定また修了証の発行などの講習会受講に係る手続きについて、メール等のオンラインの活用を完めて明確化した。			
別表１	31	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第162条第1項	高度管理医療機器等営業所管理者（販売業・貸与業）講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通４	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する 常駐、対面講習、往訪監等について）（令和６年６月17日付医薬機審発0617第３号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段にあることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	37	障害者の雇用の促進等に関する法律	厚生労働省	第79条第1項、第２項	障害者職業生活相談員資格認定講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一厚生労働省５	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	【第１項関係】 令和６年３月、「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の実施等について」（令和６年３月29日付職障発0329第4号）の発出により、講習実施に係るプロセスをデジタル原則に適合する手段にあることが原則であることを通知上明確化した。 【第２項関係】 令和６年３月、JEED本部より講習実施機関のJEED各都道府県支部宛ての「障害者職業生活相談員資格認定講習の実施について」（令和６年３月12日付け５高障求開発第５７号）により「障害者職業生活相談員資格認定講習実施要領」を改正し、申込み→受講→修了証発行までの全ての段階でデジタル化を許容するとともに、デジタル原則に基づきデジタル化が振興されるよう働きかけを行った。			
別表１	38	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	厚生労働省	第12条第5項第4号	食鳥処理衛生管理者認定講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一厚生労働省３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年10月、「「食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に関する要領」の一部改正について」（令和5年10月13日付健生食監1013第3号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段にあることを基本とする旨を通知した。			
別表１	41	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第188条第1項第1号イ、第1項第2号イ	基礎講習（医療機器修理責任技術者）	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通４	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に関する 常駐、対面講習、往訪監等について）（令和６年６月17日付医薬機審発0617第３号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段にあることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	46	港湾労働法施行規則	厚生労働省	第11条第2項第1号ヌ	港湾労働者派遣事業派遣元責任者講習	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通２	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年12月に港湾労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正を行い、オンラインでの講習受講を可能とする見直しを行い、講習実施主体となる一般財団法人港湾労働安定協会に対しても オンラインでの講習実施について勧奨を行った。			
別表１	49	と畜場法	厚生労働省	第7条第5項第3号	衛生管理責任者講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一厚生労働省３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年10月、「と畜場における衛生管理責任者の講習会について」（令和5年10月13日付健生食監1013第2号）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段にあることを基本とする旨を通知した。			
別表１	56	高圧ガス保安法	経済産業省	第27条の2第7項	高圧ガスによる災害の防止に関する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一経済産業省２	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該講習は既にオンラインで実施されている。また、令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める講習について、当該講習に係る申込・受講・修了証の発行の全てのプロセスにおいて、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用について明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	57	電気工事士法	経済産業省	第4条の3第1項	第一種電気工事士定期講習	対面講習	2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一経済産業省２	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該講習は既にオンラインで実施されている。また、令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」 <https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-denryokuanzen.pdf>をホームページで周知し、左掲の内規の適用については、講習に係る全プロセスにおいて、デジタル技術の活用について明確化を行った。			
別表１	58	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第19条第3項	液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該講習は既にオンラインで実施されている。また、令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める講習について、当該講習に係る申込・受講・修了証の発行の全てのプロセスにおいて、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用について明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表１	59	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第37条の5第4項	充てん作業者講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該講習は既にオンラインで実施されている。また、令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、デジタル技術の活用について明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-01.pdf			
別表１	60	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第38条の4第2項第2号	液化石油ガス設備士講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該講習は既にオンラインで実施されている。また、令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、デジタル技術の活用について明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-01.pdf			
別表１	61	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第38条の9第1項	液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該講習は既にオンラインで実施されている。また、令和６年６月に「デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、デジタル技術の活用について明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-01.pdf			
別表１	62	情報処理の促進に関する法律	経済産業省	第26条第1項	サイバーセキュリティに関する講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通４	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該講習はすでにオンラインで実施されている。 https://www.meti.go.jp/information/license/c_text21.html			
別表１	66	屋外広告物法	国土交通省	第10条第2項第3号	屋外広告物講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一国土交通省４	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年3月実施団体宛てに通知を発出し、講習に係る一連のプロセスについてデジタル技術を活用して実施することを推奨する旨を周知した。			
別表１	74	浄化槽法	国土交通省	第42条第1項第2号	浄化槽工事に関して必要な知識及び技能に関する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一国土交通省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年度の浄化槽設備士講習から、講習の申し込みをオンラインで完結させ、講習もオンデマンド講習としデジタル原則に適合する形とした。			
別表１	79	道路運送車両法施行規則	国土交通省	第31条の4第1号	整備管理者選任前研修（自動車）	対面講習	2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一国土交通省５	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	講習の申込プロセスについて、オンライン化を実施済。また一部支局でオンラインによる講義を実施済。今後、実施事例を踏まえた運用改善等を実施の上、令和８年度よりオンライン化による講義を全国で実施予定。			
別表１	80	貨客自動車運送事業運輸規則 貨物自動車運送事業輸送安全規則	国土交通省	第46条第1号 第3条の4第1号	整備管理者選任後研修（自動車）	対面講習	2-1②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一国土交通省５	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	講習の申込プロセスについて、オンライン化を実施済。また一部支局でオンラインによる講義を実施済。今後、実施事例を踏まえた運用改善等を実施の上、令和８年度よりオンライン化による講義を全国で実施予定。			
別表１	81	道路運送車両法施行規則	国土交通省	第62条の2の2第1項第8号	整備主任者研修	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一国土交通省５	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	講習の申込プロセスについて、オンライン化を実施済。また一部支局でオンラインによる講義を実施済。今後、実施事例を踏まえた運用改善等を実施の上、令和８年度よりオンライン化による講義を全国で実施予定。			
別表１	82	指定自動車整備事業規則	国土交通省	第14条	自動車検査員の研修	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一国土交通省５	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	講習の申込プロセスについて、オンライン化を実施済。また一部支局でオンラインによる講義を実施済。今後、実施事例を踏まえた運用改善等を実施の上、令和８年度よりオンライン化による講義を全国で実施予定。			
別表１	85	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令	環境省	第7条	技術管理者更新講習（土壌汚染）	対面講習	2-1①	3-1	要	令和６年度４月～６月	講習一共通４	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	申込受付のオンライン化やweb講習に対応しており、既にデジタル原則に適合する手段で受講が可能となっている。			
別表２	5	クリーニング業法	厚生労働省	第8条の2第1項、第2項	クリーニング師の研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度４月～６月	講習一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障容御法等における対応について」（令和６年６月26日健生衛発0626第１号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）の発出により、クリーニング師の研修に係る講習会受講の申込み等の一連の業務について、適切に事務を行うことができる場合は、デジタル技術を活用した方法により行うことも可能であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	6	クリーニング業法	厚生労働省	第8条の3第1項	クリーニング業務従事者に対する講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度４月～６月	講習一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障容御法等における対応について」（令和６年６月26日健生衛発0626第１号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）の発出により、クリーニング師の研修に係る講習会受講の申込み等の一連の業務について、適切に事務を行うことができる場合は、デジタル技術を活用した方法により行うことも可能であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	8	美容師法	厚生労働省	第12条の3第2項	管理美容師講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度４月～６月	講習一厚生労働省１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への障容御法等における対応について」（令和６年６月26日健生衛発0626第１号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）の発出により、クリーニング師の研修に係る講習会受講の申込み等の一連の業務について、適切に事務を行うことができる場合は、デジタル技術を活用した方法により行うことも可能であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	9	理容師法	厚生労働省	第11条の4第2項	管理理容師講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への理容師法等における対応について」（令和６年６月26日健生衛発0626第１号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）の発出により、クリーニング師の研修に係る講習会受講の申込み等の一連の業務について、適切に事務を行うことができる場合は、デジタル技術を活用した方法により行うことも可能であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	10	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	厚生労働省	第7条第1項第1号	建築物環境衛生管理技術者養成取得講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	17	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第25条第2号イ、ロ	清掃作業監督者講習・清掃作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	18	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第25条第3号	清掃作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	19	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条第2号イ、ロ	空気環境測定実施者講習・空気環境測定実施者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	20	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条の3第2号イ、ロ	ダクト清掃作業監督者講習・ダクト清掃作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	21	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第26条の3第3号	ダクト清掃作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	22	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条第4号イ、ロ	貯水槽清掃作業監督者講習・貯水槽清掃作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	23	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条の3第4号イ、ロ	排水管清掃作業監督者講習・排水管清掃作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	24	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条の3第5号	排水管清掃作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	25	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第28条第5号	貯水槽清掃作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	26	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第29条第3号イ、ロ	防除作業監督者講習・防除作業監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	27	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第29条第4号	防除作業従事者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	28	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第30条第2号イ、ロ	統括管理者講習・統括管理者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	29	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	厚生労働省	第30条第5号イ、ロ	定期給排水管理監督者講習・定期給排水管理監督者再講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年12月28日付け生活衛生課長通知（健生衛発1228第６号）により、「デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。」として、通知した。			
別表２	30	登録販売者に対する研修の実施について（薬食発第0326第1号　平成24年３月26日）	厚生労働省	２．外部研修の受講対象者、時間数等について	登録販売者の資質向上のための外部研修	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通５	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、研修実施団体照会集・生活衛生局総務課長通知（令和５年３月31日付薬生発0331第７号）「登録販売者に対する研修の実施要領について」の発出により、研修の実施に関連する業務のデジタル化について、デジタル庁によるデジタル化に関する技術カタログを示すなど、デジタル化の検討を働きかけた。			
別表２	31	健康サポート薬局に関する基準	厚生労働省	３．常駐する薬剤師の資質（基準告示５関係）	健康サポート薬局に係る研修	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通５	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱の一部改正について」（令和６年３月26日付医薬発0326第３号）の発出により、講習中止、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	35	タクシー業務適正化特別措置法	国土交通省	第18条の2第1項	輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通５	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年8月、「講習におけるデジタル技術の活用について」（令和6年8月8日付事務連絡）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨周知した。			
別表２	36	宅地建物取引業法	国土交通省	第16条第3項	登録講習（宅地建物取引士）	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通５	省令改正	完了済み	宅地建物取引業法施行規則等を改正し、登録講習に係る一連の受講証明プロセス（講習の見込み、講習の受講、修了証発行）のオンライン化に資する措置を講じ、令和５年10月から施行した。			
別表２	37	宅地建物取引業法	国土交通省	第22条の2第2項	法定講習（宅地建物取引士）	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通５	省令改正	完了済み	宅地建物取引業法施行規則等を改正し、令和５年10月から法定講習に係る受講証明プロセス（講習の見込み、講習の受講、修了証発行）のオンライン化に資する措置を講じた。			
別表２	39	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	国土交通省	第12条第4項第2号	観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修	対面講習	2-1②	2-1②	要	令和６年度 ４月～６月	講習一国土交通省７	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月28日付で運輸局等に対し事務連絡を発出し、研修事務の実施に当たっては、デジタル技術を活用することが可能である旨、周知した。			
別表２	40	船員法施行規則	国土交通省	第77条の7第4項第2号	危険物等取扱責任者（タンカー）講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一国土交通省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日、「アナログ規制の見直し対応について」（令和６年６月27日付事務連絡）を発出し、講習中止、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段により実施することを可とするとともに、デジタル技術の活用方法を明示した。			
別表２	41	船員法施行規則	国土交通省	第10号表（第77条の6、第77条の6の22～第77条の6の24、第77の7関係）	危険物等取扱責任者（低引火点燃料船）	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一国土交通省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日、「アナログ規制の見直し対応について」（令和６年６月27日付事務連絡）を発出し、講習中止、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段により実施することを可とするとともに、デジタル技術の活用方法を明示した。			
別表２	42	船員法施行規則	国土交通省	第15号表（第77条の11、第77条の11の2～第77条の11の4、第77条の12関係）	特定海域運航責任者	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一国土交通省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日、「アナログ規制の見直し対応について」（令和６年６月27日付事務連絡）を発出し、講習中止、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段により実施することを可とするとともに、デジタル技術の活用方法を明示した。			
別表２	43	船員法施行規則	国土交通省	第77条の14第2項	旅客船に乗り組む船員の教育訓練	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一国土交通省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日、「アナログ規制の見直し対応について」（令和６年６月27日付事務連絡）を発出し、講習中止、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段により実施することを可とするとともに、デジタル技術の活用方法を明示した。			
新規	1	警備業法	警察庁	第42条第2項第1号	機械警備業務管理者に対する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一警察庁３	省令改正	完了済み	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の改正（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和６年６月27日施行））等により、オンラインでの講習実施が可能となるように見直しを行った。			
新規	2	道路交通法	警察庁	第97条の2第1項第3号、第5号	運転免許試験免除のための講習	対面講習	1-②	優先運転者講習：2-1 それ以外：2-1②、2-1③	要	【優良】 令和６年度 10月～３月 【その他】 令和６年度 ４月～６月	【優良】 講習一警察庁１ 【その他】 講習一警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	【優良運転者以外】 運転者管理システム運用開始時点で対象とする予定の講習について、令和６年度中にオンラインで実施する予定である旨を、都道府県警察に周知した。			
新規	3	道路交通法	警察庁	第108条の2第2項	車両の運転者に対する講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
新規	4	道路交通法	警察庁	第51条の13	駐車監視員資格者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
新規	5	確認事務の委託の手続等に関する規則	警察庁	第8条	駐車監視員資格者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一警察庁２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を留意しながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
新規	10	公認会計士法	金融庁	第3条	公認会計士の資格要件の１つとして実務補習の修了を求めるもの	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通５	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年６月、日本公認会計士協会及び会計教育研修機構に対する、「実務補習における修了考査、修了証発行について（周知）」（令和５年６月15日付金立市第706号、第707号）の発出により、修了考査、修了証発行プロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。 また、日本公認会計士協会及び会計教育研修機構に対しては、デジタル庁が作成・公表している技術カタログなどを案内するなど、デジタル化の推進に向けて継続的に働きかけを行っている。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが'2'又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	11	実務補習規則	金融庁	第3条	実務補習の方法等を定めるもの	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年６月、日本公認会計士協会及び会計教育研修機構に対する、「実務補習における修了考査、修了証発行について（周知）」（令和５年６月19日付金企市第706号、第707号）の発出により、修了考査、修了証発行プロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。 また、日本公認会計士協会及び会計教育研修機構に対しては、デジタル庁が作成・公表している技術カタログなどを案内するなど、デジタル化の推進に向けて継続的に働きかけを行っている。			
新規	12	実務補習規則	金融庁	第4条	実務補習団体の認定の基準を定めるもの	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年６月、日本公認会計士協会及び会計教育研修機構に対する、「実務補習における修了考査、修了証発行について（周知）」（令和５年６月19日付金企市第706号、第707号）の発出により、修了考査、修了証発行プロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。 また、日本公認会計士協会及び会計教育研修機構に対しては、デジタル庁が作成・公表している技術カタログなどを案内するなど、デジタル化の推進に向けて継続的に働きかけを行っている。			
新規	13	実務補習規則	金融庁	第7条第2項、第3項、第7項	実務補習に係る修了の証明書等について定めるもの	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 5	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年６月、日本公認会計士協会及び会計教育研修機構に対する、「実務補習における修了考査、修了証発行について（周知）」（令和５年６月19日付金企市第706号、第707号）の発出により、修了考査、修了証発行プロセスについて、デジタル原則に適合する手段によることを許容することを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。 また、日本公認会計士協会及び会計教育研修機構に対しては、デジタル庁が作成・公表している技術カタログなどを案内するなど、デジタル化の推進に向けて継続的に働きかけを行っている。			
新規	14	著作権法施行規則	文部科学省	第1条の4第4号、第5号 第2条第1項、第2項	司書に相当する職員の講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該講習の一連のプロセスはすでにオンラインで実施済、また修了試験においても今後オンラインで実施する旨を文化庁HPで公表した。 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/94093201.html)			
新規	20	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第1条の34	養育里親研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生 労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準等の一部を改正する告示（令和６年こども家庭庁告示第11号。同年６月28日公布・施行。）において講義の方法について、対面に限らず、オンラインでの実施が可能となる旨を明記する改正を行った。			
新規	21	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第1条の37第1項第2号	専門里親希望者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生 労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準等の一部を改正する告示（令和６年こども家庭庁告示第11号。同年６月28日公布・施行。）において講義の方法について、対面に限らず、オンラインでの実施が可能となる旨を明記する改正を行った。			
新規	22	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第1条の38	養子縁組里親研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生 労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準等の一部を改正する告示（令和６年こども家庭庁告示第11号。同年６月28日公布・施行。）において講義の方法について、対面に限らず、オンラインでの実施が可能となる旨を明記する改正を行った。			
新規	23	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第36条の46第2項	養育里親更新研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生 労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準等の一部を改正する告示（令和６年こども家庭庁告示第11号。同年６月28日公布・施行。）において講義の方法について、対面に限らず、オンラインでの実施が可能となる旨を明記する改正を行った。			
新規	24	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第36条の46第4項	養子縁組里親更新研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生 労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準等の一部を改正する告示（令和６年こども家庭庁告示第11号。同年６月28日公布・施行。）において講義の方法について、対面に限らず、オンラインでの実施が可能となる旨を明記する改正を行った。			
新規	25	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則	こども家庭庁	第12条第1項	養親希望者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一厚生 労働省１	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件（令和６年内閣府告示第99号。同年６月28日公布・施行。）において講義の方法について、対面に限らず、オンラインでの実施が可能となる旨を明記する改正を行った。			
新規	26	社会福祉士及び介護福祉士法	厚生労働省	附則第4条第2項	喀痰吸引研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「喀痰吸引等研修における通信・通知研修の取扱いについて」（令和６年３月26日）で基本研修（講義）については、インターネット等を活用した通信・通知研修を実施することが可能であると周知した。			
新規	27	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 社会福祉士介護福祉士学校指定規則 社会福祉士に関する科目を定める省令	厚生労働省	第3条第1号ト（４） 第3条第1号ト（５） 第4条第1項第2号ニ	社会福祉士実習演習担当教員講習会	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について」（令和６年３月25日）で受講申請、受講決定また修了証の発行などの講習会受講に係る手続きについては、メール等のオンラインの活用が可能であることを周知した。			
新規	28	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 社会福祉士介護福祉士学校指定規則	厚生労働省	第5条第6号 第5条第6号	介護教員講習会	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について」（令和６年３月25日）で受講申請、受講決定また修了証の発行などの講習会受講に係る手続きについては、メール等のオンラインの活用が可能であることを周知した。			
新規	29	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 社会福祉士介護福祉士学校指定規則 社会福祉士に関する科目を定める省令	厚生労働省	第3条第1号カ 第3条第1号カ 第4条第1項第8号	社会福祉士実習指導者講習会	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」（令和６年６月10日事務連絡）の発出により、受講申請、受講決定また修了証の発行などの講習会受講に係る手続きについては、メール等のオンラインの活用が可能であることを周知した。			
新規	30	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 社会福祉士介護福祉士学校指定規則	厚生労働省	第5条第14号ロ	介護福祉士実習指導者講習会	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習一共通 1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」（令和６年６月10日事務連絡）の発出により、受講申請、受講決定また修了証の発行などの講習会受講に係る手続きについては、メール等のオンラインの活用が可能であることを周知した。			
新規	32	計量法	経済産業省	第122条第2項第2号	計量に関する教習 （計量士）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	33	計量法	経済産業省	第166条第1項及び第2号	計量に関する教習 （計量士）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	34	指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令	経済産業省	第9条第1項第4号ト	指定検定機関の検定に関する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	35	計量法施行規則	経済産業省	第51条第1項第1号ロ	環境計量講習（濃度関係）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	36	計量法施行規則	経済産業省	第51条第1項第2号ロ	環境計量講習（騒音・振動関係）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	37	計量法施行規則	経済産業省	第51条第2項第1号イ	環境計量特別教習（濃度関係）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	38	計量法施行規則	経済産業省	第51条第2項第2号イ	環境計量特別教習（騒音・振動関係）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	39	計量法施行規則	経済産業省	第52条第1項	計量に関する教習 （計量士）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	40	計量法施行規則	経済産業省	第119条第1項	計量に関する講習及び教習 （計量士）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	41	計量法施行規則	経済産業省	第120条第1項	計量に関する講習及び教習 （計量士）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	42	計量法施行規則	経済産業省	第121条第1項	計量に関する講習及び教習 （計量士）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	43	計量法施行規則	経済産業省	第132条第1項一第3項	計量に関する講習及び教習 （計量士）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			
新規	44	計量法施行規則	経済産業省	第134条第1項	計量に関する教習 （計量士）	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習一経済 産業省２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル原則を踏まえた計量法関係法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年4月17日付）の発出により、当該講習及び教習については、申込、講義、修了証発行等におけるオンラインシステムの導入等、デジタル技術の活用を推奨する旨を周知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	56	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	経済産業省	第51条第1項第2号	エネルギー管理士免状交付に関するエネルギー管理研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1②	要	令和６年度 ４月～６月	講習－経済産業省２	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年度実施の当該管理研修について、講習及び受講申込のオンライン化対応済み。 その旨を申込ページにて以下のとおり公表済み（令和６年７月）。 https://www.eccj.or.jp/mgr1/ken_guide/online/chap_03.html また、講習及び受講申込のオンライン化対応は以下の手引きにも記載： https://www.eccj.or.jp/mgr1/ken_guide/test_guide.pdf			
新規	60	道路運送法施行規則	国土交通省	第51条の16第1項	自家用有償旅客運送自動車の運転者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習－共通5	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年8月、「講習におけるデジタル技術の活用について」（令和6年8月8日付事務連絡）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨周知した。			
新規	69	旅行業法	国土交通省	第12条の11	旅程管理業務に関する研修	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和６年度 ４月～６月	講習－国土交通省７	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月28日付で事務連絡を発出し、オンラインでの研修実施が可能な旨について、研修機関に対して明示した。			
新規	70	旅行業法	国土交通省	第28条第6項	旅行サービス手配業務取扱管理者の講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1②	要	令和６年度 ４月～６月	講習－国土交通省７	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月28日付で事務連絡を発出し、オンラインでの研修実施が可能な旨について、研修機関に対して明示した。			
新規	76	銃砲刀剣類所持等取締法	警察庁	第5条の3の2	クロスボウを所持する者に対する講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	講習－警察庁２	各市、通知・通達等の発出又は改正	未了		令和７年中の運用開始を目指して警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、運用開始時点で対象外の講習については、追加的な予算措置やシステム改修等の影響を最小限としながら、できるだけ早期のオンライン化を目指して検討を進めている。	令和８年３月	令和７年中に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムの活用可否を検討しているため。
新規	77	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第3条第2項第1号	登録タンカー安全担当者講習	対面講習	2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習－国土交通省１	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日、「アナログ規制の見直し対応について」（令和６年６月27日付事務連絡）を発出し、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段により実施することを可とするとともに、デジタル技術の活用方法を明示した。			
新規	78	船員労働安全衛生規則	国土交通省	第28条	登録危険作業講習	対面講習	2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習－国土交通省１	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日、「アナログ規制の見直し対応について」（令和６年６月27日付事務連絡）を発出し、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段により実施することを可とするとともに、デジタル技術の活用方法を明示した。			
新規	79	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令	国土交通省	第12条	衛生管理者登録講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習－国土交通省１	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日、「アナログ規制の見直し対応について」（令和６年６月27日付事務連絡）を発出し、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段により実施することを可とするとともに、デジタル技術の活用方法を明示した。			
新規	80	救命艇手規則	国土交通省	第7条	限定救命艇手登録講習	対面講習	2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度 ４月～６月	講習－国土交通省１	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日、「アナログ規制の見直し対応について」（令和６年６月27日付事務連絡）を発出し、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段により実施することを可とするとともに、デジタル技術の活用方法を明示した。			
別表１	3	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	子ども家庭庁	第23条	利用申込者の施設の選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通1	省令改正	完了済み	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正（令和６年４月１日施行）により、特定教育・保育施設の選択に資する内容の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととした。			
別表１	4	子ども・子育て支援法施行規則	子ども家庭庁	第1条第１号へ(23)に	給付の対象となる認可外保育施設の基準（保育サービス内容の掲示義務）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通1	省令改正	完了済み	子ども・子育て支援法施行規則の改正（令和６年４月１日施行）により、認可外保育施設における保育の内容の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととした。			
別表１	11	道路交通法施行令	警察庁	第16条の4第1項	保管車両売却時の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「保管した車両又は工作物等を売却のため一般競争入札に付そうとするときの公示の方法について（通達）」（令和６年６月19日付け警察庁丁交指発第114号）の発出により、原則としてインターネットを利用する方法により公示を行うことを明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	12	道路交通法施行令	警察庁	第17条の5第1号	放置違反金の納付命令の掲示（公示）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	政令改正	未了		当該規制に係る法令上の規定は、公示の日から起算して一定期間を経過した後に法的効力を生ずるという点において公示送達制度と同様であるところ、規定振りについては、改正民訴法に基づき今後制定予定の最高裁規則の規定振りを踏まえた検討を要するため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	工程表において、公示送達制度の見直し完了時期が「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とされているため。
別表１	13	道路交通法施行令	警察庁	第29条第1号	工作物を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	政令改正	未了		当該規制に係る法令上の規定は、公示の日から起算して一定期間を経過した後に法的効力を生ずるという点において公示送達制度と同様であるところ、規定振りについては、改正民訴法に基づき今後制定予定の最高裁規則の規定振りを踏まえた検討を要するため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	工程表において、公示送達制度の見直し完了時期が「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とされているため。
別表１	14	道路交通法施行令	警察庁	第31条第1項	保管した工作物等を売却する場合の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「保管した車両又は工作物等を売却のため一般競争入札に付そうとするときの公示の方法について（通達）」（令和６年６月19日付け警察庁丁交指発第114号）の発出により、原則としてインターネットを利用する方法により公示を行うことを明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	15	道路交通法施行令	警察庁	第39条第2項	意見の聴取の手続における掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	政令改正	未了		当該規制に係る法令上の規定は、公示の日から起算して一定期間を経過した後に法的効力を生ずるという点において公示送達制度と同様であるところ、規定振りについては、改正民訴法に基づき今後制定予定の最高裁規則の規定振りを踏まえた検討を要するため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	工程表において、公示送達制度の見直し完了時期が「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とされているため。
別表１	16	道路交通法施行令	警察庁	第54条	違反行為に関する掲示（通告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	政令改正	未了		当該規制に係る法令上の規定は、公示の日から起算して一定期間を経過した後に法的効力を生ずるという点において公示送達制度と同様であるところ、規定振りについては、改正民訴法に基づき今後制定予定の最高裁規則の規定振りを踏まえた検討を要するため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	工程表において、公示送達制度の見直し完了時期が「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とされているため。
別表１	19	道路交通法施行規則	警察庁	第9条の13の2	運転停止命令に係る聴聞手続における掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	省令改正	未了	本項目は、聴聞等の期日及び場所並びに法令違反者の氏名等を公示しているところ、これらの内容をインターネットに掲出した場合には、掲示板で掲出する場合と比べ、聴聞等の対象者が不正行為を行ったことが容易に拡散され、またその削除が困難となることから、本人の名誉やプライバシー等になんら影響等の観点から慎重な検討を要し、これまで、聴聞の日時及び場所に係る情報と被処分者の氏名その他の個人を特定する情報がひも付けられないようにする運用方策を検討してきたところであるが、それぞれの制度における公示の趣旨から、かかる運用方策が認められるか詰めの作業を要するとともに、全国の都道府県警察の運用を一斉に見直すこととなることから、現場に混乱が生じることが予測され、行政手続法第15条第１項等による通知の要領や公示様式等を整理した上で、都道府県警察へ指示し、各都道府県警察においても実務の変更のために一定の期間を要するため。	令和７年３月	左記の理由により府令及び規則の改正作業及び都道府県警察における実務変更等に時間を要するため。
別表１	20	道路交通法施行規則	警察庁	第30条の2の2	免許の効力を停止しようとする時の聴聞手続における掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	省令改正	未了	本項目は、聴聞等の期日及び場所並びに法令違反者や精神疾患を有する者等の氏名等を公示しているところ、これらの内容をインターネットに掲出した場合には、掲示板で掲出する場合と比べ、聴聞等の対象者が不正行為を行ったことや病気を有すること等が容易に拡散され、またその削除が困難となることから、本人の名誉やプライバシー等になんら影響等の観点から慎重な検討を要し、これまで、聴聞の日時及び場所に係る情報と被処分者の氏名その他の個人を特定する情報がひも付けられないようにする運用方策を検討してきたところであるが、それぞれの制度における公示の趣旨から、かかる運用方策が認められるか詰めの作業を要するとともに、全国の都道府県警察の運用を一斉に見直すこととなることから、現場に混乱が生じることが予測され、行政手続法第15条第１項等による通知の要領や公示様式等を整理した上で、都道府県警察へ指示し、各都道府県警察においても実務の変更のために一定の期間を要するため。	令和７年３月	左記の理由により府令及び規則の改正作業及び都道府県警察における実務変更等に時間を要するため。
別表１	21	道路交通法施行規則	警察庁	第31条の4の4	免許関係書類の委託時の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	省令改正	完了済み	道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第61号）により、インターネットを利用する方法により公示を行うことを基本とするための見直しを行った。			
別表１	22	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	警察庁	第111条	許可取消し処分等をする際の聴聞に係る掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	省令改正	未了	本項目は、聴聞等の期日及び場所並びに法令違反者の氏名等を公示しているところ、これらの内容をインターネットに掲出した場合には、掲示板で掲出する場合と比べ、聴聞等の対象者が不正行為を行ったことが容易に拡散され、またその削除が困難となることから、本人の名誉やプライバシー等になんら影響等の観点から慎重な検討を要し、これまで、聴聞の日時及び場所に係る情報と被処分者の氏名その他の個人を特定する情報がひも付けられないようにする運用方策を検討してきたところであるが、それぞれの制度における公示の趣旨から、かかる運用方策が認められるか詰めの作業を要するとともに、全国の都道府県警察の運用を一斉に見直すこととなることから、現場に混乱が生じることが予測され、行政手続法第15条第１項等による通知の要領や公示様式等を整理した上で、都道府県警察へ指示し、各都道府県警察においても実務の変更のために一定の期間を要するため。	令和７年３月	左記の理由により府令及び規則の改正作業及び都道府県警察における実務変更等に時間を要するため。
別表１	23	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則	警察庁	第9条第4項	検定結果の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	省令改正	完了済み	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の改正（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和６年６月27日施行））及び事務連絡により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	24	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則	警察庁	第11条第4項	検定取消し時の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	省令改正	完了済み	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の改正（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和６年６月27日施行））及び事務連絡により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	25	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則	警察庁	第12条	自動車の運行供用の制限命令時の聴聞に係る掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	政令改正	未了	本項目は、聴聞等の期日及び場所並びに法令違反者の氏名等を公示しているところ、これらの内容をインターネットに掲出した場合には、掲示板で掲出する場合と比べ、聴聞等の対象者が不正行為を行ったことが容易に拡散され、またその削除が困難となることから、本人の名誉やプライバシー等になんら影響等の観点から慎重な検討を要し、これまで、聴聞の日時及び場所に係る情報と被処分者の氏名その他の個人を特定する情報がひも付けられないようにする運用方策を検討してきたところであるが、それぞれの制度における公示の趣旨から、かかる運用方策が認められるか詰めの作業を要するとともに、全国の都道府県警察の運用を一斉に見直すこととなることから、現場に混乱が生じることが予測され、行政手続法第15条第１項等による通知の要領や公示様式等を整理した上で、都道府県警察へ指示し、各都道府県警察においても実務の変更のために一定の期間を要するため。	令和７年３月	左記の理由により府令及び規則の改正作業及び都道府県警察における実務変更等に時間を要するため。
別表１	27	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	警察庁	第15条第1項	暴力団指定における意見聴取時等の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	周示－共通3	省令改正	未了		当該規則は公示送達制度と関連し、公示送達関係の省令改正については、改正民訴法の規定とこれに基づき今後制定予定の最高裁規則の規定ぶりを踏まえて対応することとしているため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	工程表において、公示送達制度の見直し完了時期が「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とされているため。

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが'2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	28	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	警察庁	第12条第2項	聴聞の審理を公開する際の公示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通３	省令改正	未了		本項目は、聴聞等の期日及び場所並びに法令違反者や精神疾患を有する者等の氏名等を公示しているところ、これらの内容をインターネットに掲出した場合には、掲示板で掲出する場合と比べ、聴聞等の対象者が不正行為を行ったことや病気を有することを広範に拡散され、またその削除が困難となることから、本人の名誉やプライバシー等に与える影響等の観点から慎重な検討を要し、これまで、聴聞の日時及び場所に係る情報と被処分者の氏名その他の個人を特定する情報がひも付けられないようにする運用方策を検討してきたところであるが、それぞれの制度における公示の趣旨から、かかる運用方策が認められる方針の作業を要するとともに、全国の都道府県警察の運用を一斉に見直すこととなることから、現場に混乱が生じることが予測され、行政手続法第15条第１項等による通知の妥当や公示様式等を整理した上で、都道府県警察へ指示し、各都道府県警察においても実施の変更のために一定の期間を要するため。	令和７年３月	左記の理由により府令及び規則の改正作業及び都道府県警察における実務変更等に時間を要するため。
別表１	29	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則	警察庁	第8条第4項	意見の聴取の期日等を変更した際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通３	省令改正	未了		当該規制に係る法令上の規定は、意見の聴取の手続における掲示（公示）義務（別表１No.15）に係る規定と連動しているため（「令第39条第２項の掲示板」と規定）。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	工程表において、公示送達制度の見直し完了時期が「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とされているため。
別表１	30	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則	警察庁	第11条第3項	意見の聴取の新たな期日を定めた際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通３	省令改正	未了		当該規制に係る法令上の規定は、意見の聴取の手続における掲示（公示）義務（別表１No.15）に係る規定と連動しているため（「令第39条第２項の掲示板」と規定）。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	工程表において、公示送達制度の見直し完了時期が「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とされているため。
別表１	31	国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則	警察庁	第11条第2項	意見の聴取の審理を公開する際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通３	省令改正	未了		本項目は、聴聞等の期日及び場所並びに仮指定に係る国際テロリストの氏名等を公示しているところ、これらの内容をインターネットに掲出した場合には、掲示板で掲出する場合と比べ、聴聞等の対象者が仮指定に係る国際テロリストであること等が容易に拡散され、またその削除が困難となることから、本人の名誉やプライバシー等に与える影響等の観点から慎重な検討を要し、これまで、聴聞の日時及び場所並びに仮処分者の氏名その他の個人を特定する情報がひも付けられないようにする運用方策を検討してきたところであるが、それぞれの制度における公示の趣旨から、かかる運用方策が認められる方針の作業を要するとともに、全国の都道府県警察の運用を一斉に見直すこととなることから、現場に混乱が生じることが予測され、行政手続法第15条第１項等による通知の妥当や公示様式等を整理した上で、都道府県警察へ指示し、各都道府県警察においても実施の変更のために一定の期間を要するため。	令和７年３月	左記の理由により府令及び規則の改正作業及び都道府県警察における実務変更等に時間を要するため。
別表１	33	ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則	警察庁	第11条第2項	意見の聴取の審理を公開する際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通３	省令改正	未了		本項目は、聴聞等の期日及び場所並びに法令違反者の氏名等を公示しているところ、これらの内容をインターネットに掲出した場合には、掲示板で掲出する場合と比べ、聴聞等の対象者が不正行為を行ったこと等が容易に拡散され、またその削除が困難となることから、本人の名誉やプライバシー等に与える影響等の観点から慎重な検討を要し、これまで、聴聞の日時及び場所に係る情報と被処分者の氏名その他の個人を特定する情報がひも付けられないようにする運用方策を検討してきたところであるが、それぞれの制度における公示の趣旨から、かかる運用方策が認められる方針の作業を要するとともに、全国の都道府県警察の運用を一斉に見直すこととなることから、現場に混乱が生じることが予測され、行政手続法第15条第１項等による通知の妥当や公示様式等を整理した上で、都道府県警察へ指示し、各都道府県警察においても実施の変更のために一定の期間を要するため。	令和７年３月	左記の理由により府令及び規則の改正作業及び都道府県警察における実務変更等に時間を要するため。
別表１	34	少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則	警察庁	第2条第1項	押収物の還付等に関する公告の方法（警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	否（注）	令和６年度４月～６月	周ー共通３	省令改正					
別表１	35	消費者契約法	消費者庁 法務省	第16条第2項	適格消費者団体である旨の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）により、書面掲示に加えてウェブサイト掲載する見直しを行った。			
別表１	39	消費者契約法施行規則	消費者庁	第11条	適格消費者団体である旨の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	周ー共通３	省令改正	完了済み	消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第３号。一部を除き令和６年４月１日施行）により、ホームページの見やすい箇所へ掲載すること等の方法を定めた。			
別表１	40	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則	消費者庁	第13条	特定適格消費者団体である旨の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	周ー共通３	省令改正	完了済み	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第34号。一部を除き令和６年４月１日施行）により、ホームページの見やすい箇所へ掲載すること等の方法を定めた。			
別表１	41	郵便法	総務省	第69条	郵便料金等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	42	郵便切手類販売所等に関する法律	総務省	第5条	郵便料金表の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	各ポ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行）により、日本郵便株式会社が行う料金等の掲示等についてウェブサイト掲載を必須とする見直しを行い、これをもって見直しを行ったものとした。			
別表１	43	電波法	総務省	第24条の4第3項	登録局の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	周ー一般省１	省令改正	完了済み	令和６年３月、登録証記載事項について、インターネットの利用その他の適切な方法によって公表するよう登録検査等事業者等規則第23条を新設し、その旨を官報に掲載することで見直しを行った。			
別表１	45	民間事業者による信書の送達に関する法律	総務省	第18条	料金等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日施行）及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第26条の2の規定の追加により、一般信書便事業者が行う料金等の掲示等については、ウェブサイト掲載を必須とする見直しを行った。			
別表１	50	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第九号まで に規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令	総務省	第1条	特定の事務を取り扱う郵便局における指定地方公共団体等の情報掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	省令改正	完了済み	令和５年１２月、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成１３年総務省令第１５８号）を改正（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第１０６号））し、インターネットでの公表を義務付けた。			
別表１	51	郵便法施行規則	総務省	第2条	被災者に対する郵便業書等の無償交付に関する情報掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	52	郵便法施行規則	総務省	第3条	被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する情報掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	53	郵便法施行規則	総務省	第4条	振助用の郵便物の料金免除における情報掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	54	郵便法施行規則	総務省	第5条	寄附金を内容とする郵便物の料金免除における情報掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	省令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	55	納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令	総務省	第1条	公共サービス実施民間事業者における委託地方公共団体等の情報掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	省令改正	完了済み	令和５年１２月、納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成１８年総務省令第９９号）を改正（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第十一号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省令第１０６号））し、インターネットでの公表を義務付けた。			
別表１	64	公証人法施行規則	法務省	第10条	手数料等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通４	省令改正	未了		令和５年に公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を可能とする公証人法改正が行われ（令和５年６月公布。公布後２年６月以内施行）、今後、改正法の施行に向けて、下位法令を含む運用の大幅な見直しが予定されていることから、この検討を踏まえる必要があったことや、デジタル原則に対応する省令の改正案の検討（関係団体との調整を含む。）及び省令改正に伴うパブリックコメントの実施、施行通達案の策定・発出等に所用の時間を要したため。	令和６年９月	令和５年に公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を可能とする公証人法改正が行われ（令和５年６月公布。公布後２年６月以内施行）、今後、改正法の施行に向けて、下位法令を含む運用の大幅な見直しが予定されていることから、この検討を踏まえる必要があったことや、デジタル原則に対応する省令の改正案の検討（関係団体との調整を含む。）及び省令改正に伴うパブリックコメントの実施、施行通達案の策定・発出等に所用の時間を要したため。
別表１	65	公証人法施行規則	法務省	第31条第1項及び第2項	代理者である旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通４	省令改正	未了		令和５年に公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を可能とする公証人法改正が行われ（令和５年６月公布。公布後２年７月以内施行）、今後、改正法の施行に向けて、下位法令を含む運用の大幅な見直しが予定されていることから、この検討を踏まえる必要があったことや、デジタル原則に対応する省令の改正案の検討（関係団体との調整を含む。）及び省令改正に伴うパブリックコメントの実施、施行通達案の策定・発出等に所用の時間を要したため。	令和６年９月	令和５年に公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を可能とする公証人法改正が行われ（令和５年６月公布。公布後２年６月以内施行）、今後、改正法の施行に向けて、下位法令を含む運用の大幅な見直しが予定されていることから、この検討を踏まえる必要があったことや、デジタル原則に対応する省令の改正案の検討（関係団体との調整を含む。）及び省令改正に伴うパブリックコメントの実施、施行通達案の策定・発出等に所用の時間を要したため。
別表１	68	後見登記等に関する省令	法務省	第16条	職権による登記の抹消の際の公告の方法（登記所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	省令改正	完了済み	令和６年４月、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令（令和６年法務省令第29号）により、職権による登記の抹消の際の公告の方法について、登記所の掲示場に掲示する方法のほか、新たにウェブサイトに掲載する方法により行うことができる旨を加えた内容に改めた。			
別表１	69	たばこ事業法	財務省	第37条	小売定価の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー一般省１	各ポ、通知・通達等の発出又は改正	未了		官報の電子化によって見直すところ、官報の発行に関する法律の施行が未了のため。	令和７年５月	官報の電子化に係る制度の施行をもって見直し完了となるため。
別表１	78	児童福祉法	子ども家庭庁	第59条の2の2	設置者情報等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	周ー共通１	法律改正	完了済み	児童福祉法の改正（令和６年４月１日施行）により、認可外保育施設における保育の内容の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	94	労働者災害補償保険法施行規則	厚生労働省	第49条第1項	労災保険に関する情報掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 3	省令改正	完了済み	令和６年４月１日施行「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第50 号）及び意見募集結果の公示により、労働者に関係する労災制度関係規定の整理、労災保険関係成立年月日及び労働保険番号を事業主が掲示すべき方法について、電磁的方法によることを原則とした。			
別表１	114	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令	厚生労働省	第5条	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令第一条の規定による公示の方法（地方厚生局等の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 3	省令改正	完了済み	「健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第34号）において、ウェブサイトに掲示する旨明確化した。			
別表１	115	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令	厚生労働省	第21条	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令第六条の規定による公示の方法（地方厚生局等の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 3	省令改正	完了済み	「健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第34号）において、ウェブサイトに掲示する旨明確化した。			
別表１	117	家内労働法施行規則	厚生労働省	第2条	就業時間の適正化に関する勧告の方法（都道府県労働局の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 3	省令改正	完了済み	家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和６年６月28日施行）により家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）を改正し、勧告に際して当該勧告の内容を都道府県労働局のウェブサイトにも掲載することとした。			
別表１	118	家内労働法施行規則	厚生労働省	第4条	審議会の意見聴取の公示方法（都道府県労働局の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 3	省令改正	完了済み	家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和６年６月28日施行）により家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）を改正し、公示に際して当該公示の内容を都道府県労働局のウェブサイトにも掲載することとした。			
別表１	119	家内労働法施行規則	厚生労働省	第6条第3項	関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取の公示方法（都道府県労働局の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 3	省令改正	完了済み	家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和６年６月28日施行）により家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）を改正し、公示に際して当該公示の内容を都道府県労働局のウェブサイトにも掲載することとした。			
別表１	123	森林法	農林水産省	第50条第5項	使用権設定にかかる認可をした旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令第８条により、使用権の設定に係る公衆の閲覧について、都道府県のウェブサイトでも掲載する旨を規定。			
別表１	124	森林法	農林水産省	第189条	農林水産省・地方公共団体による森林法関係通知・告示の公示送達方法（森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 4	各京、通知・通達等の発出又は改正	未了		官報の電子化によって見直すところ、官報の発行に関する法律の施行が未了のため。	令和７年５月	官報の電子化に係る法制度の施行をもって見直し完了となるため。
別表１	125	避漁船業の適正化に関する法律	農林水産省	第17条第1項	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	3-2	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	避漁船業の適正化に関する法律の改正（避漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行））等により、避漁船業者登録票の掲示について、原則インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	126	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	農林水産省	第17条第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル形成基本法等の一部改正する法律（令和６年４月１日施行）及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第２０条第２項により原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	128	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令	農林水産省	第22条第1項第1号	探管した工作物の名称等の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 2	政令改正	未了		公示送達と同様の規定ぶりとする必要があるところ、今後制定される最高裁判所規則を参考に改正するため。	令和８年５月 （可能な限り早期の完了を目指す）	最高裁判所規則が先行した後、それを参考に改正するため。
別表１	134	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則	農林水産省	第25条第1項	漁港管理者の認定手続に係る掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 2	省令改正	完了済み	改正により、該当の公告については、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行う旨を明示した。			
別表１	135	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則	農林水産省	第31条第1項及び第2項	漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等に関する掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 2	省令改正	完了済み	改正により、該当の公告については、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行う旨を明示した。			
別表１	164	採石法	経済産業省	第33条の15	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 4	法律改正	完了済み	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和６年４月１日施行）及び「「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令 」（令和６年４月１日施行）により、原則ウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表１	165	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第7条第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 4	法律改正	完了済み	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和６年４月１日施行）及び「「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令 」（令和６年４月１日施行）により、原則ウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表１	167	鉱業法	経済産業省	第142条	経済産業省における鉱業出願人等への通知方法（鉱業出願人等の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示）	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 4	各京、通知・通達等の発出又は改正	未了		官報の電子化によって見直すところ、官報の発行に関する法律の施行が未了のため。	令和７年５月	官報の電子化に係る制度の施行をもって見直し完了となるため。
別表１	172	大規模小売店舗立地法施行規則	経済産業省	第11条第2項	店舗新設に係る説明会非開催時の届出等要旨の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 3	省令改正	完了済み	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和６年４月１日施行）及び「「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令 」（令和６年４月１日施行）により、原則ウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表１	178	採石法施行規則	経済産業省	第22条第1項	採石法第四十一条の規定による処分の要旨の公示方法（経済産業局の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－経済産業省２	各京、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表１	182	船員法	国土交通省	第113条第１項	就業規則の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－国土交通省２	各京、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「船員法第１１３条第１項に基づく就業規則の掲示について」（令和６年８月30日）により、就業規則の船員への周知に関しては、書面による掲示及び備置き に加えて、電磁的方法（社内イントラネットの掲示板や共有フォルダでの共有等）での周知を行うよう関係団体に通知した。			
別表１	183	水先法	国土交通省	第46条第6項	料金の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号）の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令第1条により、原則としてウェブサイトへの掲載を行う見直しを行った。			
別表１	184	水先法	国土交通省	第47条第3項	約款の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号）の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令第1条により、原則としてウェブサイトへの掲載を行う見直しを行った。			
別表１	185	港湾法	国土交通省	第45条の4第3項	特定港湾管理提供施設協定を閲覧に供している旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	通知発出	完了済み	「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和６年３月２９日付国港産第１９０号）の発出により、掲示・公示に至るまでのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
別表１	186	海事代理士法	国土交通省	第22条第1項	報酬額の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号）の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令第1条により、原則としてウェブサイトへの掲載を行う見直しを行った。			
別表１	187	港湾運送事業法	国土交通省	第12条	運賃及び料金並びに港湾運送約款の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号、令和６年４月１日施行）及びデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（令和６年国土交通省令第２号、令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	189	道路運送車両法	国土交通省	第27条第3項	手数料の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	自動車登録番号標交付代行者規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（令和６年４月１日施行））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	190	内航海運業法	国土交通省	第8条第4項	内航運送約款の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	内航海運業法施行規則の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（令和６年１月19日公布））により、ウェブサイト公表を基本とするための見直しを行った。			
別表１	191	道路法	国土交通省	第47条の18第2項	協定を閲覧に供している旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	各京、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月14日付国道政第16号、国道判第13号、国道評第45号）の発出により、道路管理者が行う道路一体建物に関する協定を閲覧に供している旨の掲示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	192	道路法	国土交通省	第48条の38第3項	協定を閲覧に供している旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	各京、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月14日付国道政第16号、国道判第13号、国道評第45号）の発出により、道路管理者が行う利便施設協定を閲覧に供している旨の掲示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表１	193	航空法	国土交通省	第38条第3項	空港等の設置許可申請があった時に発生する、空港の位置及び範囲等必要情報の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号、令和６年４月１日施行）により、航空法第38条第３項の書面掲示義務について、併せて電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することとする見直しを行った。			
別表１	194	航空法	国土交通省	第40条	空港等の設置許可をした時に発生する、空港の位置及び範囲等必要情報の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閣ホ－共通 1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号、令和６年４月１日施行）により、航空法第40条の書面掲示義務について、併せて電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することとする見直しを行った。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	195	土地区画整理法	国土交通省	第77条第5項	建築物の移転及び除却時に通知する相手方が確知できない場合等における掲示（公告）義務 （土地区画整理法第四三十三条第二項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十一条及び新都市基盤整備法第二十九条において準用）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第63号）において、従前の掲示等に加え、困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、インターネットの利用を追加することとする改正を行った。（令和６年４月１日施行）			
別表1	196	道路整備特別措置法	国土交通省	第7条	供用約款の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	道路整備特別措置法の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年６月16日公布））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表1	197	道路整備特別措置法	国土交通省	第24条第4項	通行方法の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	道路整備特別措置法の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年６月16日公布））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表1	198	都市公園法	国土交通省	第22条第2項	協定を閲覧に供している旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、協定を閲覧に供している旨を、インターネット等を利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表1	199	倉庫業法	国土交通省	第9条	保管料等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	令和６年4月、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第63号）の公布により、従来通りの営業所での掲示と併せて、自社HP上の掲示も義務付けた。			
別表1	200	住宅地区改良法	国土交通省	第4条第5項	指定内容の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年４月１日施行）及び住宅地区改良法施行規則第３条により、令和６年４月１日以後に告示された改良地区の指定の内容についてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表1	201	住宅地区改良法	国土交通省	第8条第2項	事業計画を定めた旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年４月１日施行）及び住宅地区改良法施行規則第13条により、令和６年４月１日以後に告示された事業計画の内容についてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表1	202	路切道改良促進法	国土交通省	第9条第3項	協定を閲覧に供している旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月14日付国道政第16号、国道利第13号、国道評第45号）の発出により、道路管理者が行う準備施設協定を閲覧に供している旨の掲示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表1	214	貨物自動車運送事業法	国土交通省	第11条	運賃等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び貨物自動車運送事業法施行規則規則第13条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表1	215	道路法施行令	国土交通省	第19条の6第1項第1号	違法放置等物件を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日祝、定期検査・点検、書面掲示及び往訪閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う違法放置等物件を保管した場合の掲示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表1	217	道路法施行令	国土交通省	第30条の3第1項第1号	放置車両を保管した場合の名称等の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「日祝、定期検査・点検、書面掲示及び往訪閲覧・縦覧におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和5年9月29日付国道政第53号、国道利第22号、国道交第43号、国道企第66号、国道高第174号）の発出により、道路管理者が行う長時間放置された車両を保管した場合の掲示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			
別表1	218	都市公園法施行令	国土交通省	第23条第1項第1号	工作物を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年９月29日）の発出により、工作物等を保管した場合の掲示については、インターネット等を利用する方法による告知を原則とする旨を通知した。			
別表1	219	都市公園法施行令	国土交通省	第26条第1項	保管した工作物等を売却する際の掲示（公示）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、保管した工作物等を売却した場合、インターネット等を利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表1	223	河川法施行令	国土交通省	第39条の3第1項第1号	工作物を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「デジタル原則を踏まえた河川法及び河川法施行令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月14日付事務連絡）の発出により、工作物を保管した場合の掲示については、インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を通知した。			
別表1	228	沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令	国土交通省	第24条第3項及び第10項	飛行場の設置等の届出時に必要な情報掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	本規定に基づく新たな書面掲示は航空法第40条の規定に基づき行っているところ、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号、令和６年４月１日施行）により、航空法第40条の書面掲示義務について、併せて電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することとする見直しを行った。			
別表1	231	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	国土交通省	第2条第2項第2号	国による発注の見通しに関する事項の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一国土交通省1	政令改正	完了済み	令和６年６月、「入札及び契約に係る情報の公表及びその方法について」（令和６年６月２６日付国不入企第１７号・財計第３０６３号）において、入契法の規定による情報の公表については、原則としてインターネットを利用する方法とする旨を明示した。			
別表1	232	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	国土交通省	第4条第4項	国による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一国土交通省1	政令改正	完了済み	令和６年６月、「入札及び契約に係る情報の公表及びその方法について」（令和６年６月２６日付国不入企第１７号・財計第３０６３号）において、入契法の規定による情報の公表については、原則としてインターネットを利用する方法とする旨を明示した。			
別表1	233	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	国土交通省	第5条第2項第2号	地方公共団来による発注の見通しに関する事項の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一国土交通省1	政令改正	完了済み	令和６年６月、「入札及び契約に係る情報の公表及びその方法について」（令和６年６月２６日付総行行第２８４号・国不入企第１８号）において、入契法の規定による情報の公表については、原則としてインターネットを利用する方法とする旨を明示した。			
別表1	234	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	国土交通省	第7条第4項	地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一国土交通省1	政令改正	完了済み	令和６年６月、「入札及び契約に係る情報の公表及びその方法について」（令和６年６月２６日付総行行第２８４号・国不入企第１８号）において、入契法の規定による情報の公表については、原則としてインターネットを利用する方法とする旨を明示した。			
別表1	235	津波防災地域づくりに関する法律施行令	国土交通省	第8条第1項第1号	他の施設等を保管した場合の掲示（公告）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「津波防災地域づくりに関する法律等に規定する住訪閲覧・縦覧規制等の見直しについて（連絡）」（令和5年9月29日付事務連絡・令和5年10月26日付事務連絡）の発出により、書面掲示を求めている津波防災地域づくりに関する法律施行令第8条第1項第1号の規定されている事項と同一事項である閲覧等の規定について、現行の手法と併せてインターネット利用を基本とする旨を通知した。			
別表1	249	自動車登録番号標交付代行者規則	国土交通省	第6条	交付代行者に係る情報の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	省令改正	完了済み	自動車登録番号標交付代行者規則の改正（自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（令和６年６月30日施行））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表1	257	港湾法施行規則	国土交通省	第33条第1項第1号	工作物等を保管した場合の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和５年９月29日）の発出により、工作物等を保管した場合の掲示については、閲覧を原則としてインターネットにより実施する旨を通知した。			
別表1	265	小型船造船業法施行規則	国土交通省	第21条第1項	登録済証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月－６月	掲示一国土交通省3	省令改正	完了済み	「自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第五十八号）において、掲示と併せてウェブサイトへの掲載を行うこととする改正を行った。（令和６年６月３０日施行）			
別表1	269	都市緑地法施行規則	国土交通省	第7条	管理協定の掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、管理協定をインターネット等を利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表1	270	都市緑地法施行規則	国土交通省	第17条	市民緑地の掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、市民緑地をインターネット等を利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表1	271	都市緑地法施行規則	国土交通省	第26条	市民緑地設置管理計画の掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、市民緑地設置管理計画をインターネット等を利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表1	294	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	国土交通省	第7条第2項	入居者の募集に係る掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一国土交通省4	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に基づく掲示のオンライン化について（通知）」（令和６年５月24日付国住心第48号・第49号）の発出により、地方公共団体等が行う掲示についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を基本とする旨を明確化した。			
別表1	298	景観法施行規則	国土交通省	第16条	管理協定を締結しようとする旨等の掲示（公告）義務義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、管理協定を締結しようとする旨をインターネット等を利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表1	319	戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令	総務省 法務省	第1条	特定の事務を取り扱う郵便局における指定地方公共団体等の情報掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	省令改正	完了済み	令和５年１２月、戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成１３年総務省・法務省令第２号）を改正（戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省・法務省令第１号））し、インターネットでの公表を義務付けた。			
別表1	320	戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令	総務省 法務省	第1条	公共サービス実施民間事業者における委託地方公共団体等の情報掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通1	省令改正	完了済み	令和５年１２月、戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成１８年総務省・法務省令第２号）を改正（戸籍等の謄本等又は戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び戸籍の附票等の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省・法務省令第１号））し、インターネットでの公表を義務付けた。			
別表1	326	使用済自動車の再資源化等に関する法律	経済産業省 環境省	第50条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月－６月	掲示一共通4	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第49条の改正により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	327	使用済自動車の再資源化等に関する法律	経済産業省 環境省	第65条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通４	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第59条の改正により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	328	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第198条第1項、第2項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）並びに商品先物取引法施行規則第91条第２項及び様式第９号の改正（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	329	商品投資に係る事業の規制に関する法律	経済産業省 農林水産省	第13条第1項、第2項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）並びに商品投資顧問業者の業務に関する省令第１条第２項及び別紙様式第１号の改正（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	330	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	農林水産省 経済産業省 環境省	第14条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行）により、登録再生利用事業者の標識を事業場ごとに掲示することに加えて、常時使用する従業者数が４人以下である場合を除き、登録再生利用事業者のウェブサイトで掲載する旨を規定した。			
別表１	331	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令	農林水産省 経済産業省 環境省	第9条	再生利用事業に係る料金の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	省令改正	完了済み	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行）により、再生利用事業に係る料金を事業場ごとに掲示することに加えて、常時使用する従業者の数が４人以下である場合を除き、登録再生利用事業者のウェブサイトで掲載する旨を規定した。			
別表１	335	都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令	国土交通省 農林水産省	第7条	管理協定を締結しようとする旨等の掲示（公示）義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、管理協定を締結しようとする旨をインターネット等を利用する方法により公告を行わなければならない旨を規定した。			
別表１	336	都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令	国土交通省 農林水産省	第10条	景観協定の認可等の申請の公告	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、景観協定の認可等の申請の公告をインターネット等による公表も行う旨の見直しを行った。			
別表２	2	古物営業法	警察庁	第12条第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2①②	2-2①②	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和６年４月１日施行）により、標識の内容をウェブサイトにも掲載をする見直しを行った。			
別表２	4	警備業法	警察庁	第6条	認定証の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年４月１日施行）により、認定証を廃止し、その代わりとなる標識の内容をウェブサイトにも掲載をする見直しを行った。			
別表２	5	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	警察庁	第6条	認定証の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号）、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和６年国家公安委員会規則第２号）及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和６年国家公安委員会規則・国土交通省令第１号）により、認定証に代えて認定を受けたことを示す標識を掲げるととともに、当該標識については、事業の規模が著しく小さい場合を除き、事業者のウェブサイトに掲載することとする見直しを行った（令和６年４月１日施行）。			
別表２	6	探偵業の業務の適正化に関する法律	警察庁	第12条第2項	探偵業届出証明書の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年４月１日施行）により、探偵業届出証明書を廃止し、その代わりとなる標識の内容をウェブサイトにも掲載をする見直しを行った。			
別表２	11	特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備推進本部カジノ管理委員会	第180条第2項	証票の掲示義務	書面掲示	2-2①③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通４	各市、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、特別複合観光施設区域整備法第 180 条第２項に基づき掲示した同条第１項の証票については、その交付及び掲示に関する情報をカジノ管理委員会ホームページに掲載するなど、インターネットを活用して国民に情報を提供する旨を内部規程により定めた。			
別表２	12	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融庁	第8条第3項	信託業務の廃止をしようとする際に、その旨の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	13	金融商品取引法	金融庁	第36条の2第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2①③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	14	金融商品取引法	金融庁	第50条の2第6項	廃業時にその旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	15	金融商品取引法	金融庁	第66条の8第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2①③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	17	銀行法	金融庁	第16条第1項	臨時休業時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び銀行法施行規則第17条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	18	銀行法	金融庁	第38条第1項	廃業等の認可内容等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び銀行法施行規則第26条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	19	銀行法	金融庁	第52条の2の9第2項	商号変更などの届出内容の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び銀行法施行規則第34条の２の34により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	20	銀行法	金融庁	第52条の40第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び銀行法施行規則第34条の40により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	21	銀行法	金融庁	第52条の47	臨時休業時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び銀行法施行規則第34条の56により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	22	銀行法	金融庁	第52条の48	受理通知内容の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び銀行法施行規則第34条の57により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	23	資金業法	金融庁	第14条	貸付条件等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び資金業法施行規則第11条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	24	資金業法	金融庁	第23条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び資金業法施行規則第20条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	25	保険業法	金融庁	第272条の8第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び保険業法施行規則第211条の21により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	26	信託業法	金融庁	第41条第3項及び第5項	廃止等をしようとする際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	27	信託業法	金融庁	第57条第3項及び第5項	廃止等をしようとする際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	28	信託業法	金融庁	第72条第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び信託業法施行規則第75条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	29	資金決済に関する法律	金融庁	第61条第3項	資金移動業の廃止をしようとする際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	30	資金決済に関する法律	金融庁	第63条の20第3項	暗号資産交換業の廃止等をしようとする際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	32	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第20条第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2①②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通１	法律改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	33	信用金庫法施行令	金融庁	第12条第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	政令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第128条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	34	信用金庫法施行令	金融庁	第13条の3第1項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	政令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第160条の２により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	35	銀行法施行令	金融庁	第5条第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	政令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和６年４月１日施行）及び銀行法施行規則第15条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	36	銀行法施行令	金融庁	第16条の7第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	政令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和６年４月１日施行）及び銀行法施行規則第34条の54の２により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	37	協同組合による金融事業に関する法律施行令	金融庁	第4条第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	政令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和６年４月１日施行）及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第65条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	38	協同組合による金融事業に関する法律施行令	金融庁	第5条の6第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	政令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和６年４月１日施行）及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第100条の２により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	39	銀行法施行規則	金融庁	第13条の5第3項及び第4項	金銭債権等商品を取り扱う際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	40	銀行法施行規則	金融庁	第15条第3項	休日の承認を受けた際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	41	銀行法施行規則	金融庁	第16条第4項	営業時間を変更する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	42	銀行法施行規則	金融庁	第17条第3項	臨時休業をする際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	43	銀行法施行規則	金融庁	第34条の45第2項	銀行代理業者が金融商品の販売等を行う場合の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	44	銀行法施行規則	金融庁	第34条の54の2第3項	休日の承認を受けた際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	45	銀行法施行規則	金融庁	第34条の55第4項及び第6項	営業時間を変更する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	46	信用金庫法施行規則	金融庁	第104条第3項	金銭債権等商品を取り扱う場合の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	47	信用金庫法施行規則	金融庁	第128条第3項	休日の承認を受けた際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	48	信用金庫法施行規則	金融庁	第129条第4項	業務取扱時間を変更する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	49	信用金庫法施行規則	金融庁	第130条第3項	臨時休業をする際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	50	信用金庫法施行規則	金融庁	第151条第2項	信用金庫代理業務を行う場合の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	51	信用金庫法施行規則	金融庁	第160条の2第3項	休日の承認を受けた際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	52	信用金庫法施行規則	金融庁	第161条第4項及び第6項	業務取扱時間を変更する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	53	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第42条第3項	金銭債権等の商品を取り扱う場合等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	54	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第65条第3項	休日の承認を受けた際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	55	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第66条第4項	業務取扱時間を変更する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	56	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第67条第3項	臨時休業をする際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	57	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第91条第2項	信用共同組合代理行為を行う際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	58	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第100条の2第3項	休日の承認を受けた際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	59	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第101条の第4項及び第6項	業務取扱時間を変更する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	60	保険業法施行規則	金融庁	第53条の2第3項	金銭債権等の商品を取り扱う場合等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	61	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	金融庁	第134条第1項第2号	投資法人における払込金額の掲示（公示）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	62	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第124条第2項	最良執行方針等の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	63	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第146条の４第3項	賠号資産関連行為に関する説明時の必要事項掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第50号。令和５年６月１日施行）により、書面掲示規制を削除した。			
別表２	64	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第281条の3第3項	賠号資産関連行為に関する説明時の必要事項掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第50号。令和５年６月１日施行）により、書面掲示規制を削除した。			
別表２	65	前払式支払手段に関する内閣府令	金融庁	第41条第3項	保有者に対する前払式支払手段の払戻しをしようとする場合の必要情報掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	66	賠号資産交換業者に関する内閣府令	金融庁	第21条第3項	賠号資産交換業者における必要事項掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一金融庁１	省令改正	完了済み	前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第50号。令和５年６月１日施行）により、書面掲示規制を削除した。			
別表２	98	文化財保護法	文部科学省	第109条第4項	所有者への史跡名勝天然記念物の指定通知方法（史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示）	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		官報の電子化によって見直すところ、官報の発行に関する法律の施行が未了のため。	令和７年５月	官報の電子化に係る制度の施行をもって見直し完了となるため。
別表２	99	文化財保護法	文部科学省	第133条	所有者への登録記念物の指定通知方法（登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示）	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通４	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		官報の電子化によって見直すところ、官報の発行に関する法律の施行が未了のため。	令和７年５月	官報の電子化に係る制度の施行をもって見直し完了となるため。
別表２	108	行旅病人及行旅死亡人取扱法	厚生労働省	第5条	行旅死亡人の状況・遺留物件等告示方法（公署の掲示場に告示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通１	法律改正	完了済み	行旅病人及行旅死亡人取扱法の改正（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年６月16日公布））等により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表２	111	健康保険法施行規則	厚生労働省	第75条	必要情報の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通３	省令改正	完了済み	「健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第34号）において、ウェブサイトに掲示する旨明確化した。			
別表２	116	生活保護法施行規則	厚生労働省	第13条	指定医療機関の標示掲示義務	書面掲示	2-2①②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣一共通３	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月及び９月、生活保護法施行規則第13条に係る掲示義務に関し、通知発出によりデジタル技術の活用について明確化した。			
別表２	118	保険医療機関及び保険医療養担当規則	厚生労働省	第2条の6	保険医療機関における生活療養等の内容	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通３	省令改正	完了済み	「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第35号）において、ウェブサイトに掲示する旨明確化した。			
別表２	119	保険医療機関及び保険医療養担当規則	厚生労働省	第5条の3第4項	食事療養の内容等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通３	省令改正	完了済み	「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第35号）において、ウェブサイトに掲示する旨明確化した。			
別表２	121	保険医療機関及び保険医療養担当規則	厚生労働省	第5条の4第2項	評価療養等の内容等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通３	省令改正	完了済み	「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第35号）において、ウェブサイトに掲示する旨明確化した。			
別表２	122	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	厚生労働省	第2条の4	保険薬局における必要事項掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通３	省令改正	完了済み	「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第35号）において、ウェブサイトに掲示する旨明確化した。			
別表２	140	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	厚生労働省	第24条	利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通３	省令改正	完了済み	「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第35号）において、ウェブサイトに掲示する旨明確化した。			
別表２	156	農業協同組合法施行規則	農林水産省	第25条第3項	金銭債権等を取り扱う場合の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通１	省令改正	完了済み	農業協同組合法施行規則の改正（農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年４月１日施行））により、インターネット公表を基本とするための見直しを行った。			
別表２	164	建築基準法	国土交通省	第77条の28	指定区分等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通１	法律改正	完了済み	令和６年４月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行により、指定確認検査機関に対し、当該掲示と同様の事項についてインターネット上での閲覧を可能とすることが義務付けられた。			
別表２	165	建築基準法	国土交通省	第77条の35の13	業務区域等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣一共通１	法律改正	完了済み	令和６年４月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行により、指定確認検査機関に対し、当該掲示と同様の事項についてインターネット上での閲覧を可能とすることが義務付けられた。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表2	168	宅地建物取引業法	国土交通省	第50条第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2①②③	要法6	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省8	各示、通知、通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年9月、事務連絡（宅地建物取引業者による標識の掲示に関する取扱について）を発出し、標識の掲示について、宅地建物取引業者がウェブサイトを作成している場合は、事務所等における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示を推奨することとした。			
別表2	169	航空法	国土交通省	第107条	運賃及び料金等の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号、令和6年4月1日施行）により、航空法第107条の書面掲示義務について、併せて電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することとする見直しを行った。			
別表2	173	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第29条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通4	法律改正	完了済み	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和6年4月1日施行）及び砂利の採取計画等に関する規則第7条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表2	175	横立式宅地建物販売業法	国土交通省	第39条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省8	各示、通知、通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年8月、国土交通省のホームページ（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000037.html）において、 ・横立式宅地建物販売業法第39条の規定に基づき横立式宅地建物販売業者がその事務所ごとに掲げる標識については、現地における掲示に加え、原則としてインターネットにおいて掲示しなければならないこととなった点 ・しかし、横立式宅地建物販売業者については、平成29年に最後の業者が廃業して以降現在まで、業者が存在していない状況が続いているところ、今後新たに業者が現れた際に、国土交通省のホームページにて標識の掲載事項を公開する予定である点 を明記した。			
別表2	177	貨物利用運送事業法	国土交通省	第9条	事業種別等の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）の公布により、従来通りの営業所での掲示と併せて、自社HP上の掲示も義務付けた。			
別表2	178	貨物利用運送事業法	国土交通省	第27条	運賃等の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）の公布により、従来通りの営業所での掲示と併せて、自社HP上の掲示も義務付けた。			
別表2	179	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第17条	登録区分等の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	令和6年4月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行により、登録住宅性能評価機関に対し、当該掲示と同様の事項についてインターネット上での閲覧を可能とすることが義務付けられた。			
別表2	180	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第66条第4項	指定住宅紛争処理機関である旨の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	令和6年4月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行により、登録住宅性能評価機関に対し、当該掲示と同様の事項についてインターネット上での閲覧を可能とすることが義務付けられた。			
別表2	181	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第71条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2①②③	要法6	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省8	省令改正	完了済み	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の改正を含む、自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第58号）により、標識の記載事項からプライバシーに関する項目を削除した上で（令和6年6月30日施行）、施行通達により、標識の掲示について、事務所における掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を推奨することとした。また、令和6年6月、標識に記載する事項を国土交通省の運用する建設業者・宅建業者等企業情報検索システムに掲載する旨の事務規定を制定した。			
別表2	182	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	国土交通省	第11条	料金の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）により、原則としてウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表2	183	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	国土交通省	第13条第1項	自動車運転代行業約款の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	令和6年4月、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）により、原則としてウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表2	185	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	国土交通省	第19条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2①②③	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省8	省令改正	完了済み	令和5年12月、「賃貸住宅管理業者による標識の掲示に関する取扱について」（令和5年12月5日付国不参第53号）の発出により、標識の掲示について、書面と併せてウェブサイトにおける掲示を推奨することとした。また、令和6年6月、標識に記載する事項を国土交通省の運用する建設業者・宅建業者等企業情報検索システムに掲載する旨の事務規定を制定した。			
別表2	186	特定多目的ダム法施行令	国土交通省	第18条	ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示を定めたもの	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	政令改正	完了済み	特定多目的ダム法第18条においては、第32条第1項に基づき、国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告によって一般に周知させなければならないとする旨を定めているところ、令和6年4月より、周知の方法として、立札による掲示に加え、情報通信技術を用いる方法を追加した。			
別表2	187	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令	国土交通省	第38条	監督処分に係る掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年8月、各都道府県等あてに通知を発出し、「法第20条第5項又は第39条第5項において、監督処分に係る災害防止措置を都道府県知事が自ら講ずる場合（行政代執行）は予め公告しなければならないこととされており、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第38条において、その公告の方法を「公報その他所定の手段により行う」ことなどと規定しているが、この「その他所定の手段」とは、インターネットによる公開等のデジタル技術を活用した手段をいう。」旨を技術的助言として通知した。			
別表2	201	道路運送車両法施行規則	国土交通省	第62条の2の2第1項第1号	作業料金の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省7	省令改正	完了済み	道路運送車両法施行規則の改正（自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（令和6年6月30日施行））により、自動車特定整備事業者の遵守事項としてウェブサイトへの料金掲載を定めた。			
別表2	211	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第5条第2項及び第4項	一般乗合旅客自動車運送事業者の掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省6	省令改正	完了済み	令和6年6月、「自動車登録番号表交付代行者規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第58号）の施行により、原則としてウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表2	212	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第6条第2項	運賃等公示事項の変更に係る掲示（公示）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省6	省令改正	完了済み	令和6年6月、「自動車登録番号表交付代行者規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第58号）の施行により、原則としてウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表2	213	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第7条第3項	事業休止時等の掲示（公示義務）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省6	省令改正	完了済み	令和6年6月、「自動車登録番号表交付代行者規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第58号）の施行により、原則としてウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表2	214	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第16条第1項	遅延時の原因掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省6	省令改正	完了済み	令和6年6月、「自動車登録番号表交付代行者規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第58号）の施行により、原則としてウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表2	215	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第17条	事故に関する掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省6	省令改正	完了済み	令和6年6月、「自動車登録番号表交付代行者規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第58号）の施行により、原則としてウェブサイトに掲載する見直しを行った。			
別表2	216	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第42条第1項から第4項	事業用自動車内への掲示義務	書面掲示	1-②	2-4②	要	令和6年度4月～6月	掲示一国土交通省6	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年8月、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連各示が公布され、当該省令等の施行に伴い、車内での乗務員等の氏名などの掲示義務が廃止されるとともに、その他の情報の掲示についても、アナログ手段に限定されたものではなく、デジタル手段による表示でも支障ない施旨を踏まえた改正がなされている。			
別表2	225	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	国土交通省	第102条	指定住宅紛争処理機関である旨の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通4	省令改正	完了済み	令和6年4月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（令和6年国土交通省令第2号）の施行により、登録住宅性能評価機関に対し、当該掲示と同様の事項についてインターネット上での閲覧を可能とすることが義務付けられた。			
別表2	236	温泉法	環境省	第18条第1項	温泉の成分等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一環境省2	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和6年6月24日付け環自整発第2406242号））の発出により、温泉法第18条に基づく施設の見やすい場所への掲示とともに、掲示内容をインターネット等により公開することを基本とするための見直しを行った。			
別表2	237	温泉法	環境省	第24条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一環境省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和6年6月24日付け環自整発第2406242号））の発出により、温泉法第24条に基づく公衆の見やすい場所への掲示とともに、掲示内容をインターネット等により公開することを基本とすることや、掲示に係る登録や通知に関する手続きのデジタル化も含めた一連の見直しを行った。			
別表2	239	動物の愛護及び管理に関する法律	環境省	第18条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一環境省2	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		自治体や関係団体に通知するにあたって、動物愛護管理行政に係るアナログ規制関連の見直しは一括で対応することが望ましく、自治体に一括見直しに係る通知案の意見照会をしたところ、想定より多くの意見が提出され、調整に時間を要しているため。	令和6年9月	自治体への再確認が必要なため
別表2	241	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境省	第48条の2第5項	保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等のための立ち入り通知の公示方法（土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通4	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		当該箇所の改正に向けて作業を進めていたが、官報電子化の関連法において措置を検討することとなったため。	令和7年5月	検討の結果、官報電子化の関連法での措置ではなく、事務連絡等の発出によって措置することとなったため。
別表2	242	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	環境省	第7条	第一種動物取扱業者における標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一環境省2	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		自治体や関係団体に通知するにあたって、動物愛護管理行政に係るアナログ規制関連の見直しは一括で対応することが望ましく、自治体に一括見直しに係る通知案の意見照会をしたところ、想定より多くの意見が提出され、調整に時間を要しているため。	令和6年9月	自治体への再確認が必要なため
別表2	245	確定拠出年金法	厚生労働省 金融庁	第94条第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度4月～6月	掲示一共通1	法律改正	完了済み	令和5年6月、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）を公布し、確定拠出年金運営管理機関の標識の掲示について、営業所ごとに掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供さなければならないこととした。			
別表2	246	株式会社商工組合中央金庫法	経済産業省 金融庁 財務省	第32条第1項	臨時休業時等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一経済産業省3	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月1日付け事務連絡「デジタル原則を踏まえた株式会社商工組合中央金庫法の運用について」において、ホームページ上に掲載する旨通知した。			
別表2	247	株式会社商工組合中央金庫法施行令	経済産業省 財務省 金融庁	第12条第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和6年度4月～6月	掲示一経済産業省3	政令改正	完了済み	株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第381号）により改正し、ウェブサイトに掲載する方法を追加した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを妥当とするもデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	250	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省 金融庁 財務省	第5条第6号	商工組合中央金庫の名称等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一経済産業省３	省令改正	完了済み	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（令和６年内閣府・財務省・経済産業省令第４号）により改正し、ウェブサイトに掲載する方法を追加した。			
別表２	251	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省 金融庁 財務省	第15条第3項及び第4項	金銭債権等の商品を取り扱う場合の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一経済産業省３	省令改正	完了済み	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（令和５年内閣府・財務省・経済産業省令第３号）により改正し、ウェブサイトに掲載する方法を追加した。			
別表２	252	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省 金融庁 財務省	第66条第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一経済産業省３	省令改正	完了済み	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（令和５年内閣府・財務省・経済産業省令第３号）により改正し、ウェブサイトに掲載する方法を追加した。			
別表２	253	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省 金融庁 財務省	第67条第4項	営業時間を変更する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一経済産業省３	省令改正	完了済み	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（令和５年内閣府・財務省・経済産業省令第３号）により改正し、ウェブサイトに掲載する方法を追加した。			
別表２	254	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省 金融庁 財務省	第68条第3項	臨時休業する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一経済産業省３	省令改正	完了済み	法律の委任範囲を超えることから、令和6年4月1日付け事務連絡「デジタル原則を踏まえた株式会社商工組合中央金庫法の運用について」において、ホームページ上に掲載する旨通知した。			
別表２	257	自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令	国土交通省 金融庁	第12条	指定紛争処理機関である旨の掲示	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通4	省令改正	完了済み	自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通省令第一号）により、ウェブサイトへの掲載を義務付ける見直しを行った（令和６年４月１日施行）。			
別表２	258	自動車損害賠償保障法	国土交通省 金融庁	第23条の5第5項	指定紛争処理機関である旨の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号。）により対応済み（令和６年４月１日施行）。			
別表２	260	住宅宿泊事業法	国土交通省 厚生労働省	第39条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2①②③	要	令和６年度４月～６月	閣市一国土交通省８	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年11月、「住宅宿泊事業法による標識の掲示に関する取扱について」（令和5年11月14日国不参第51号）の発出により、標識の掲示について、書面と併せてウェブサイトにおける掲示を服要することとした。			
別表２	268	不動産特定共同事業法	国土交通省 金融庁	第16条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2①②③	要	令和６年度４月～６月	閣市一国土交通省８	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	標識について、国土交通省ウェブサイトにおいて公表する旨を令和６年６月28日付で通達した。（「宅地建物取引業者等の標識に記載される事項のインターネットでの公開について」）			
別表２	269	労働金庫法施行令	金融庁 厚生労働省	第6条第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	政令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和６年４月１日施行）及び労働金庫法施行規則第110条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	270	労働金庫法施行令	金融庁 厚生労働省	第7条の2第3項	休日の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	政令改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和６年４月１日施行）及び労働金庫法施行規則第142条の２により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	271	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第87条第3項	労働金庫が取り扱う金銭債権等商品に関する掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	労働金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府・厚生労働省令第５号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	272	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第110条第3項	休日の承認を受けた際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	労働金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府・厚生労働省令第５号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	273	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第111条第4項	業務取扱時間を変更する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	労働金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府・厚生労働省令第５号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	274	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第112条第3項	臨時休業する際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	労働金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府・厚生労働省令第５号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	275	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第113条第2項	労働金庫代理業者の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	労働金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府・厚生労働省令第５号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	276	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第142条の2第3項	特定労働金庫代理業者の休日に係る掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	労働金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府・厚生労働省令第５号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表２	277	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第143条第4項及び第6項	特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	労働金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府・厚生労働省令第５号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	8	金融サービスの提供に関する法律施行令	金融庁	第14条第1項	金融商品販売業者等の勧誘方針の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	政令改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	9	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令	金融庁	第50条第3項	信託契約等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	10	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令	金融庁	第72条第1項	特定投資家の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示のほか、ウェブサイトにおける掲載に努めるよう金融サービス仲介業者に対し周知を行った。			
新規	11	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令	金融庁	第78条第1項	特定投資家の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示のほか、ウェブサイトにおける掲載に努めるよう金融サービス仲介業者に対し周知を行った。			
新規	12	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令	金融庁	第128条第5項	貸付条件の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	13	資金移動業者に関する内閣府令	金融庁	第38条第4項	資金移動業者の廃止の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	14	簡易資産交換業者に関する内閣府令	金融庁	第40条第4項	簡易資産交換業者の廃止の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	15	貸金業法施行規則	金融庁	第20条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	16	銀行法施行規則	金融庁	第34条の63第1項	商号等の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一金融庁１	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	18	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	消費者庁	第74条第2項	特定適格消費者団体である旨の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）により、書面掲示に加えてウェブサイト掲載する見直しを行った。			
新規	29	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	法務省	第11条第2項	手続内容等の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣市一法務省２	法律改正	完了済み	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の改正（令和５年７月２８日施行分）、「法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」の改正（令和６年６月１日施行）及び認証紛争解決事業者向けの通知文書の発出により、認証の申請から手続内容等の掲示又は公表に至るまでのプロセスについてデジタルによることを基本とするための一連の見直しを行った。			
新規	41	森林法	農林水産省	第30条	保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等の方法（市町村の事務所に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令第８条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	42	森林法	農林水産省	第30条の2	保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等の方法（市町村の事務所に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令第８条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	43	森林法	農林水産省	第33条の3	保安林の指定施業要件の変更の通知等の方法（市町村の事務所に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	法律改正	完了済み	森林法第30条及び第30条の２の準用により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	44	森林法	農林水産省	第44条	保安施設地区の指定及び保安施設地区に係る指定施業要件の変更に関する通知等の方法（市町村の事務所に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	法律改正	完了済み	森林法第30条の準用により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	81	株式会社商工組合中央金庫法	経済産業省	第76条第1項第2号	臨時休業時等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一経済産業省３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月1日付け事務連絡「デジタル原則を踏まえた株式会社商工組合中央金庫法の運用について」において、ホームページ上に掲載する旨通知した。			
新規	82	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	第44条第1項	特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の原則の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一経済産業省３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月1日付け事務連絡「デジタル原則を踏まえた株式会社商工組合中央金庫法の運用について」において、ホームページ上に掲載する旨通知した。			
新規	83	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則	経済産業省	第49条第1項	特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の原則の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一経済産業省３	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年4月1日付け事務連絡「デジタル原則を踏まえた株式会社商工組合中央金庫法の運用について」において、ホームページ上に掲載する旨通知した。			
新規	96	港湾運送事業法	国土交通省	第22条の4	港湾運送関連事業者の料金の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号、令和６年４月１日施行）及びデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（令和６年国土交通省令第２号、令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	97	港湾運送事業法	国土交通省	第33条の2第2項	指定区間においてする内航運送の料金の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第63号、令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	103	河川法施行令	国土交通省	第31条	ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	政令改正	完了済み	ダムを設置する者が行う危害防止のための一般への周知方法に関し、令和6年4月改正によって新たに義務づけられた周知の方法として、立札による掲示に加え、情報通信技術を用いる方法を追加した。（施行令第31条）			
新規	104	河川法施行規則	国土交通省	第26条	ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣市一共通1	各省、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	ダムを設置する者が行う危害防止のための一般への周知の方法に関し、令和6年4月改正政令によって新たに義務付けられた自動公衆送信による公衆の閲覧について、ダムを設置する者のウェブサイトに掲載することにより行うものとする（第26条第３項）ほか、一般への周知を行う事項について定めた（同条第１項）。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	105	特定多目的ダム法施行規則	国土交通省	第8条	ダムの放流に際し、危害防止のために現地に立札による掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事が行う危害防止のための一般への周知の方法に関し、令和6年4月改正法令によって新たに義務付けられた自動公表送信による公表の閲覧について、国土交通省又は多目的ダムを管理する都道府県知事の統括する都道府県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする（第８条第３項）ほか、一般への周知を行う事項について定めた（同条第１項）。			
新規	106	独立行政法人水資源機構法施行令	国土交通省	第17条	放流等による危害防止のための掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	政令改正	完了済み	独立行政法人水資源機構は、操作を行う水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公表送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（令和六年四月一日から施行）			
新規	114	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	農林水産省 環境省	第13条第5項	防除の実施に係る特定外来生物の捕獲等のための立ち入り通知の掲示（公示）義務（土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通4	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		官報の電子化によって見直すところ、官報の発行に関する法律の施行が未了のため。	令和７年５月	官報の電子化に係る法制度の施行をもって見直し完了となるため。
新規	116	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第240条の9第1項、第2項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）並びに商品先物取引法施行規則第126条の6第２項及び様式第13号の改正（令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	117	使用済自動車の再資源化等に関する法律	経済産業省 環境省	第59条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通4	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第54条の改正により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	118	使用済自動車の再資源化等に関する法律	経済産業省 環境省	第72条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通4	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第65条の改正により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	119	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	国土交通省 厚生労働省	第19条	登録事項の掲示義務	書面掲示	2-2①②③	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一国土交通省・厚生労働省1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づく登録簿の閲覧、報告徴収及び公示のオンライン化について（通知）」（令和６年５月24日付老高発0524第１号・国住心第46号）等の発出により、登録事項の公示についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を基本とする旨を明確化した。			
新規	120	信用金庫法	金融庁	第89条第1項	臨時休業時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第130条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	121	信用金庫法	金融庁	第89条第1項	営業等の認可内容等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第137条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	122	信用金庫法	金融庁	第89条第3項	商号変更などの届出内容の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第137条の４により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	123	信用金庫法	金融庁	第89条第3項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第137条の５により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	124	信用金庫法	金融庁	第89条第5項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第146条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	125	信用金庫法	金融庁	第89条第5項	臨時休業時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第162条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	126	信用金庫法	金融庁	第89条第5項	受理通知内容の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び信用金庫法施行規則第163条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	127	信用金庫法施行規則	金融庁	第169条第1項第6号	所属信用金庫による信用金庫代理業者に商号等を掲示させるための措置	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一金融庁1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	128	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条第1項	臨時休業時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第67条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	129	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条第1項	営業等の認可内容等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第74条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	130	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5第1項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第86条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	131	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5第1項	臨時休業時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第102条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	132	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5第1項	受理通知内容の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第103条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	133	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第109条第1項第6号	所属信用協同組合による信用協同組合代理業者に商号等を掲示させるための措置	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一金融庁1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	134	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第94条第1項	臨時休業時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び労働金庫法施行規則第112条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	135	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第94条第1項	営業等の認可内容等の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び労働金庫法施行規則第119条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	136	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第94条第3項	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び労働金庫法施行規則第128条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	137	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第94条第3項	臨時休業時の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び労働金庫法施行規則第144条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	138	労働金庫法	金融庁 厚生労働省	第94条第3項	受理通知内容の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び労働金庫法施行規則第145条により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	139	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第151条第1項第6号	所属労働金庫による労働金庫代理業者に商号等を掲示させるための措置	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一金融庁1	省令改正	完了済み	労働金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府・厚生労働省令第５号。令和６年４月１日施行）により、原則としてウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	140	銀行法	金融庁	第52条の60の9第1項	標識の掲示	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一金融庁1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	141	銀行法	金融庁	第52条の60の36第3項	電子決済等取扱業の廃止等をしようとする際の掲示	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一金融庁1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	142	信用金庫法	金融庁	第89条第７項	標識の掲示	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一金融庁1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	143	信用金庫法	金融庁	第89条第７項	電子決済等取扱業の廃止等をしようとする際の掲示	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	144	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5	標識の掲示	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一金融庁1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	145	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5	電子決済等取扱業の廃止等をしようとする際の掲示	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	146	資金決済に関する法律	金融庁	第62条の25第3項	電子決済手段等取引業の廃止をしようとする際の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一金融庁1	省令改正	完了済み	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第19号。令和６年４月１日施行）により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
新規	148	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	第197条第3項	営業等の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	事務連絡「商品先物取引法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて（令和5年9月29日）」のウェブサイト掲載により、手続の原則デジタル化を明確化する趣旨の見直しを行った。 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/houre i.html 経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/b0001.html			
新規	149	港湾法	国土交通省	第50条の19第3項	官民連携国際旅客船受入促進協定の写しの閲覧	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	通知発出	完了済み	「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」（令和６年３月２９日付国港審第１９０号）の発出により、掲示・公示に至るまでのプロセスについてデジタルにすることを基本とするための一連の見直しを行った。			
新規	150	道路法	国土交通省	第48条の29の6第3項	協定を閲覧に供している旨の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閣示一共通1	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月14日付国道政第16号、国道利第13号、国道評第45号）の発出により、道路管理者が行う災害応急対策施設管理協定を閲覧に供している旨の掲示については、現行の手法と併せてインターネットによる公開等のデジタル技術を活用した方法により実施する旨を通知した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	153	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	消費者庁	第101条第2項	消費者団体訴訟等支援法人である旨の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣ホ一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）により、書面掲示に加えてウェブサイト掲載する見直しを行った。			
新規	154	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律	厚生労働省	第7条	標識の掲示	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和６年度４月～６月	閣ホ一共通1	法律改正	完了済み	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則第14条により、ウェブサイト掲載をする見直しを行った。			
別表１	5	特定非営利活動促進法	内閣府	第28条第3項	事業報告書等の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一内閣府２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらため周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
別表１	6	特定非営利活動促進法	内閣府	第30条	事業報告書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一内閣府２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらため周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
別表１	7	特定非営利活動促進法	内閣府	第45条第1項第5号	認定の基準としての定款等の閲覧請求時の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一内閣府２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらため周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
別表１	8	特定非営利活動促進法	内閣府	第52条第4項	事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一内閣府２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらため周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
別表１	9	特定非営利活動促進法	内閣府	第54条第4項	認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一内閣府２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらため周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
別表１	10	特定非営利活動促進法	内閣府	第56条	役員報酬規定等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一内閣府２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらため周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
別表１	13	特定非営利活動促進法	内閣府	第62条	特例認定特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一内閣府２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらため周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
別表１	26	簡号資産交換業者に関する内閣府令	金融庁	第8条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	34	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の5の9第3項	登録の申請等に関する届出の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年９月、金融庁ホームページの信用金庫電子決済等代行業者等届出一覧（URL：https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shinkindendai.pdf）において、根拠規定を明記した。			
別表１	35	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第14条第3項	金融サービス仲介業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	36	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第18条第5項	電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者に係る名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	38	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	第5条第3項	特定金融会社等登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	39	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則	金融庁	第7条	特定金融会社等登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	58	銀行法	金融庁	第52条の50第2項	銀行代理業者の報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	59	銀行法	金融庁	第52条の61の4	電子決済等代行業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	60	資金移動業者に関する内閣府令	金融庁	第8条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	61	資金決済に関する法律	金融庁	第9条第3項	第三者型発行者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	62	資金決済に関する法律	金融庁	第8条	自家型発行者名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	63	資金決済に関する法律	金融庁	第39条第3項	資金移動業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	64	資金決済に関する法律	金融庁	第63条の4第1項	簡号資産交換業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	66	信託業法	金融庁	第77条第2項	信託契約代理業務に関する報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	67	信託業法施行規則	金融庁	第15条第1項	管理型信託会社登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	68	信託業法施行規則	金融庁	第51条の6	自己信託登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	69	信託業法施行規則	金融庁	第53条第3項	管理型信託会社登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	70	信託業法施行規則	金融庁	第59条	管理型外国信託会社登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	71	信託業法施行規則	金融庁	第73条	管理型契約代理店登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	72	前払式支払手段に関する内閣府令	金融庁	第13条	名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閣覧縦覧一共通２	各ホ、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閣覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、実文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表1	73	前払式支払手段に関する内閣府令	金融庁	第18条	登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通2	各示、通知・通達等 の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧～金融庁1」の条項（金融商品取引法第164条第7項（別表2の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和6年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※6月27日～7月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表1	74	貸金業法	金融庁	第9条	貸金業者登録簿の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通2	各示、通知・通達等 の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧～金融庁1」の条項（金融商品取引法第164条第7項（別表2の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和6年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※6月27日～7月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表1	85	保険業法	金融庁	第288条第3項	保険仲立人登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通2	各示、通知・通達等 の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧～金融庁1」の条項（金融商品取引法第164条第7項（別表2の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和6年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※6月27日～7月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表1	87	保険業法施行規則	金融庁	第211条の7	少額短期保険業者登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通2	各示、通知・通達等 の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧～金融庁1」の条項（金融商品取引法第164条第7項（別表2の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和6年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※6月27日～7月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表1	88	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	金融庁	第8条第1項	届出書等の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通2	各示、通知・通達等 の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧～金融庁1」の条項（金融商品取引法第164条第7項（別表2の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和6年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※6月27日～7月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表1	97	福島復興再生特別措置法	復興庁	第68条第3項	地熱資源開発計画の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通3	各示、通知・通達等 の発出又は改正	未了		当初は各示通知通達等で対応予定であったが、庁令の制定が必要となり、時間を要するため。	令和6年9月	庁令の制定のため、パブリックコメントの対応等に時間を要するため。
別表1	106	電波法	総務省	第93条第3項	審理官の調書及び意見書の謄本の閲覧への供与	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通3	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成6年郵政省令第68号）」を改正し、調書及び意見書（以下「調書等」という。）の謄本を公衆の閲覧に供するほか、調書等を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することができることとした。併せて、電波監理審議会において、「電波監理審議会の議事の公表について（電波監理審議会決定第3号）」を改正し、調書等は総務省ホームページに掲載することにより公表するものとした。			
別表1	148	公証人法	法務省	第44条	公証人証書の原本の閲覧	仕訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 法務省1	各示、通知・通達等 の発出又は改正	未了		左記に定める閲覧手続については、インターネットや電子メールの活用など、手続のデジタル化を内容とする通知の発出により見直し完了となるところ、通知の発出時期を関係団体との調整・事務混乱防止の観点から、アナログ規制見直しの一連の対応として書面掲示別表1 No.64、65及び定期検査別表1 No.72「公証人法施行規則」の見直し完了時期と合わせる必要があるため。	令和6年9月	書面掲示別表1 No.64、65及び定期検査別表1 No.72の見直しは省令改正により行うものであり、改正省令の公布・施行及び施行通達の発出が令和6年9月中となるため。
別表1	173	社会保険審査官及び社会保険審査会法	厚生労働省	第11条の3	財務諸表等の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 厚生労働省1	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年8月、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/06.html）において、令和7年度中にインターネットを活用した閲覧申請を実施する予定であることを明示した。			
別表1	174	社会保険審査官及び社会保険審査会法	厚生労働省	第41条	調書の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 厚生労働省1	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年8月、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/06.html）において、令和7年度中にインターネットを活用した閲覧申請を実施する予定であることを明示した。			
別表1	179	雇用保険法施行規則	厚生労働省	第101条の2の2第2項	教育訓練給付指定講座の帳簿の閲覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通3	省令改正	完了済み	家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第101号）により雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の2を改正し、帳簿の作成・公表に関する規定について、インターネットを利用した方法によることとする見直しを行った（令和6年6月28日施行）。			
別表1	276	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	第3条の2第3項	液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左掲の適用については、閲覧の申請及び閲覧については、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-01.pdf			
別表1	277	回路配置利用権等の登録に関する省令	経済産業省	第37条	謄本等の閲覧等	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省2	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	該当する団体に対し、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」（令和6年7月25日付事務連絡）を発出し、財務諸表等の閲覧についてはインターネットや電子メールの活用など、手続のデジタル化を原則とする旨を明示した。			
別表1	278	高圧ガス保安法	経済産業省	第49条の20	容器等製造業者登録簿の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める仕訪閲覧について、閲覧の請求及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表1	279	高圧ガス保安法	経済産業省	第49条の31第2項	外国容器等製造業者登録簿の閲覧請求	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める仕訪閲覧について、閲覧の請求及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表1	280	高圧ガス保安法	経済産業省	第56条の6の21	特定設備製造業者登録簿の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める仕訪閲覧について、閲覧の請求及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表1	281	高圧ガス保安法	経済産業省	第56条の6の22第2項	外国特定設備製造業者登録簿の閲覧の請求	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める仕訪閲覧について、閲覧の請求及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表1	297	砂利の採取計画等に関する規則	経済産業省 国土交通省	第33条	事業の記録の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省3	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、インターネットや電子メールの活用など、手続きのデジタル化を基本とする旨を明示した。			
別表1	313	電気工事業の業務の適正化に関する法律	経済産業省	第16条	登録簿の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省3	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年7月に「デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について」 <https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/digitalgensoku-denryokuanzen.pdf>をホームページで周知し、左掲の内規の適用については、兼任を必ずしも妨げるものではなく、閲覧者は、希望に応じてデジタル閲覧とアナログ閲覧を選択可能である旨の明確化を行った。			
別表1	321	採石法施行規則	経済産業省	第21条	意見聴取会事業の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省1	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年3月、「採石法等に関するデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」（令和6年3月29日付事務連絡）の発出により、インターネットや電子メールの活用など、手続きのデジタル化を基本とする旨を明示した。			
別表1	324	工業用水道事業法施行規則	経済産業省	第21条	調書の閲覧	仕訪閲覧	1-②	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立入及び立入検査の実施並びに調書の閲覧に係るデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年6月28日付け事務連絡）の発出により、意見聴取会の終了後遅滞なく作成される調書の閲覧について、閲覧者はデジタル技術を活用した閲覧を選択することが可能である旨を明示した。 https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/kougyouyousui/R6_digital_kousuijigyouhou_sekoukisoku.pdf			
別表1	329	高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	経済産業省	第9条	記録の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日「デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左記で定める仕訪閲覧について、閲覧の請求及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240628_koatsu-desitaltsuti.pdf			
別表1	330	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	経済産業省	第9条	記録の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 経済産業省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月に「デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について」をホームページで周知し、左掲の適用については、閲覧の申請及び閲覧については、オンライン上で行うことを基本とすることを推奨する旨の明確化を行った。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-01.pdf			
別表1	393	貨物利用運送事業法	国土交通省	第5条第3項	第1種登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 国土交通省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）（令和6年8月30日付国貨第284号）」を発出し、原則、オンライン上又は電子メールにて閲覧に供する旨の通知を行った。			
別表1	394	貨物利用運送事業法	国土交通省	第37条第3項	外国人国際第1種貨物利用運送事業の登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 国土交通省4	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）（令和6年8月30日付国貨第284号）」を発出し、原則、オンライン上又は電子メールにて閲覧に供する旨の通知を行った。			
別表1	395	海事代理士法	国土交通省	第14条	海事代理士名簿の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧～ 共通7	各示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和6年6月28日付け「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」により原則として電磁的記録をもって名簿を作成するとともに、当該電磁的記録を画面表示させる等デジタルによる閲覧を可能とした。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	396	海事代理士法施行規則	国土交通省	第9条	海事代理士名簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通７	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月 28 日付け「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」により原則として電磁的記録をもって 作成 を作成するとともに、当該電磁的記録を画面表示させる等デジタルによる閲覧を可能とした。			
別表１	397	海事代理士法施行規則	国土交通省	第19条	聴聞調書の閲覧の特例	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通７	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月 28 日付け「デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しを踏まえた対応について（通知）」により規則第十九条に基づく聴聞調書の閲覧について、原則として電磁的記録をもって聴聞調書を作成するとともに、当該電磁的記録を電子メールで送付する等デジタルによる閲覧を可能とした。			
別表１	449	倉庫業法	国土交通省	第5条第3項	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 4	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年7月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和6年7月31日付国土交通次214号）の発出により、原則、オンライン上又は電子メールにて閲覧に供する旨の通知を行った。			
別表１	465	都市公園法	国土交通省	第22条第2項	公園一体建物に関する協定締結の公示・写しの閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通１	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知を発出し、公園一体建物に関する協定締結の公示・写しの閲覧をインターネット等による公表も行う旨の周知を行った。			
別表１	513	測量法	国土交通省	第27条第3項	記録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 3	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	往訪のみで対応していた地図・空中写真の閲覧を、令和６年６月国土地理院HP（https://mapps.gsi.go.jp/）にて公開し、自宅等でオンライン閲覧が可能となる環境を整備した。			
別表１	514	測量法	国土交通省	第42条第1項	記録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 3	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	往訪のみで対応していた地図・空中写真の閲覧を、令和６年６月国土地理院HP（https://mapps.gsi.go.jp/）にて公開し、自宅等でオンライン閲覧が可能となる環境を整備した。			
別表１	516	旅行業法	国土交通省	第21条	登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 2	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、観光庁ホームページ（https://www.mlit.go.jp/kankocho/saisaku_seido/yokoguncho/index.html）において、第１種旅行業者の登録簿の公開を行った。また、令和６年６月27日付で事務連絡を発出し、都道府県登録の事業者に係る登録簿について、インターネット上での公開を振捉した。			
別表１	517	旅行業法	国土交通省	第39条	登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 2	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月27日付で事務連絡を発出し、都道府県登録の事業者に係る登録簿について、インターネット上での公開を振捉した。			
別表１	522	航空法	国土交通省	第8条の2	登録原簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 国土交通省 3	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月よりe-Govにて電子申請及び閲覧が可能となった旨を国土交通省HPに掲載した。 手数料納付についても同システムにて、令和６年中にオンライン納付の利用を開始予定。			
別表１	523	内航海運組合法	国土交通省	第37条第4項	定款等の備置き閲覧	往訪閲覧	1-①	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通５	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第205号）の発出により、デジタル技術を活用した方法での実施を振捉する旨を明示した。			
別表１	560	温泉法	環境省	第23条	登録分析機関登録簿の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 環境省１	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、通知（「デジタル原則を踏まえた温泉法運用の合理化及び解釈の明確化等について」（令和６年６月24日付環自整発第2406242号））の発出により、温泉法第23条に基づき一般の閲覧に供するとともに、登録情報をインターネット等により公開することを基本とするための見直しを行った。			
別表１	601	火薬類取締法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則	経済産業省 国土交通省	第9条	記録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 経済産業省 2	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	デジタルの活用についての解釈通知を対外的に経産省HP で公表し、閲覧者の求めに応じ個別にオンライン上での情報提供を行う等のデジタル技術の活用を振捉した。 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/digital/20240628.pdf			
別表１	602	許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則	法務省 経済産業省	第10条	調書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3②	2-3① 2-3②	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通１	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	工程表策定時にはPhase３での見直しを目指し、技術を探求したが、現時点においてデジタル手法を用いた閲覧を行う際の、他者による無断閲覧や偽等を防ぐ技術が確立されていないため現行Phaseをもって見直し完了済みとする。ただし、今後もデジタル原則に照らして技術を探求し、不断に見直しを実施することとする。			
別表１	607	鉱害賠償供託金配当令施行規則	法務省 経済産業省	第8条	調書の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通１	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「鉱業法等におけるデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて」をホームページで周知し、五記で定める往訪閲覧については、個々の状況を勘案の上、活用が可能な分野については必要に応じてデジタル技術を活用することを振捉した。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/strategy/mining_act/analogminaoshi_kogyo.pdf			
別表１	641	鉄道抵当法	法務省 国土交通省	第38条第1項	鉄道抵当原簿等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通６	各官、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、「鉄道抵当原簿等の閲覧について（通知）」（令和６年６月28日付国鉄事第215 号）の発出により、第38条第１項（鉄道ノ抵当ニ関スル法律（明治42 年法律第28号）第１条において準用する場合を含む。）の規定に基づく鉄道抵当原簿等の閲覧について、オンライン会議システム上で実施することを基本とする旨を明示した。			
別表１	651	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第147条第5項	報告書のうち、顧客の保護に必要と認められる部分の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表１	652	労働金庫法施行規則	金融庁 厚生労働省	第152条の2の4第1項	労働金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	9	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第12条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	10	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第48条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	11	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第262条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	12	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第302条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	13	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第331条	登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	16	金融商品取引法	金融庁	第29条の３第2項	金融商品取引業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	17	金融商品取引法	金融庁	第33条の4第2項	金融機関登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	27	金融商品取引法	金融庁	第66条の3第2項	金融商品仲介業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	30	金融商品取引法	金融庁	第66条の29第2項	信用格付業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	31	金融商品取引法	金融庁	第66条の52第2項	高速取引行為者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 共通２	各官、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧一金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38参）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	38	金融商品取引法	金融庁	第164条第7項	利益関係者簿の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 金融庁１	法律改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	39	金融商品取引法	金融庁	第165条の2第12項	総合利益関係書類の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月～６月	閲覧縦覧一 金融庁１	法律改正	未了		金商法等改正法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日ー７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は３の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	52	公認会計士法	金融庁	第34条の26第3項	有限責任監査法人登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－金融庁１	法律改正	未了		金商法等改正法の対応とあわせての対応を行うことを予定していたが、金商法等改正法案の法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、改正法の対応と同様に、本件にかかる対応にもやむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日－７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	55	資産の流動化に関する法律	金融庁	第8条第1項	特定目的会社名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－金融庁１	法律改正	未了		金商法等改正法の対応とあわせての対応を行うことを予定していたが、金商法等改正法案の法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、改正法の対応と同様に、本件にかかる対応にもやむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、制度の並びの観点から、金商法等改正法と同様の見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日－７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	56	資産の流動化に関する法律施行規則	金融庁	第24条	特定目的会社名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－金融庁１	省令改正	未了		金商法等改正法の対応とあわせての対応を行うことを予定していたが、金商法等改正法案の法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、改正法の対応と同様に、本件にかかる対応にもやむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、制度の並びの観点から、金商法等改正法と同様の見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日－７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	79	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	金融庁	第217条	投資法人登録簿等の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－金融庁１	省令改正	未了		金商法等改正法の対応とあわせての対応を行うことを予定していたが、金商法等改正法案の法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、改正法の対応と同様に、本件にかかる対応にもやむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、制度の並びの観点から、金商法等改正法と同様の見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日－７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	113	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	金融庁	第32条	書類の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－金融庁１	省令改正	未了		金商法等改正法の対応とあわせての対応を行うことを予定していたが、金商法等改正法案の法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、改正法の対応と同様に、本件にかかる対応にもやむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、制度の並びの観点から、金商法等改正法と同様の見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日－７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	114	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	金融庁	第44条	書類の写しの縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－金融庁１	省令改正	未了		金商法等改正法の対応とあわせての対応を行うことを予定していたが、金商法等改正法案の法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、改正法の対応と同様に、本件にかかる対応にもやむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、制度の並びの観点から、金商法等改正法と同様の見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日－７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
別表２	115	公害紛争の処理手続等に関する規則	総務省	第64条第1項	あっせん・調停・仲裁に係る事件記録の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－共通８	省令改正	完了済み	省内の内規において、閲覧人が希望する場合には、インターネットを利用する方法により記録を閲覧することができる旨の改正を行った。			
別表２	116	公害紛争の処理手続等に関する規則	総務省	第64条第2項	裁定に係る事件記録の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－共通８	省令改正	完了済み	省内の内規において、閲覧人が希望する場合には、インターネットを利用する方法により記録を閲覧することができる旨の改正を行った。			
別表２	119	公害紛争処理法施行令	総務省	第15条の3	事件記録の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－共通８	省令改正	完了済み	都道府県に、閲覧人が希望する場合には、インターネットを利用する方法により記録を閲覧することが可能となる措置を講じるよう通知した。			
別表２	121	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律	総務省	第39条第2項	調書の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－共通８	省令改正	完了済み	省内の内規において、閲覧人が希望する場合には、インターネットを利用する方法により調書を閲覧することができる旨の改正を行った。			
別表２	154	商業登記法	法務省	第11条の2	登記簿の附属書類の閲覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－法務省４	省令改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、登記簿の附属書類の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
別表２	176	私立学校法	文部科学省	第62条第3項第2号	資料の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和6年6月14日付け6文科高第413号）の発出により、「資料の閲覧」について、オンライン上で行うことを基本とする旨を明示した。			
別表２	180	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令	厚生労働省	第12条	医療機器等総括製造販売責任者講習に係る登録講習機関の財務諸表等の備付け及び閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月１７日付けで「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応について（医薬機審発0617第３号）」を発出し、登録講習機関の財務諸表等の備付け及び閲覧について、Webサイト等において電磁的記録によりダウンロード可能な方法で掲載することとした。			
別表２	228	確定拠出年金法	厚生労働省	第67条第3項	個人型年金加入者等原簿等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3③	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた往訪閲覧縦覧規制におけるデジタル技術の活用について（周知）」（令和６年３月29日付け事務連絡）を発出し、個人型記録関連運営管理機関による個人型年金加入者等に関する帳簿の閲覧等について、電子メール等のデジタル技術を活用した方式によることが可能である旨を明示した。			
別表２	254	建築士法	国土交通省	第23条の9	建築士事務所登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－国土交通省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年６月、建築士法規則の改正（令和６年国土交通省令第63号）により、建築士事務所登録簿の閲覧について、共通システムを利用してインターネットで行えるよう措置した。			
別表２	257	宅地建物取引業法	国土交通省	第10条	宅地建物取引業者名簿等の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－国土交通省６	法律改正	未了		令和６年６月に改正法を公布したが、令和７年４月１日の施行により見直し完了となるため。	令和７年４月	第14次地方分権一括法において宅建業法第10条を改正し、令和７年４月１日に改正法が施行され、見直しが完了するため。また、同日以降に申請された情報から随時デジタル化を開始し、原則として令和12年４月までに全ての情報についてデジタル完結が達成される見込み。
別表２	259	宅地建物取引業法施行規則	国土交通省	第5条の2第2項	書類を閲覧に供するための宅地建物取引業者名簿等の閲覧所の設置	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－国土交通省６	省令改正	未了		「宅地建物取引業者名簿等の閲覧」に関する見直し（往訪閲覧縦覧257番）に伴って見直しを進める必要があるため。	令和７年４月	令和７年４月１日に見直しが完了する「宅地建物取引業者名簿等の閲覧」に関する見直し（往訪閲覧縦覧257番）に伴って見直しを進める必要があるため。
別表２	267	建築士法	国土交通省	第6条第2項	建築士名簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－国土交通省２	省令改正	完了済み	令和６年６月、建築士法規則の改正（令和６年国土交通省令第63号）により、建築士名簿の閲覧について、共通システムを利用してインターネットで行えるよう措置した。			
別表２	271	タクシー業務適正化特別措置法	国土交通省	第12条	原簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－共通６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和6年8月、「タクシー原簿の謄本の交付又は閲覧におけるデジタル技術の活用について」（令和6年8月8日付事務連絡）の発出により、デジタル完結を基本とする旨周知した。			
別表２	307	高齢者の居住の安定確保に関する法律	厚生労働省 国土交通省	第10条	登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－国土交通省・厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年５月、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づく登録簿の閲覧、報告徴収及び公示のオンライン化について（通知）」（令和６年５月24日付老高発0524第１号・国住心第46号）の発出により、登録簿の作成・閲覧についてデジタル技術を活用した方法により実施することを基本とする旨を明確化した。			
別表２	335	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則	金融庁 農林水産省	第11条第9項	報告書の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－共通３	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧縦覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。
新規	1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	内閣府	第127条第6項	移行法人への公益目的支出計画実施報告書の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	既に公益法人information上にて閲覧が可能となっている。加えて、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則」を改正（令和６年10月下旬予定）し通知を発出することで、行政庁における閲覧場所への公益informationの指定を推奨した。			
新規	2	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則	内閣府	第46条	法第127条第６項第2号に係る閲覧（移行法人の公益目的支出計画実施報告書の閲覧）の方法	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	既に公益法人information上にて閲覧が可能となっている。加えて、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則」を改正（令和６年10月下旬予定）し通知を発出することで、行政庁における閲覧場所への公益informationの指定を推奨した。			
新規	3	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	内閣府	第21条第4項	公益法人への財産目録等の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府３	法律改正	完了済み	これまで「閲覧又は謄写」として、往訪閲覧とされていたが、令和６年５月２２日に可決した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正により、財産目録等（役員等名簿又は社員名簿含む。）行政庁による「公表」とし、公益info上での公表を法令上に可能にした。（規則の改正は９月末を予定）			
新規	4	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	内閣府	第21条第5項	公益法人への役員等名簿又は社員名簿の閲覧請求	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府３	法律改正	完了済み	これまで「閲覧又は謄写」として、往訪閲覧とされていたが、令和６年５月２２日に可決した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正により、財産目録等（役員等名簿又は社員名簿含む。）行政庁による「公表」とし、公益info上での公表を法令上に可能にした。（規則の改正は９月末を予定）			
新規	5	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則	内閣府	第35条	法第21条第４項第２号に係る閲覧（公益法人の財産目録等の閲覧）の方法	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府３	法律改正	完了済み	これまで「閲覧又は謄写」として、往訪閲覧とされていたが、令和６年５月２２日に可決した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正により、財産目録等（役員等名簿又は社員名簿含む。）行政庁による「公表」とし、公益info上での公表を法令上に可能にした。（規則の改正は９月末を予定）			
新規	10	特定非営利活動促進法	内閣府	第51条第1項5号	認定更新基準の一つとして、市民から特定非営利活動法人に事業報告書等の閲覧請求があった場合、これを閲覧させる義務の遵守を定めるもの。 請求による事業報告書等の事務所での閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらためて周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
新規	11	特定非営利活動促進法	内閣府	第59条第1号	特例認定基準の一つとして、市民から特定非営利活動法人に、事業報告書等の閲覧請求があった場合、これを閲覧させる義務の遵守を定めるもの。	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらためて周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
新規	12	特定非営利活動促進法	内閣府	第63条5号	認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人が合併した場合の認定基準の一つとして、市民から特定非営利活動法人に、事業報告書等の閲覧請求があった場合、これを閲覧させる義務の遵守を準用することを定めるもの。	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらためて周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
新規	13	特定非営利活動促進法	内閣府	第67条第2項第2号	認定特定非営利活動法人等が役員報酬規程等を閲覧させる等の義務を遵守していないときの、所轄庁による認定等の取消を定めるもの。	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度 ４月－６月	閲覧縦覧－内閣府２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧縦覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらためて周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	14	特定非営利活動促進法	内閣府	第67条第3項	認定特定非営利活動法人等が役員報酬規程等を閲覧させる等の義務を遵守していないときの、所轄庁による認定等の取消を定めるもの。	仕訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－内閣府２	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和６年７月、「デジタル技術を活用した書類の閲覧規覧について」（令和６年７月12日付事務連絡）の発出により、書類を閲覧させる仕組みを既存のシステムに構築した旨あらためて周知し、デジタル原則に適合する手段による閲覧が可能であることを明確化した。			
新規	23	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	警察庁	第38条	意見聴取の公示に関する書類の閲覧	仕訪閲覧	1-①	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通３	省令改正	未了		当該規制は公示送達制度と関連し、公示送達関係の省令改正については、改正民訴法の規定とこれに基づき今後制定予定の最高裁規則の規定ぶりを踏まえて対応することとしているため。	令和８年５月（可能な限り早期の完了を目指す）	工程表において、公示送達制度の見直し完了時期が「令和８年５月（可能な限り早期の実現を目指す）」とされているため。
新規	29	貸金業法施行規則	金融庁	第9条	貸金業者登録簿の閲覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	61	保険業法	金融庁	第272条の3第2項	少額短期保険業者登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	69	保険業法	金融庁	第67条	利害関係を有する者による登記簿の付属書類の閲覧	仕訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－金融庁２	省令改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、登記簿の附属書類の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	71	保険業法	金融庁	第216条	外国相互会社における利害関係を有する者による登記簿の付属書類の閲覧	仕訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－金融庁２	省令改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、登記簿の附属書類の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	80	公認会計士法施行規則	金融庁	第63条	有限責任監査法人登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－金融庁１	法律改正	未了		金商法等改正法の対応とあわせての対応を行うことを予定していたが、金商法等改正法案の法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、改正法の対応と同様に、本件にかかる対応にもやむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	87	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	第189条第3項	投資法人登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－金融庁１	法律改正	未了		金商法等改正法の対応とあわせての対応を行うことを予定していたが、金商法等改正法案の法案が第211回通常国会で継続審査となり、第212回臨時国会での成立となったことにより、対応の開始時期が後ろ倒しとなったことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、改正法の対応と同様に、本件にかかる対応にもやむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、制度の並びの観点から、金商法等改正法と同様の見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	165	動産・債権譲渡登記令	法務省	第18条第1項	登記申請書等の閲覧	仕訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－法務省４	省令改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、登記申請書等の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	166	農業用動産抵当登記令	法務省	第17条第1項	登記簿の附属書類の閲覧	仕訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－法務省４	省令改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、登記簿の附属書類の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	168	不動産登記法	法務省	第121条第2項（工場抵当法第14条（鉱業抵当法第3条、漁業財団抵当法第5条、港湾運送事業法第26条において準用する場合も含む。）道路交通事業抵当法第8条、観光施設財団抵当法第第8条、立木二関スル法律第2条第1項、抵当証券法第41条、外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第8条において準用等する場合も含む。）	登記簿の附属書類の閲覧	仕訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－法務省４	省令改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、登記簿の附属書類の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	169	不動産登記法	法務省	第141条第1項	調書等の閲覧	仕訪閲覧	2-3①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－法務省４	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、調書等の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	170	不動産登記法	法務省	第149条第2項	筆界特定手続記録の閲覧	仕訪閲覧	2-3①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－法務省４	各示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、筆界特定手続記録の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	173	建設機械登記令	法務省	第14条第1項	登記簿の附属書類の閲覧	仕訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－法務省４	省令改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、登記簿の附属書類の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	174	船舶登記令	法務省	第34条第1項	登記簿の附属書類の閲覧	仕訪閲覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－法務省４	省令改正	完了済み	不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）により、令和６年６月２４日から、登記簿の附属書類の閲覧について、電子計算機を使用した閲覧（ウェブ会議サービス）ができる見直しを行った。			
新規	284	海上運送法施行規則	国土交通省	第21条の2	資率表の閲覧	仕訪閲覧	1-①	3-3	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通５	省令改正	完了済み	令和６年3月29日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえたデジタル技術の活用について（通知）」（令和６年３月29日付国海内第209号）の発出により、デジタル技術を活用した方法での実施を振興する旨を明示した。			
新規	327	不動産の鑑定評価に関する法律	国土交通省	第31条	不動産鑑定業者登録簿等の供覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－国土交通省５	省令改正	完了済み	令和５年12月及び令和６年２月、「不動産鑑定業者登録簿等の供覧に係るデジタル原則を踏まえた見直しについて」（令和５年12月25日付事務連絡、令和６年２月28日付事務連絡）の発出により、不動産鑑定業者登録簿等の供覧について、令和６年６月からオンライン上で可能とするための新システムの運用を開始した。			
新規	358	銀行法施行規則	金融庁	第34条の64の5	電子決済等代行業者登録簿の縦覧 (縦覧場所への仕訪が必要)	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	362	信用金庫法施行規則	金融庁	第170条の２の４	信用金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧 (縦覧場所への仕訪が必要)	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	365	協同組合による金融事業に関する法律施行規則	金融庁	第110条の20	信用協同組合電子決済等代行業者登録簿の縦覧 (縦覧場所への仕訪が必要)	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	384	銀行法施行規則	金融庁	第34条の59	直前事業年度に係る銀行代理業に関する報告書の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	402	銀行法	金融庁	第52条の60の８第2項	電子決済等代行業を営む電子決済等取扱業者の名簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	405	信用金庫法	金融庁	第85条の3の2	信用金庫電子決済等代行業を営む信用金庫電子決済等取扱業者の名簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	407	信用金庫法	金融庁	第89条第7項	信用金庫電子決済等取扱業者登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	409	協同組合による金融事業に関する法律	金融庁	第6条の4の4	信用協同組合電子決済等代行業を営む信用協同組合電子決済等取扱業者の名簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	413	資金決済に関する法律	金融庁	第62条の5第3項	登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。
新規	414	銀行法	金融庁	第52条の60の5第3項	電子決済等取扱業者登録簿の縦覧	仕訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和６年度４月～６月	閲覧規覧－共通２	各示、通知・通達等の発出又は改正	未了		「閲覧規覧－金融庁１」の条項（金融商品取引法第164条第７項（別表２の38番）等）の法令改正とあわせて運用上の対応を行うことを予定していたが、法案審査が遅れたことに加え、改正法の成立後も改正法の施行に伴う整備政令の審査過程において、条文の精査に時間を要したため、やむを得ず時間を要している。	令和６年12月	左記の理由により、改正法の施行に伴う整備政令の審査が遅れていることに鑑み（※）、同政令の審査が完了し、施行が完了する見込みの時期を見直し時期とすることが適当であるため。 ※６月27日～７月27日の期間でパブリックコメントを実施している。

※見直しを進める中での事実確認等の結果を踏まえ、「法令名」、「所管省庁名」、「条項」、「規制等の内容概要」、「見直しの概要」において記載を一部修正している。
※「見直し要否」が否（注）については、刑事訴訟法を準用する刑事手続について規定するものであり、別途、刑事手続の IT化に係る検討において、その見直しの要否が判断される。

FD等の記録媒体を指定する規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No	法令名	所管省庁	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	見直し要否 ※見直し「否」から、「オンライン手続等の規定の整備」に「●」のあるものは、既にオンライン手続等の規定が整備されていることを確認済	見直し方針 オンライン手続等の規定の整備	見直し方針 具体の記録媒体規定の見直し	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
241	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	デジタル庁	第9条第3項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	当該規定は戸籍法第119条の規定を引用しており、同条については令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
429	工場抵当法	法務省	第27条第1項第1号	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	国土交通省所管の小型船舶登録規則第10条において、小型船舶の登録原簿の調製の方法を定めているところ、国土交通省において、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化するため、令和６年４月、船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第56号）により、クラウドサービス等の利用などデジタル技術の進展を踏まえた適切な方法による調製を行うべき旨の規定を追加した。			
430	戸籍法	法務省	第118条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
431	戸籍法	法務省	第119条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
432	戸籍法	法務省	第119条第2項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
433	戸籍法	法務省	第119条の2第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
434	戸籍法	法務省	第120条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
435	戸籍法	法務省	第120条の2第1項（未施行）	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
436	戸籍法	法務省	第120条の3第1項（未施行）	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
437	戸籍法	法務省	第120条の4第2項（未施行）	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
438	戸籍法	法務省	第120条の7（未施行）	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
439	戸籍法	法務省	第120条の8（未施行）	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
440	戸籍法	法務省	第121条の3第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
445	商業登記法	法務省	第1条の2第1項第1号	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」をもって調製するものとすると定め、その旨を官報に掲載した。			
446	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	法務省	第7条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」をもって調製するものとすると定め、その旨を官報に掲載した。			
447	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	法務省	第8条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」をもって調製するものとすると定め、その旨を官報に掲載した。			
448	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	法務省	第12条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」をもって調製するものとすると定め、その旨を官報に掲載した。			
449	後見登記等に関する法律	法務省	第4条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令（令和６年法務省令第29号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による記録等の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
450	後見登記等に関する法律	法務省	第9条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令（令和６年法務省令第29号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による記録等の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
451	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	法務省	第2条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」をもって調製するものとすると定め、その旨を官報に掲載した。			
456	不動産登記法	法務省	第2条第1項第9号	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」をもって調製するものとすると定め、その旨を官報に掲載した。			
458	法務局における遺言書の保管等に関する法律	法務省	第7条第2項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」をもって調製するものとすると定め、その旨を官報に掲載した。			
469	供託規則	法務省	第4条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「磁気ディスク」と規定されていた部分を「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」と改め、その旨を官報に掲載した。			
470	供託規則	法務省	第10条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「磁気ディスク」と規定されていた部分を「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」と改め、その旨を官報に掲載した。			
471	供託規則	法務省	第13条の2第1項第2号	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「磁気ディスク」と規定されていた部分を「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」と改め、その旨を官報に掲載した。			
472	商業登記規則	法務省	第9条第6項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「磁気ディスク」と規定されていた部分を「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」と改め、その旨を官報に掲載した。			
473	商業登記規則	法務省	第33条の9	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第３２号）において、「磁気ディスク」と規定されていた部分を「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」と改め、その旨を官報に掲載した。			
533	戸籍法施行規則	法務省	第68条	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
534	戸籍法施行規則	法務省	第74条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
535	戸籍法施行規則	法務省	第75条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			

FD等の記録媒体を指定する規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No	法令名	所管省庁	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	見直し要否 ※見直し「否」かつ、「オンライン手続等の規定の整備」に「●」のあるものは、既にオンライン手続等の規定が整備されていることを確認済	見直し方針		見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
							オンライン手続等の規定の整備	具体の記録媒体規定の見直し								
536	戸籍法施行規則	法務省	第76条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
537	戸籍法施行規則	法務省	第79条の12第2項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
538	後見登記等に関する省令	法務省	第9条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	令和６年４月、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令（令和６年法務省令第29号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による記録等の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
614	予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令	財務省	第3条第1項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●						規定の内容を改めて整理・確認したところ、規定の見直しが必要との判断に至ったため、本省令（平成十五年財務省令第二十四号）において「光磁気ディスク」及び「光ディスク」と規定されていた部分を「電磁的記録媒体」と改める等し、その旨を官報に掲載した。			
788	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第117条第3項	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	登録認証機関が備えることとされている基準適合性認証に関する台帳の調製方法として、当該登録認証機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録する方法を規定する。			
1392	小型船舶の登録等に関する法律	国土交通省	第5条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	小型船舶登録規則第10条において、小型船舶の登録原簿の調製の方法を定めているところ、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化するため、令和６年４月、船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第56号）において、クラウドサービス等の利用などデジタル技術の進展を踏まえた適切な方法による調製を行うべき旨の規定を追加した。			
1393	小型船舶の登録等に関する法律	国土交通省	第14条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	小型船舶登録規則第10条において、小型船舶の登録原簿の調製の方法を定めているところ、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化するため、令和６年４月、船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第56号）において、クラウドサービス等の利用などデジタル技術の進展を踏まえた適切な方法による調製を行うべき旨の規定を追加した。			
1394	小型船舶登録令	国土交通省	第4条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	小型船舶登録規則第10条において、小型船舶の登録原簿の調製の方法を定めているところ、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化するため、令和６年４月、船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第56号）において、クラウドサービス等の利用などデジタル技術の進展を踏まえた適切な方法による調製を行うべき旨の規定を追加した。			
1395	船舶法施行細則	国土交通省	第17条の3第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	船舶法施行細則第17条の３第１項において、「磁気ディスク」による船舶原簿の調製の方法を定めているところ、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確化するため、令和６年４月、船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第56号）において、電子計算機に備えられたファイルをもって調製する方法を追加した。			
1761	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則	環境省	第11条第11項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	省令改正（令和６年３月22日施行）により、ａ－文書法第４条第１項の規定による電磁的記録の作成・保存を行う場合は、電子計算機に備えられたファイルのほか、電磁的記録媒体をもって調製する方法によることとした。			
1841	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第六十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第六十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令	経済産業省 環境省	第4条第1項第1号	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	省令改正（令和６年３月22日施行）により、ａ－文書法第４条第１項の規定による電磁的記録の作成・保存を行う場合は、電子計算機に備えられたファイルのほか、電磁的記録媒体をもって調製する方法によることとした。			
1864	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律	総務省 法務省	第2条第1項第1号	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	当該規定は戸籍法第120条第１項の規定を引用しており、同条については令和６年４月、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和６年法務省令第30号）により、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）による帳簿の調製について、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとする旨規定した。			
1869	使用済自動車の再資源化等に関する法律	経済産業省 環境省	第27条第1項	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条及び第5条の改正（令和6年6月28日公布及び施行）により、磁気ディスク以外の電磁的記録媒体を用いてよいことを明確化した。			
1882	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	第4条第1項第1号	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正	完了済み	省令改正（令和６年３月18日施行）により、民間事業者等が、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る保存等を電磁的記録を使用して行う場合は、電磁的記録媒体をもって調製する方法によることとした。			

※　「オンライン手続等の規定の整備」における「○」は今後整備を行うもの、「●」は既に整備がされているものを、「具体の記録媒体規定の見直し」における「○」は今後見直しを行うものを指す。

（その他の見直し）

その他　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題（要望等の概要）	見直し方針・時期	見直し完了時期	工程表	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
7	①雇用保険法 ②雇用保険法施行規則	厚生労働省	①第15条 ②第22条	デジタル完結・自動化原則をはじめとするデジタル原則等を踏まえ、失業認定関連手続の在り方について、対応の方向性の検討を行い、結論を得るべき。	失業認定に当たっては、原則４週間に１回の頻度でハローワークへの出頭が求められているが、離島に在住するなど、ハローワークに出向くことが大きな負担となっている方に対して、現行の市町村取次において遅くとも令和5年４月からオンラインを活用した取組を実施するとともに、その効果検証を行い、今後の対応の方向性について、できるだけ速やかに結論を得る。	令和６年度 ４月～６月	その他	完了済み	○令和５年１月から管轄ハローワークへの出頭に往復６時間以上要する者について、市町村役場におけるオンライン面談による失業認定の試行実施を行い、同年４月からは、実施地域を拡大している。 ○令和５年７月から大規模労働局９労働局（東京、大阪、名古屋、福岡、北海道、宮城、新潟、広島、香川）において、 ・難病患者、長期療養者、子育て中の者等について、オンライン面談による失業認定 ・計画的な早期再就職を目指して公共職業安定所の支援を受ける者について、オンラインでの手続きのみによる失業認定 を試行実施を行っている。 ○当該試行実施を踏まえて、来所困難者のオンライン面談、就労支援プログラム対象者のオンライン申請による失業認定について、令和７年１月から全国で実施することとした。			
14	①貸金業法 ②貸金業法施行規則	金融庁	①第4条第2項 ②第4条第3項	役員等の登録届出時における住民票の写し等原本提出が必要な本人確認書類の添付廃止。	関係各所と調整のうえ、デジタル手段による対応（書面掲示規制PHASE3）を可能とする。	令和６年度 ４月～６月	その他	完了済み	令和６年５月、「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正により、住民票の写し等の公的機関が発行する添付書類について、原則として金融庁電子申請・届出システムを利用して提出を求めることとした。			
15	金融商品取引所等に関する内閣府令	金融庁	第111条第2項	役員の変更届出時における添付書類をペーパレス化（原本提出不要）して欲しい。	関係各所と調整のうえ、デジタル手段による対応（書面掲示規制PHASE3）を可能とする。	令和６年度 ４月～６月	その他	完了済み	「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第６条によれば電子的方法により提出することが可能であったものの、慣行的に、公的機関が発行する添付書類については原本の送付が行われていたところ、原則、金融庁電子申請・届出システムを利用して提出すれば足りる旨、金融商品取引所に対して周知した。（令和６年５月）			
24	地方財政法	総務省	第5条の5	セキュリティートークンの技術を活用したデジタル地方債証券（無券面）の発行を認めていただきたい。	振替地方債以外の券面不発行による地方債発行の仕組みについて、地方団体や市場関係者等を交え、令和５年度の検討会（HP公表）において法令上の措置も含め必要な調査・検討を行い、結論を得る。	令和６年度 ４月～６月	その他	一部完了済み	セキュリティートークンの技術を活用した地方債に関して、令和５年度の「地方債に関する調査研究委員会」において、地方団体や市場関係者等を交え、メリットや発行に向けた課題等についての調査・検討を行った。	地方公共団体によるセキュリティートークンの技術を活用した地方債発行の仕組みについて、令和５年度の「地方債に関する調査研究委員会」における地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、全国での適用措置について検討し、2024年度中に結論を得ることとしているため。	令和７年３月	地方公共団体によるセキュリティートークンの技術を活用した地方債発行の仕組みについて、令和５年度の「地方債に関する調査研究委員会」における地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、全国での適用措置について検討し、2024年度中に結論を得ることとしているため。